

救護法下の救護施設の実態

——普及と施設実態、認可と補助、施設財政など——

The Actual Condition of the Relief Institutions under the Poor Relief Law

寺 脇 隆 夫*

Takao Terawaki

目 次

はじめに

第1章 救護施設の普及と施設実態——再集計結果を中心に

- (1) 救護法における救護施設の位置と役割
 - (2) 救護施設の設置・普及状況
 - (3) 救護施設の実態／再集計データの特徴
- 注 (第1章)

第2章 救護施設の認可と補助の実態——その手続過程を通して

- (1) 設置設備の認可申請手続と事例
 - (2) 設置設備費の補助申請手続と事例
- 注 (第2章)

第3章 救護施設をめぐる財政実態——公費支出と補助の状況

- (1) 救護施設への救護費・委託救護費
 - (2) 設置設備費への補助とその実際
 - (3) 公立施設への事務費補助の実態
- 注 (第3章)

おわりに

資 料

1. 救護施設の名称等一覧 (事業形態／事業種別、1936.12.1現在)
2. 救護施設の普及状況 (1932~1942) と施設実態／再集計結果 (1936.12.1現在)
3. 救護施設設置設備認可の申請手続関係文書 (萩町・山口市・徳山町・宇部市救護所)
4. 救護施設設置設備費補助の申請手続関係文書 (山口市・徳山町・宇部市救護所)
5. 救護施設収容救護者の状況と救護費支出額 (山口市・徳山町・宇部市救護所)
6. 私立救護施設 (大勸進養育院) の収支決算一覧 (1931~1944)
7. 公立救護施設事務費の内訳と財源 (山口市・徳山町・宇部市救護所)

*社会福祉学部教授

はじめに

救護法の成立と施行の実態については、いくつかの個別領域を除き十分な実証研究がなされているとは言い難く、未解明な部分が多くある。筆者は、その全体像を再構成する意図を以て、史資料の紹介と不明部分の解明をいくつかの拙稿*1で行ってきた。

本稿では、救護法によって法的根拠を与えられた「救護施設」について取りあげ、その普及状況と施設実態、救護施設としての認可と補助の実際、救護施設の財政、とりわけ公費支出の実態などについて明らかにし、その果たした役割や与えた影響、意義などについて検討する。

その方法としては、社会局がまとめた救護施設のデータを吟味、再集計*2して検討すること、県庁文書として残されている救護施設の認可や補助にかかわる関係文書類*3を使用してその申請手続の実際を検討すること、いくつかの救護施設の年度報告（決算データ）*4を用いて、救護施設の財源に占める公費支出分を検討すること、などなどである。

あわせて、それらに用いた史資料のうち、公刊されていないものについては、本稿末尾に資料として、可能な範囲で紹介、掲載する。

ところで、救護施設は、救護法による収容救護の主たる担い手たる役割を期待されて法に規定されたものである。しかし、救護法の施行下での実態がどのようなものであったかについては、わずかに制度解說的な概況を取りあげた戦前期の文献*5で知ることができる程度である。

したがって、法の施行状況の一環としてはもちろん、とりわけ収容救護における施行実態を解明するという点からしても、それ自体として重要であることは、言うまでもない。

それだけにとどまらず、仮説的なものではあるが、救護施設とそれをめぐる制度が、戦後の社会福祉施設とその制度の母胎となつたと筆者は考えている。それゆえ、救護施設はその及ぼした影響からして、社会福祉施設をめぐる制度形成史のいわば直接的な前史をなすものとして、捉えられる。そのような意味から、救護施設の実態の解明

は重要と思われる。

なお、「救護施設」の用語については、救護法施行以前から存在した窮民救助事業・救護事業の施設名称として使用されたことがあり、さらに現行の生活保護法中の施設名称としても使用されている*6。ここでは、当然ながら救護法によって認可された施設に限定していることをお断りしておきたい。

*1. 筆者がすでに公表した救護法の成立・施行関係の拙稿には、次のようなものがある。以下の本稿で、拙稿のNoをあげたものは、下記のことを意味する。

No 1. 「小島幸治文書〈救貧法関係書類（綴）〉と5点の新救貧立法構想文書」（『社会福祉学』37-1号 1996.6）

No 2. 「昭和3～4年段階の救護法立案過程の史料」（『社会事業史研究』23号 1995.10）

No 3. 「昭和初頭における救貧立法制定方針の確定と児童扶助法案の帰趨（上下）」（『長野大学紀要』66・68号 1996.3・9）

No 4. 「救護法の成立と施行をめぐる経緯」（『長野大学紀要』73・74号 1998.3・6）

No 5. 「救護法による救護限度の設定と改訂引上げの実態」（『長野大学紀要』85号 2001.3）

No 6. 「山口県における救護法の施行・展開過程」（『山口県地方史研究』86号 2001.10）

No 7. 「救護法の施行状況と法改正までの経緯」（『長野大学紀要』89号 2002.3）

No 8. 「救護法制定過程の研究／立法構想と立法案方針をめぐって」（『社会事業史研究』30号 2002.10）

*2. 救護施設の実態を明らかにするために、再集計したものは、社会局が認可した救護施設のデータについてまとめた、社会局保護課「救護施設調」（第七拾回帝国議会／『救護法中改正法律案資料』1937初頭、未公刊文書綴）である。その調査時点は1936年12月1日現在のものと推定される。

*3. 救護施設の新設拡張などの設置設備の認可および救護施設への国庫補助などの公費補助については、1932～1937年にかけてに限定されるが、申請手続過程のはほぼ全経過を知ることができる関係文書が、山口県文書館に所蔵されている。

*4. 救護施設の決算報告などを含む年報類については、次の三施設のものがかかり揃っている。

大勸進養育院（育児・養老）、別府養老院、佐世保養老院

なお、この三施設のうち、後二者は『老人問題研

究基本文献集』(大空社、1992.4刊、27・28巻)に複製・収録されている。ただし、大勸進養育院については直接原本の年報を用いた(該当時期のものは、同文献集には収録されていない)。

*5. 戦前昭和期の文献で、救護施設についてやや詳しく取りあげているものには次の二点があるが、前者は法上の施設に限定したものでなく、より広く救護事業一般として取りあげの中で触れたものであること、後者は救護施設をめぐる制度上の解説を詳しく行なっていること、などの特徴を持つ。しかし、いずれも、救護法施行状況下での、救護施設の実態については、簡単にしか触れていない。

・小沢一『救護事業指針—救貧の理論と実際』1934.1

・堀田健男『救護事業』1940.11

*6. 周知のことであるが、1950年に公布された現行の生活保護法では、「保護施設」中の施設種別の一つとして、「救護施設」が規定されている(三十八条一項一号)。しかし、救護法上の「救護施設」は、それとはやや性格が異なり、より広範な施設種別を含む総称として、生活保護法上で言う「保護施設」という用語に近い使われ方の概念である。

第1章 救護施設の普及と施設実態

——再集計結果を中心に

救護法における救護施設については、その法制的側面を除き、救護法の施行面からする実態については、明らかにされていない点が多い。

とりわけ、法による救護にあって、収容救護の中核として期待され、位置付けられながら、どの程度、普及していたのか。また、どのような施設から構成されていたのか。といった基礎的なことすら明確にはされていない。

本章では、その実際について、可能な範囲ではあるが、明らかにしてみたい。

まず、(1)では、救護法における救護施設の位置や役割を明らかにする。

次に、(2)では、既存の救護施設データを再検討・部分的に再集計して、その普及状況を明らかにする。

さらに、(3)では、救護施設の実態を明らかにするために、1936年12月時点の個別施設データを再集計した結果を用いて、どのような特徴を持った施設から構成されていたかを明らかにする。

(1) 救護法における救護施設の位置と役割

救護法は、救護の方法として、その十一条で、「救護ハ救護ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ」と規定して、居宅救護が原則であることを謳っている。収容救護は、それが困難な場合に限定(十三条)しているのである。

また、実際の救護法の施行状況からしても、表1の一日平均救護人員¹⁾の方法別構成が示すように、居宅救護は圧倒的な部分を占めている。

すなわち、居宅救護は法施行の当初から一貫して全体のほぼ九割強を占めており、救護法施行のピーク時点(1937年度)の救護人員は11万人強に達する。

これに対し、収容救護の量的比重は低い。施行当初は5~7%程度、法施行のピーク時点でようやく1割程度に到達し、救護人員も1万人を数えるにすぎない。

なお、ここでは詳しくは取りあげないが、この収容救護の比重が多くても1割程度に過ぎないという状況は、あくまでも全国データの結果である。道府県別などの地域別データでは大きなバラツキがあり、概して都市部では高いという傾向が見られる²⁾ことに留意しておきたい。

①収容救護と救護事由

ところで、救護法による救護を受けた被救護者、とりわけ収容救護を受けた被救護者の特質は、何か。どのような人々だったのであろうか。

そのことを示すデータはわずかしかない³⁾。すなわち、社会局が1935年5月に実施した要救護者数調査結果がそれである。

そこでは、救護を受けている場合の、被救護者種別(=救護事由)とその救護事由とは別に、疾病傷痕状態にあるか否かについてのデータがわかる。表2に示すものがそれである。

そのため、被救護者の要救護事由が疾病傷痕の者だけでなく、その他の要救護事由(例えば老衰者・幼者等々)の場合でも、疾病傷痕の状態にあれば、その結果が見られる。この点は、一般の救護統計⁴⁾に見られないこの調査データの独自の特徴である。

表1 救護法による救護人員（生活扶助）の方法別構成の推移
 〈特定期間の一日平均救護人員〉 (1931~1939年度)

年度	各年度前半期(4.1~9.30)の一日平均救護人員			各年度(4.1~3.31)の一日平均救護人員		
	救護人員 総数	居宅救護 人員	収容救護 人員	救護人員 総数	居宅救護 人員	収容救護 人員
1931	—	—	—	36,468 (100)	33,898 (93.0)	2,570 (7.0)
1932	61,101 (100)	57,991 (94.9)	3,111 (5.1)	・	・	・
1933	97,247 (100)	91,381 (94.0)	5,866 (6.0)	・	・	・
1934	108,120 (100)	100,178 (92.7)	7,943 (7.3)	・	・	・
1935	117,714 (100)	109,783 (93.3)	7,931 (6.7)	・	・	・
1936	・	・	・	123,120 (100)	113,863 (92.5)	9,257 (7.5)
1937	123,369 (100)	114,487 (92.8)	8,882 (7.2)	124,595 (100)	114,791 (92.1)	9,804 (7.9)
1938	104,036 (100)	95,076 (91.4)	8,960 (8.6)	101,067 (100)	91,007 (90.0)	10,061 (10.0)
1939	・	・	・	101,402 (100)	91,787 (90.5)	9,614 (9.5)

注1. 本表の数値は、拙稿のNo8に掲載の資料1「救護統計/救護法による救護状況」の1-①表に依拠している。
 2. 1931年度のみは、1.1-3.31の3ヶ月分である。
 3. 表中の()内の数値は構成比である。また、「・」は、典拠とする原資料に数値がないもの、などを意味する。

表2 救護法による被救護者の被救護者種別(救護事由別)の構成と疾病傷痕状況
 (1935.5、要救護者数調査)

	被救護者 総数	再掲							再掲	
		a 65歳 以上の 老 衰者	b 13歳 以下の 幼 者	c 妊産 婦	d 不具 廃疾	e 疾病 傷痕	f 精神 耗弱 身体 虚弱	g 幼者 哺育 の母	h eを 除く 疾病 傷痕	i 疾病 傷痕 状態 e+h
全体	125,735 100%	26.9 (4.9)	49.4 (2.8)	0.4 (0.1)	5.9 (2.3)	11.2	5.7 (2.3)	0.5 (0.1)	12.4	23.7
A 居宅 救護	117,305 100%	27.1 (4.7)	48.3 (2.8)	0.4 (0.1)	6.0 (2.3)	10.0	5.1 (0.2)	0.5 (0.1)	11.8	21.9
B 収容 救護	8,430 100%	24.5 (7.1)	29.7 (3.2)	0.2 (0.0)	4.4 (1.8)	27.3	13.8 (9.9)	0.2 (0.0)	22.1	49.5
A-B ポイント 差		2.6	18.6	0.2	0.6△	17.3△	8.7	0.3	△10.3△	△27.6

注1. 本表は、要救護者数調査結果から、筆者が算出・作成したものである。数値の原データは、『社会事業彙報』昭和11年1月号(1936.1)および社会局『第七拾回帝国議会/救護法中改正法律案資料』1937初頃(未公刊)による。
 2. 表中の()内の数値は、疾病傷痕状態にあるものの比率(内数)である。
 3. A-B ポイント差の欄の △印はマイナスを意味する。

まず、救護事由としての被救護者種別は、全体での最多は幼者の49%強、2位は老衰者の27%弱、3位は疾病傷痍の11%強となっている。

ただし、救護方法別に結果を見てみると、居宅救護では、全体の結果と大きくは変わらない。しかし、収容救護では、最多の1位は幼者(30%弱)、2位は疾病傷痍(27%強)、3位は老衰(25%弱)で、4位は精神耗弱・身体虚弱(14%弱)となっている。

収容救護の比率の方が、居宅救護の比率を上回るのは、疾病傷痍が最大で17.3ポイント、次いで精神耗弱・身体虚弱で8.7ポイントである。逆に居宅救護の方が収容救護より大きいのは幼者で18.6ポイント、次いで老衰で2.6ポイントとなっている。

さらに、この調査データは、救護事由とは別に、重複して疾病傷痍状態にあるものが、全体で12%強(収容救護のみでは22%強)も存在することを明らかにしている。救護事由の疾病傷痍以外に、これだけの疾病傷痍者がおり、合わせると全体で24%弱(収容救護の場合では50%弱)もが疾病傷痍状態にある。

その場合、居宅救護と収容救護をくらべたポイント差も、収容救護がはるかに上回っている。表2の再掲数値に見られるように、全体(i)では27.6、救護事由の疾病傷痍(e)を除いた場合(h)でも10.3も差がある。

このように、被救護者のうち、病者の状態(疾病傷痍)の割合が、全体で四分の一弱、収容救護では二分の一にもなることが、この結果から読取れる。

これらの事実は、同じ労働無能力者である被救護者であっても、居宅救護では救護困難なケースが、収容救護の対象者であることを物語る。

さきあげた疾病傷痍や精神耗弱・身体虚弱に限らず、幼者や老衰、不具廃疾などの救護事由の労働無能力者の場合、労働が不能で所得稼得能力に欠けることは言うまでもない。

だが、それだけにとどまらず、一般に、自立した生活行動が困難であり、子どもや高齢者、障害者や病弱者など、日常生活上の介護や養護・養育・保育などの「世話」(今日で言う「福祉サービス」)に相当)や疾病治療(医療サービス)などを

必要とする。

家族・親族とともに生活していないような状態の場合には、居宅での救護は当然困難とならざるを得ない。例え、家族・親族がいても、貧困であれば、経済面での扶養が困難なうえ、家族による日常的な「世話」や「面倒を見る」ことが難しい場合もある。

また、「世話」に多大な手がかかるような場合や、医療などより専門的サービスを必要とするような場合(この表2の疾病傷痍状態など)には、とうてい家族・親族に依存して生活することは出来ない。

いずれにせよ、そのような居宅での救護困難な救護対象が存在することは確かである以上、収容形態をとって救護するほかはない。救護法における収容救護は、こうした事態に対応するものとして、法に規定されたことは明らかである。居宅救護が原則だとしても、このようにそれを「為スコト能ハズ又ハ適当ナラズ」(法十三条)とする状況は、少なからず存在した⁵⁾のである。

救護法が居宅救護原則の下で、例外的にせよ、収容救護の方法を規定し、その手段として、「救護施設」への収容・委託および「私人ノ家庭」もしくは「適当ナル施設」への委託をあげている(法十三条)のは、そのためと言える。

なお、この規定では、必ずしも明示してはいないが、救護法の体系からすれば、法が六条でとくに設けた「救護施設」が収容・委託の中心であることが予定されており、その補助手段として、「私人ノ家庭」もしくは「適当ナル施設」への委託が想定されている、と言える。

②収容救護における収容委託先

ここでは、まず、救護法の施行実態としての、実際の収容救護の収容・委託先はどのようなものだったかについて明らかにし、次に、その中心的手段であることが予定されていた「救護施設」について、やや詳しく取りあげよう。

では、実際の救護法施行状況にあっては、被救護者は、どこに、どのくらいの割合で収容委託されていたのだろうか。しかし、さきあげた三タイプの収容委託先のうち、その内容を明らかにすることが可能な救護統計や資料は、ほとんどな

表3 被收容救護者の收容・委託先×被救護者種別＝救護事由別

1935.5.1 現在

	全 体		救護施設		その他	
	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率
收容救護者の実数	8,430	100	5,908	70.1	2,522	29.9
a 65歳以上の老衰者	2,062	100	1,549	75.1	513	24.9
b 13歳以下の幼者	2,506	100	1,830	74.2	676	27.0
c 妊産婦	15	100	9	60.0	6	40.0
d 不具廃疾	367	100	234	63.8	133	36.2
e 疾病傷痍	2,301	100	1,653	72.1	648	28.2
f 精神耗弱身体虚弱	1,163	100	624	53.6	539	46.3
g 幼者哺育の母	16	100	9	56.3	7	43.8
再掲						
h eを除く者中の疾病傷痍者	1,860	100	1,185	63.7	675	36.3
i 疾病傷痍者 計(e+h)	4,170	100	2,838	68.1	1,323	31.7

注1. 本表は、要救護者数調査結果(1935.5.1現在)に含まれる被救護者のデータから被收容救護者分を抽出して、作成した。

2. 数値の典拠等は表2の注1参照。

い。その收容・委託先をわずかでも明らかにし得る全国データは、管見のかぎり、さきに見た要救護者数調査(1935年5月)の結果だけである。

その收容・委託先のデータを整理したものが、表3である。このデータは、すなわち、要救護者とされるもののうち、現に救護を受けている者を実地に調査したデータであり、そのうちの收容救護されている状況について見たものである。

ただし、見られるように、「救護施設」の他は、「其ノ他」とされているのみで、「私人ノ家庭」や「適当ナル施設」については一まとめにされており、分離することはできない。

それによれば、收容救護者総数(8,430人)のうち、救護施設への收容・委託が70%で、その他(私人と適当なる施設)への委託は、30%であることがわかる。

その結果を、被救護者種別(救護事由別)に見ると、老衰者、幼者、疾病傷痍は、救護施設への收容・委託がやや多い。これに対し、精神耗弱・身体虚弱、乳児哺育の母は、救護施設への收容・委託が特に低く(50%台)、妊産婦、不具廃疾などがそれに次いでいる。

ところで、「その他」に含まれる「適当ナル施設」についてだが、これについての特段の法令上の規定はなく、市町村長が認めれば、要するにどのような施設でも良いことになっている。

実際には、救護施設として認可を受けなかつ

た、一般のいわゆる社会事業施設や病院がほとんどだったと思われる。また、「私人ノ家庭」の場合も同様だが、いわゆる篤志家と呼ばれるケースが多いのだろうが、実際にはどのような「私人」であったのだろうか。

③救護施設の制度上の位置

見てきたように收容救護の收容委託先の全国的な実態からすれば、救護施設が收容救護の中核部分(7割)を担っていたことは明らかであるし、法もそれを期待していた。

そもそも、ここで取りあげる「救護施設」は、救護法に法的根拠を持つ施設(その定義は法六条)である⁶⁾。しかし、この救護法上の「救護施設」の概念・用語には、しばしば混乱が付きまわっている。

というのも、救護法の施行以前(大正末期～昭和初頭)には、広義の制度概念として「救護施設」なる概念・用語⁷⁾が存在し、使用されていたことがあげられる。

また、ほぼそれに併行して、範囲をやや縮小した「救護」または「救護事業」なる概念・用語⁸⁾が登場し、広く使われるようになる。

そこに含まれるいわゆる窮民救護事業のうち、とくに「院内」と呼ばれる收容型の施設が、実態的にはほぼそれに該当すると思われる。しかし、認可を受けぬ限りは、救護法上の「救護施

設」とはなりえなかった。

そうした実態も重なって、救護法上の「救護施設」の概念・用語の普及は遅れた⁹⁾と言える。

ところで、救護法上の救護施設について、その法制度面での規定について、ごく簡単に整理すると、定義規定（六条）を除き次の六点になる。

- a 救護法の救護施設は、その設置には、市町村の場合、その設備につき地方長官の認可を要し（法七条一項）、私人の場合は、設置そのものにつき地方長官の認可を要する（法七条二項）、こととされている。
- b 市町村長は、収容救護（の手段）として、救護施設などに被救護者を収容し、若しくは収容を委託することがある（法十三条）。その場合、認可を受けた救護施設は、市町村長による救護の委託を行なうときの受託義務が規定されている（法八条）。
- c それらの救護施設の費用に対しては、市町村等が負担した収容・委託に要する救護費について、国庫は二分の一以内（1937年改正まで、以後は二分の一などの確定率）の補助（法二十五条一項）、道府県は四分の一の補助（同条、二項）を行なう。
- d 施設の新設・拡張などの設置設備費についても、公私にかかわらず、国庫・道府県により同様の割合で補助が行なわれる。
- e 加えて、施設のいわゆる事務費について、公立施設に対してのみだが、国庫および道府県費から同様の割合で補助が行なわれる。
- f その他に、私立施設にはその使用する土地建物への公課の免除が規定される（三十一条）などの優遇措置もある。

これらの補助規定のうちでは、とくにbおよびcの救護施設への収容・委託のための救護費が重要な意義を持つ。とりわけ私立施設の場合には、市町村等による委託費として、一定の費用（委託救護費）が支払われる仕組みが構築されたことを意味するから、その影響は極めて大きい。

また、あわせて、dの新設・拡張などの設置設備費への補助制度が、私立施設に対して適用されることになった点も重要である。

1932年の救護法の施行以前にあっては、特定の法にその根拠を持っている施設のうち、いわゆる

社会事業関係の施設と見做しうる施設は、病院関係を除けばわずかに、明治年間の感化法（1900）に基づく「感化院」と廃兵院法（1906）に基づく「廃兵院」があっただけである。

ただし、廃兵院の場合は、軍事援護関係の特殊性が強いただけでなく、施設自体が国立の特別施設として設置されるもので、それも全国で1ヶ所しか設置されなかった。

これに対して、感化院の場合には、1908年の法改正以後、全国各府県に設置義務が課されることになった影響が大きい。施設数は62ヶ所（1930.1現在）で、公立施設が主流¹⁰⁾（国立施設も1ヶ所）であった。

そうした意味では、救護法による救護施設の誕生によって、民間の私立施設にも認可制度によって門戸を開き、しかも、それら私立施設に対して、公立施設と同様に、救護費や施設設置費に見られるような補助（負担）制度を創設したことの意味は大きい。

こうして、以下で見るように、創設後ほぼ一年のうちに100ヶ所を越えて施設の設置が進むことになるなど、いわゆる社会事業関係施設の法制度上での発展の先駆となったと考えられる。したがって、施設制度史という視点からも、救護法上の救護施設の持った意義は大きいと考えられる。

(2) 救護施設の設置・普及状況

救護施設の普及状況について、概観的にせよ触れた先行研究はなく、そもそも基礎的なデータがわずかしかない¹¹⁾。ここでは、いくつかの文献・資料の数値をまとめて、救護施設の設置数、公私別の設置状況や収容定員など、量的な面から救護施設の普及状況について、明らかにする。

① 救護施設の普及状況

わかりうる範囲で、救護施設の普及状況にかかわる既存の基礎データをまとめたものが、本稿末尾に掲載した資料2-(1)である。

このデータのほとんどは、社会局保護課が、主に雑誌や年鑑編集者の求めに応じて、あるいは議会対策の必要から、救護施設の認可承認の際の諸資料（例えば、認可台帳など）から基本データを

抽出し、「救護施設調」としてとりまとめたもの
 のようである。

したがって、特別な調査¹²⁾や統計報告的なデータからまとめたものではないので、この「救護施設調」にはいくつかの制約がある¹³⁾ことに留意しておく必要がある。

それらの基礎データをもとに、まず、救護施設の施設(団体)数の推移を簡略に示したものが表4である。

表4 救護施設の施設・団体数の推移

調査時点	総数		公立		私立	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
1932.4	カ所 33	% 100	カ所 4	% 12	カ所 29	% 88
1932.12	80	100	20	25	60	75
1933.12	109	100	28	26	81	74
1935.7	124	100	36	29	88	71
1936.12	136	100	43	32	93	68
1939.12	151	100	54	36	97	64
1941.10	154	100	53	34	101	66

注1. 本表の数値は、本稿末尾に掲載の資料2の(1)に基づき作成した。

2. 本表で「施設・団体数」と表記したのは、本表の原データとなった各時点の「救護施設調」では、同一名称の団体が二つの異なる事業種別で別個に定員を設定している例がいくつかあり、その場合も一つとして扱っているためである。

つまり、一団体が事実上は二施設を経営しているものがあるが、表の数値としてはその分が少なくなっていることに留意されたい。

なお、この表で、「施設・団体数」と表記したのは、同一名称の団体であるが、二つの異なる事業種別で定員も別個に設定しているところがいくつかあり、それらも一つと数えているためである。つまり、実質的な「施設数」としては、表の数値より、その複数分だけ増えることになる。

表4によれば、救護施設(団体)は、救護法施行直後の1932年4月時点では、33ヶ所となっているが、同年12月には、80ヶ所にと急増している。さらに、翌年の1933年12月には、109ヶ所となり、一年間で29も増えた。

とはいえ、法の施行後はほぼ二年近くが経過しており、救護施設の認可手続きラッシュは、落ち着きを見せ始めたようだ。というのも、その三年後の1936年12月には136ヶ所で、三年間で26ヶ所しか増えていないからである。それでも漸増傾向は続いており、さらに三年後の1939年12月には151ヶ所(三年で15増)になっている。

この表4で、施設の設置主体の状況を見ると、1932年4月時点で、公立はわずかに4ヶ所(12%)に対し、私立は29ヶ所(88%)だったものが、同年12月には、公立が20ヶ所(25%)で四分の一、私立が60ヶ所(75%)で四分の三となっている。また、1939年12月のデータでは、公立が54ヶ所で三分の一強、私立が97ヶ所(64%)で三分の二弱となり、この間、公立の救護施設が大幅に増加したことがわかる。

表5 救護施設の入所定員数の推移 下段()内は比率、%

調査時点	入所定員			救護法該当者定員		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立
1932.4	人 2,972 (100)	人 114 (4)	人 2,858 (96)	人 2,697 (100)	人 89 (3)	人 2,608 (97)
1932.12	5,524 (100)	938 (17)	4,586 (83)	4,614 (100)	687 (15)	3,927 (86)
1933.12	7,112 (100)	1,395 (20)	5,717 (80)	5,706 (100)	1,035 (18)	4,671 (82)
1935.7	7,526 (100)	1,534 (20)	5,992 (80)	6,132 (100)	1,174 (19)	4,958 (81)
1936.12	7,937 (100)	1,710 (22)	6,227 (78)	6,517 (100)	1,340 (21)	5,177 (79)
1939.12	10,684 (100)	4,143 (39)	6,541 (61)	8,681 (100)	3,290 (38)	5,391 (62)
1941.10	11,847 (100)	4,314 (36)	7,533 (64)	9,759 (100)	3,652 (37)	6,107 (63)

注 本表の数値は、本稿末尾に掲載の資料2の(1)に基づき作成した。

②救護施設の収容定員

さらに、救護施設の収容定員の推移を見たものが、表5である。なお、救護施設の場合、施設自体の定員とそのうちの救護法該当者の定員という二つの定員があることに留意しておきたい。

この表5で収容定員を見ると、1932年4月には、2,972人（うち、救護法該当分2,697人）であったが、同年12月には、5,524人（そのうち救護法該当分4,614人）となり、さらに、1939年12月には10,684人（うち法該当分8,681人）とほぼ倍増している。

なお、公私別の定員については、表では、1932年12月（公立17%、私立83%）から1936年12月（公立22%、私立78%）までの間は、公立が漸増している。これに対し、1939年12月（公立39%、私立61%）を見ると、急激に公立がそのシェアを拡大している。

実は、この時期（1938年8月）に、それまで五年にもわたって、財政上の理由で救護施設としての認可が抑えられていた、東京市養育院（板橋本院および巣鴨分院、収容定員2,129人、うち法該当者分1,500人）が、ようやく認可を得られた¹⁴⁾という事情があり、その結果として、公立の収容定員が急増したのである。

(3) 救護施設の実態／再集計データの特徴

以上に見てきたような救護施設数やその収容定員といった量的な面だけでなく、実際にはどのような特徴を持った施設が、救護施設として認可されていたのであろうか。以下では、筆者が再集計した救護施設のデータのいくつかを紹介し、救護法上の「救護施設」の特徴を明らかにする。

救護法は、救護施設を「養老院、孤児院、病院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施設ヲ謂フ」（六条）と定義している。しかし、これだけではその実態を知ることは困難である。また、何故か、救護法下の救護施設の実態を示すような統計データや実態調査はほとんどなく、その実態や実情はベールに包まれたままであった¹⁵⁾と言える。

ここでは、社会局がまとめた「救護施設調」（1936年12月1日現在の認可データ）¹⁶⁾に掲載の

救護施設データを、筆者が再集計した結果を紹介したい。この資料を再集計したのは、個別の施設データを掲載したものとしては、最新かつ最多の施設データを掲載しているためである。

なお、再集計したこの個別施設ごとの原データについては、事業形態／事業種別に再編して見やすくリストにしたもの（名称等一覧）を、本稿末尾に資料1として掲載してある。

①救護施設の一般的状況

では、その単純集計結果から、救護施設の概況をつかむことにしたい。表6（①～⑤）がそれである。

まず、救護施設数であるが、表6-①に示すように、1936年12月時点で救護施設として認可された施設数は、総数で144施設¹⁷⁾存在した。

それらの144の救護施設のうち、公立は3割、私立は7割で後者が三分の二強を占める。私立のうち、財団法人・社団法人などの公益法人が、その他の個人や団体（会員制含む）をやや上回っている。

所在地域も、県庁所在都市（58%）はじめ、都市部に多く存在し（あわせて8割）、都市部への著しい偏在（当時の都市部の人口は三分の一程度）が見られる。

また、救護施設の事業形態・種別を、表6-②で見ると、事業種別が一つの単独形態の施設が8割強、事業種別を複数以上持つ複合・混合形態の施設が2割弱となっている。

その単独形態の救護施設（計117施設）のうち、事業種別を見ると、最も多いのが育児（41施設）と養老（41施設）で並んでおり、ついで医療（23施設）、生活扶助（10施設）となっている。ほかに、乳児保育がある。

複合・混合形態の施設（計27施設）については、二種の事業種別を掲げたものが合わせて22施設あるが、表に見られるように、育児＋養老が8施設、生活扶助＋養老7施設などが目立つ。三種の事業種別を掲げるものは5施設ある。

次に、救護施設としての認可年度・時期を、表6-③で見ると、1931年度（1-3月）の認可が2割強、1932年度が5割弱、この両方で7割にもなる。以下、1933年度の認可は16%で、この

表6 救護施設の概況(1936年12月1日現在)〈再集計結果、単純集計〉

注 本表の数値は、本稿末尾に掲載の資料2-(2)および(3)に基づき作成した。典拠など一般的な注記については、それらを参照されたい。

6-① 救護施設の設置主体と所在地域

		実数	比率
総数		ヶ所 144	% 100
設置主体	公立	43	30
	私立	101	70
	(公益法人)	(59)	(41)
	(その他)	(42)	(29)
所在地域	県庁所在地	83	58
	一般都市	30	21
	町村部	31	22

6-③ 救護施設の認可年度・時期

		実数	比率
総数		ヶ所 144	% 100
1931年度(1-3月)		30	21
1932年度(4-3月)		71	49
うち前半期(4-9月)		(41)	(28)
後半期(10-3月)		(30)	(21)
1933年度(4-3月)		23	16
うち前半期(4-9月)		(10)	(7)
後半期(10-3月)		(13)	(9)
1934年度(4-3月)		8	6
1935年度(4-3月)		10	7
1936年度(4-11月)		2	1

注 本表の数値の一部は、集計段階の数値を含む。

6-② 救護施設の事業形態・種別

		実数	比率
総数		ヶ所 144	100%
単独形態事業種別		117	81
育児 乳児保育 ^a 養老 医療 ^b 生活扶助		41	28
		2	1
		41	28
		23	16
		10	7
複合混合事業種別		27	19
(2種)			
育児+養老	8	6	
生活扶助+医療 ^c	7	5	
養老+医療 ^d	2	1	
養老+不具廃疾 ^e	2	1	
育児+母子・婦人保護	2	1	
育児+感化	1	1	
(3種)			
育児+養老+医療	2	1	
育児+養老+生活扶助	2	1	
育児+養老+不具廃疾	1	1	

注 本表の事業種別には、以下のような例外的取扱をしたものがある。

*a この「乳児保育」には、「病児医療」を併設事業にするもの1ケースを含む。

*b この「医療」には、「助産」のみのもの1ケースを含む。

*c この「医療」には、「助産」を併設事業とするもの1ケースを含む。

*d この「医療」には、「助産」を併設事業とするもの1ケースを含む。

*e この「不具廃疾」には、「傷病兵救護」を併設事業にするもの1ケースを含む。

6-④ 救護施設の創設年次および認可時の既設・新設区分

		実数	比率
総数		ヶ所 144	% 100
施設の創設年次	1909年以前 (1889年前)	53 (7)	37 (5)
	(1890~99)	(17)	(12)
	(1900~09)	(29)	(20)
	1910~1929年 (1910~19)	34 (13)	24 (9)
	(1920~29)	(21)	(15)
1930年以降	57	40	
区分	認可時既設	100	69
	認可時新設	44	31

6-⑤ 救護施設の収容定員の分布

	収容定員		法該当分	
	実数	比率	実数	比率
総数	ヶ所 144	% 100	ヶ所 144	% 100
19人以下	26	18	36	25
20~49人	67	47	71	49
50~99人	33	23	25	17
100~199人	12	8	6	4
200人以上	5	3	5	3
不明	1	1	1	1
平均定員	55.1人		45.3人	

の時点までに87%が認可を受けていることがわかる。1934年度以降の認可は、著しく少なくなっている。

施設の創設時期を、表6-④で見ると、総数144施設中、1909(明治42)年以前が37%、1910~1929(昭和4)年が24%、1930年以降が40%となっており、古くからの施設が、認可を受けて救護施設となったことを示している。

表には示されていないが、最も古いのは金沢市の小野慈善院で、1868(慶応4)年となっている(本稿末尾の資料1-⑥参照)。

また、救護施設としての認可を受けた時点が、既設の施設だったか新設だったかの区分(認可の遅れがあるので、集計では1年未満のズレは同時に認可されたと見做し、新設に区分した)では、既設の施設が69%、新設の施設が31%であった。

次に、施設の収容定員(定員階級別分布と平均定員)は、表6-⑤に見られる通り、49人以下の比較的に小規模のところ占めており、中

でも19人以下のところは18%もある(平均規模は55人)。

これに対し、200人以上の大規模のところは、5ヶ所(3%)である。表には示さなかったが、最大規模のものは、大阪市の弘済会慈恵病院で700人であった(資料1-③参照)。

法該当分の定員も、ほぼ同様の傾向であるが、19人以下の比率(25%)がやや増大する。

②救護施設の特徴

以上に見てきたような救護施設の概況につき、さらに再集計結果から、その設置主体(公・私)別や創設時期別、などのクロス集計表を見てみると、これら救護施設がどのような特徴を持った施設であるかが鮮明になる。以下の表7-表10がそれである。

まず、救護施設の設置主体(公・私)別構成について、単独事業形態の事業種別に見た表7-①によれば、育児は圧倒的に私立の比率が高く

表7-① 救護施設の設置主体(公・私)別構成×事業種別
(単独事業形態のみ) (1936.12.1現在)

		総数		公立		私立	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率
全体		ヶ所 117	% 100	ヶ所 27	% 23	ヶ所 90	% 77
事業種別	育児	41	100	1	2	40	98
	乳児保育	2	100	-	-	2	100
	養老	41	100	6	15	35	85
	医療	23	100	12	52	11	48
	生活扶助	10	100	8	80	2	20

注 本表の数値は、本稿末尾に掲載の資料2の(3)に基づき作成した。

表7-② 救護施設の事業種別構成×公・私別
(単独事業形態のみ) (1936.12.1現在)

		総数		公立		私立	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率
単独形態総数		ヶ所 117	% 100	ヶ所 27	% 100	ヶ所 90	% 100
事業種別	育児	41	35	1	4	40	44
	乳児保育	2	2	-	-	2	2
	養老	41	35	6	22	35	39
	医療	23	20	12	44	11	12
	生活扶助	10	9	8	30	2	2

注 本表の数値は、本稿末尾に掲載の資料2の(3)に基づき作成した。

(98%)、養老も同様に私立の比率が高い(85%)。これに対し、公立の比率が高いのは、生活扶助(80%)である。医療は、公立の比率がわずかに高い(52%)が、私立(48%)もそれとほぼ等しい比率である。

なお、この表を逆転させて、救護施設の施設形態・事業種別を公・私立別に見た表7-②では、以下のような点が明らかになる。

すなわち、公立の救護施設では、医療(44%)が最多で、生活扶助(30%)がそれに次いで多く、養老(22%)が3位となっている。育児は極めてわずかで1ヶ所のみである。これに対し私立の救護施設では、育児(44%)が最多で、次いで養老(39%)が多くを占め、医療(11%)が3位となっている。生活扶助は数少ない。

ところで、これらの再集計の対象とした救護施設は、1932~1936年の夏頃までに、いずれも救護

施設としての認可を得たものだが、その施設の創設年や認可時の新設・既設の区分について公・私立別に見た表8によれば、次のような点が見える。

すなわち、公立施設は1930年以降の創設が72%なのに対し、私立は1930年以降の創設は26%しかない。また、認可時の既設・新設の施設区分では、公立は新設が53%とやや多いのに対し、私立は新設は21%に過ぎず、既設は79%と圧倒的に多い。

さらに、これらの創設年や既設・新設区分について、施設形態・事業種別を見てみると、表9に示したように、育児は古くからの創設のものが圧倒的に多い(1929年以前のもものが計93%)。養老も、古い時期の創設がかなりある(1929年以前が計54%)。これに対し、医療と生活扶助は、1930年以降の新しいものが7割を越える。

認可時期の既設・新設区分を見ても、傾向は同

表8 救護施設の創設年と認可時の既・新設×公・私立 (1936.12.1現在)

		全 体		公 立		私 立	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率
総 数		ヶ所 144	% 100	ヶ所 43	% 100	ヶ所 101	% 100
創設年	1909年以前	53	37	5	12	48	48
	1910~1929	34	24	7	16	27	27
	1930年以降	57	40	31	72	26	26
区分	既設の施設	100	69	20	47	80	79
	新設の施設	44	31	23	53	21	21

注 本表の数値は、本稿末尾に掲載の資料2の(3)に基づき作成した。

表9 救護施設の創設年と認可時の既・新設×施設形態・事業種別 (1936.12.1現在)

		単独形態事業種別		育 児		乳児保育		養 老		医 療		生活扶助		複合混合事業種別	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
総 数		ヶ所 117	% 100	ヶ所 41	% 100	ヶ所 2	% 100	ヶ所 41	% 100	ヶ所 23	% 100	ヶ所 10	% 100	ヶ所 27	% 100
創設年	1909年以前	42	37	31	76	1	50	9	22	1	4	1	10	9	30
	1910~1929	28	24	7	17	1	50	13	32	5	22	2	20	6	30
	1930年以降	46	39	3	7	-	-	19	46	17	74	7	70	10	41
区分	既設の施設	83	71	39	95	2	100	27	66	8	35	7	70	17	67
	新設の施設	34	29	2	5	-	-	14	34	15	65	3	30	10	33

注1. 本表の数値は、本稿末尾に掲載の資料2の(2)、2-(3)に基づき作成した。

様であるが、育児は既設が圧倒的に多く、養老は既設が三分の二を占め、生活扶助も既設が7割、逆に医療は新設が三分の二を占める。

以上に見てきたような結果から、全体として、古くからのいわゆる慈善・救済事業、社会事業などの施設として存在していた施設が、救護法の施行以降、救護施設としての認可を受けたケースが多くを占めていることがわかる。

さらに、施設形態・事業種別と公・私立別を組合せた参考表(表8・表9)を見ると、全体的な特徴がさらに明確になる。

すなわち、①最も多いのは、古くから創設されていた育児・養老などを事業種別とする私立施設であること、②養老には公立の新しい施設が若干あること、③生活扶助を事業種別とするのは公立

施設に多く、新しく設置されたものだが、既設の施設がやや多いこと、④医療を事業種別とするのは公私相半ばするが新しい施設が非常に多く、とくに公立では新設施設が圧倒的であること、などである。

そのことは、本稿末尾の資料1に事業形態・事業種別に掲載した個々の施設名を一覧することからも納得が得られるであろう。そこには、明治・大正期に創設された多くの著名な施設の名を見いだすことが出来るからである。

なお、定員規模については、公・私別に見た表10によれば、公・私とも20~49人クラスが最多であることは共通である。だが、公立は19人以下の小規模施設が4割近く、20~40人規模も4割強で最多と比較的に中規模以下が多い。平均規模は40

参考表(表8・表9) 創設年と認可時の既設・新設区分×施設形態・事業種別×公・私別 (単独事業形態のみ) <数値は実数値>

	単独形態事業計		育 児		乳児保育		養 老		医 療		生活扶助	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
総 数	27	90	1	40	-	2	6	35	12	11	8	2
創 設 年	1909年以前	1	42	1	30	-	1	-	9	-	1	-
	1910~1929	3	25	-	7	-	1	-	13	1	4	2
	1930年以降	23	23	-	3	-	-	6	13	11	6	6
区 分	既設の施設	10	73	1	38	-	2	1	26	2	6	6
	新設の施設	17	17	-	2	-	-	5	9	10	5	2

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料2-(2)、2-(3)の作成過程の集計資料による。

表10 救護施設の収容定員・法該当定員の分布と平均×公・私別 (1936.12.1現在)

	収 容 定 員						法 該 当 分 定 員					
	全 体		公 立		私 立		全 体		公 立		私 立	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
総 数	ヶ所 144	% 100	ヶ所 43	% 100	ヶ所 101	% 100	ヶ所 144	% 100	ヶ所 43	% 100	ヶ所 101	% 100
19人以下	26	18	16	37	10	10	36	25	21	49	15	15
20~49人	67	47	19	44	48	48	71	49	17	40	54	53
50~99人	33	23	4	9	29	29	25	17	1	2	24	24
100~199人	12	8	2	5	10	10	6	4	2	5	4	4
200人以上	5	3	1	2	4	4	5	3	1	2	4	4
不 明	1	1	1	2	-	-	1	1	1	2	-	-
平均定員	55.1人		39.8人		61.7人		45.3人		31.2人		51.3人	

注 本表の数値は、本稿末尾に掲載の資料2-(2)、2-(3)に基づき作成した。

人であるが、これは400人規模のものも含んだ数値である。

これに対し、私立は50人以上の中規模以上の施設が4割強もあるため、平均規模は大きくなり、62人にも達するというように、やや規模が大きくなる傾向が見られる。

法該当分の定員についても、公・私別に見た傾向はほぼ同様であるが、とくに公立施設において、19人以下のものが最多(49%)を占めるようになるのが最大の特徴である。

③救護施設入所者の実態

では、このような救護施設への収容・委託された被救護者、つまり、入所者はどのような人々であったのであろうか。それを全国的に明らかにしてくれる救護統計や救護関係調査は、ほとんどない。

しかし、さきに、表2・表3で見た1935年5月の要救護者数調査には、まことにわずかだが、その一端を示す収容救護者中の救護施設入所者のデータが見られる。それを見たのが、表11である。

それによれば、救護施設に収容・委託されている被救護者は、1935年時点で5,900人余であるが、

被救護者種別(=救護事由)で、1位が幼者(31%)、2位が疾病傷痍(28%)、3位が老衰(26%)で、この三者の開きはあまりない。4位は精神耗弱・身体虚弱(11%)、5位は不具廃疾(4%)の順となっており、以下、妊産婦と幼者保育の母はともに1%未満である。

また、この調査データでは、救護事由以外の疾病状態もわかるが、救護施設には、疾病傷痍を救護事由とする者以外に、疾病傷痍状態の者が20%もおり、あわせて疾病傷痍者は48%にもものぼることである。

被救護者種別(救護事由)で見ると、疾病傷痍状態のものは、救護施設入所者中の比率では老衰(8%弱)と精神耗弱・身体虚弱(7%)、幼者(4%弱)などに多い。なかでも、精神耗弱・身体虚弱の場合には、それを救護事由とするものの7割近くもが疾病傷痍状態にあるという結果が示されている。その他では、不具廃疾(4割)や老衰(3割)を事由とするものに、疾病傷痍状態にあるものの割合が高くなる。

もう一つ興味深いことは、「その他」の収容救護(「私人」と「適当ナル施設」と比べた場合、「救護施設」では、入所者に占める精神耗弱・身体虚弱の割合が著しく低く(ほぼ半分)なること

表11 収容救護者の被救護者種別(救護事由)の構成(収容・委託先別)

1935.5.1現在、()内は再掲数値

	全 体		A 救護施設入所者		B その他		A-B ポイント差 (△は減)
	人	うち疾病傷痍状態	人	うち疾病傷痍状態	人	うち疾病傷痍状態	
収容救護者の実数	8,430	(1,860)	5,908	(1,185)	2,522	(675)	
同 上 総 数	%	%	%	%	%	%	
	100	(22.1)	100	(20.1)	100	(26.8)	
a 65歳以上の老衰者	24.5	(7.1)	26.2	(7.5)	20.3	(6.1)	5.9
b 13歳以下の幼者	29.7	(3.2)	31.0	(3.5)	26.8	(2.3)	4.2
c 妊産婦	0.2	(0.0)	0.2	(-)	0.2	(0.2)	0.0
d 不具廃疾	4.4	(1.8)	4.0	(1.8)	5.3	(1.9)	△ 1.3
e 疾病傷痍	27.3		28.0		25.7		2.3
f 精神耗弱身体虚弱	13.8	(9.9)	10.6	(7.2)	21.4	(16.3)	△10.8
g 幼者保育の母	0.2	(0.0)	0.2	(0.2)	0.3	(-)	△ 0.1
再掲							
h eを除く疾病傷痍状態		(22.1)		(20.1)		(26.8)	△ 6.7
i 疾病傷痍計 e+h		(49.5)		(48.0)		(52.5)	△ 4.5

注1. 本表は、要救護者数調査結果(1935.5.1現在)に含まれる被救護者のデータから被収容救護者分を抽出して、作成した。

2. 数値の原データは、『社会事業彙報』昭和11年1月号(1936.1)および社会局『第七拾回帝国議会/救護法中改正法律案資料』1937初頃(未公開)による。

である。不具廃疾にもそのような傾向がやや見られる。

これは救護施設として認可された施設は、すでに見てきたように、施設ごとの事業種別が明確なため、精神耗弱・身体虚弱や不具廃疾事由のように、障害を持つ被救護者は、受入れられるのが限られたためである。

すなわち、さきに見た表6-②(10頁)が示すように、施設の事業種別に、精神耗弱・身体虚弱を含むものはゼロ、不具廃疾を含むものはわずかに3ヶ所だった。それ故、救護施設があえて選択されたとしても、主に生活扶助や医療などを事業種別とする施設に、入所先が限られたからである。

そのため、それらの障害を持つものは、救護施設以外の「その他」の收容救護（「私人」と「適当ナル施設」）に、向かうこととなり、集中した結果となったのであろう。とくに、「適当ナル施設」の中には、それらの障害児者を専門に受け入れたいわゆる障害児者の施設もあったからである。

なお、1928年に、久保寺保久らによって、創設された八幡学園が知的障害者（当時は精神薄弱者）の救護を事業種別とする救護施設として認可（1937.6）される¹⁸⁾のも、こうした状況下においてであることを指摘しておきたい。

この調査結果からは、以上見てきた程度の状況しかわからない。救護施設入所者の実態については、地方単位の調査や統計類¹⁹⁾あるいは個別の救護施設の資料を検討することで、なお知り得ることは多いと思われるが、それは別の機会に譲りたい。

注（第1章）

1. 救護率など救護の普及状況をみる指標としては、一定期間の一日平均救護人員ないし特定日現在での救護人員のいずれかが用いられるべきである。ただし、従前公表されている救護統計には、それらについてのデータが各年度とも十分に揃っているわけではない。そのため、一日平均救護人員について、可能な範囲でのデータをまとめたものが、この空白が多い表1である。

なお、この救護人員の取扱いに関する問題については、拙稿のNo.7の93～99頁で、詳しく取りあげた。

2. 例えば、1937年度（4～3月）の一日平均救護人

員中で、收容救護の比率（全国データは7.9%）が、15%を超えるのは、大阪府（26.2%）、東京府（17.6%）などであるのに対し、1%にも達しないのは、沖縄（ナン）、佐賀（0.0%）、青森（0.7%）、秋田（0.8%）などである。このようなバラツキが生じる要因は、主に救護施設（とくにその收容定員）などの普及状況の如何による可言えよう。

3. 收容救護を受けている救護法による被救護者を、専らないし主に対象とした全国的調査はほとんどない。あるものは、以下のような地方的なレベルのものに限られる。

收容救護を受けた人々の状況についての調査データが見られるのは、次の3点の報告書である。京都市社会課『昭和七年／救護状況報告』1933.3、東京市社会局『救護法に依る被救護世帯調査／昭和拾年度』1936.3、大阪市社会部『本市に於ける救護状況調査（社会部報告214号）』1936。

4. ここでは、社会局が道府県を通じて、市町村から報告を求めた各種の救護法施行にかかわる統計数値を全国集計して、公表した数値を意味する。多くは、『社会事業彙報』や『日本社会事業年鑑』などに、それぞれの時点で発表された。また、自ら刊行した報告書も若干ある。

これらのうち、「救護者種別」と称する数値が見られるが、その内容は「救護事由」として類型化した救護者種別であって、救護者の特質を十分に示したものではない。その典型とも言えるのが、この疾病傷痍状態についてのデータである。

5. つまり、主に生活行動面での自立した生活が困難な人々は多数存在したのであり、それらの人々には財貨など金銭給付を主とする居宅での給付だけでは対応できない。そこには、今日で言う社会福祉サービスや医療サービスを必要とする状況の原型がそこに見られると言って良い。
6. 「救護施設」という施設名称は、現行の生活保護法による「保護施設」中の一施設（同法三十八条一項一号）としても存在する。
7. 社会局社会部『本邦社会事業概要』1925.6。とくに、その36～37頁は、広義の制度概念としての「救護施設」の概念・用語の規定を行なっている。
8. 例えば、『社会事業統計要覧』（第六回、1927年以降）や『日本社会事業年鑑』の各年版の目次を参照。また、『全国社会事業名鑑』（1927年版および1937年版）などでの取扱い（分類）にも、「救護」または「救護事業」の語は、院外院内の総合呼称として用いられている。
9. この点を意識し、やや区別した記述や表記がなされるようになるのは、1939年9月に刊行された『日本の社会事業』中央社会事業協会刊あたりからであり、『日本社会事業年鑑』での救護施設と従来

型の「救護事業」の取扱いが変わるのは、1942（昭和17年）版からである。

10. 社会局『感化事業回顧三十年』1930.3に掲載の「感化院現況一覧」（1930.1現在）によると、国立1、道府県立39、道府県立の代用12、私立10となっている。
11. 救護施設の施設数や収容定員などの推移・普及状況について、基本的な数値そのものをまとめた救護統計データはない。したがって、『社会事業彙報』や『日本社会事業年鑑』などに見られる単年度のデータやその他の文献に登場するデータを継ぎ接ぎする以外には、普及状況を概観することができない。
12. 社会局（保護課）が、救護施設に対する特別な調査をまったくしなかったわけではなく、1937年以降、「救護施設ノ事業執行状況等調」といった報告を、道府県を通じて求めている（「救護施設ノ事業執行状況等報告ニ関スル件通牒」社発153号、昭12.6.4、社会局社会部長）。
しかし、その報告を集計したか否か、また集計したとして、それをまとめた資料があるのか否か、いづれにせよ、それを全国的にまとめた資料については、今のところ未見である。
13. そのデータのベースとなったものは、認可時点もしくはその変更時の届出・報告データの累積したものであって、とくに実態を調査したものではないから、次第に古くなる部分を含み、しばしば変動するような性格のデータは含まれていない。
14. その申請から認可に至る経過については、東京市『養育院七十年史』（1943.3）に、資料（認可書など）を添付してやや詳しく記述されている（46～51頁）が、本稿の3章の(3)でも紹介する。
15. 救護施設につき、やや詳しく取りあげている小沢や堀田の文献（「はじめに」の注記の*5）にしても、同様である。
16. 社会局『第七拾回帝国議会救護法中改正法律案資料』に含まれる。ただし、この「救護施設調」の調査時点の記載はない。1936年12月1日現在のものとしたのは、他の典拠（救護法改正法案の議会審議中の政府委員山崎巖の答弁中で12月1日現在の調査が引用されていて、数値が一致していることから確かと思われる）による。第七十回帝国議会貴族院軍事救護法中改正法律案特別委員会議事録第三号5頁、1937.3.17。
17. この再集計は、さきの表4で示した、1936年12月時点の調査（施設数136）と同じ時点のものであるが、再集計にあたっては、同一名称・同一経営で一つの施設・団体とされているものでも、二つの事業種別を掲げ、それぞれごとに収容定員を設定している場合には、それぞれを「単独事業形態」の

施設ととらえ、二つの施設として扱っている（定員を別個に設定していない場合は、「複合・混合事業形態」の施設とした）。そのような施設・団体は、8ヶ所あったため、本再集計では施設数は144となっている。

18. 八幡学園（千葉県市川市）の救護施設としての認可については、内海淳「八幡学園入園者実態の対象論的分析」（『精神薄弱問題史研究紀要』22号、1978.3）がとりあげている。
19. 救護施設への収容者について、地方レベルで多少ともその状況がわかるのは、注3にあげた三点の調査報告である。

第2章 救護施設の認可と補助の実際 ——その手続過程を通して

救護法のもとでの、救護施設としての認可の手続きおよび救護施設への設置設備費の補助の手続きについては、法制度的な部分は別として、その実際がどのようなものだったかについては、明らかにされていない点が多い。

これらの認可制度や補助制度が、救護法下の救護施設によって広く普及したこと、その経験と蓄積が戦後の社会福祉制度におけるその母胎となったと考えられるにもかかわらず、この点での説明はほとんどなされていない。

本章では、その実際について、可能な限り明らかにする努力をしてみたい。

以下では、まず、(1)で設置設備の認可申請について、その制度上の概要を明らかにした上で、具体的な手続き過程を含め、認可申請から認可の承認、決定（却下）に至る関係文書が残されている四施設の事例を取りあげ、検討する。

次に、(2)で設置設備に対する補助について、その制度上の概要を明らかにした上で、補助申請から決定に至るまでの関係文書が残されている三施設の事例を取りあげ、その検討を行なう。

(1) 設置設備の認可申請手続と事例

救護法は、救護施設の設置主体については特段の制限を設けていないが、法が規定するいくつかの特典を受けるには、救護施設としての認可を得ることが必要である。

① 認可申請手続の概要

救護施設としての認可については、さきにも触れたが、公立と私立の救護施設で、法上の扱いがやや異なる。すなわち、救護法は、市町村が設置する場合は設備につき（七条一項）、私人が設置する場合はその設置自体につき（同条二項）、地方長官（道府県知事）の認可を要することとしている。

この違いは、認可にあたって、市町村の場合には物的・人的設備面での条件のみが問題とされるのに対し、私人の場合はそれにとどまらず、設置主体自体の諸条件も広く問題とされることを意味する。実際には、以下に指摘するように、この違いは申請書へ添付する書類の有無となってあらわれる。

本稿で、「設置設備の認可」という語を用いているのは、その違いを超えて、公立と私立の双方の認可を含めた共通的な認可行為を取りあげ、問題にしているためである。

救護施設としての認可については、認可権限者は、法の規定上は、さきにあげたように地方長官で道府県の知事である。しかし、実際には、社会局長官名の依命通牒¹⁾により、救護施設の認可にあたっては「当分ノ内予メ当局へ協議」することを求め、その承認（同意）を条件としている。

この点は、法の規定からすれば越権と言わざるを得ないが、当時はこの種のことがしばしば行なわれていた。

具体的な申請手続は、救護法施行規則に定められた認可申請書（施行規則一条に記載事項²⁾を規定）と添付書類（同二条に書類内容²⁾を規定、私立のみ）により行なう。

認可書類の実質審査³⁾については、まず道府県（社会課）が行なう。問題がなければ、副申を添えて社会局への協議となる。問題があれば、「照会」という形で、設置主体への質問・調査が行なわれ（実地調査がなされる場合もある）、内容上（書類）の修正・訂正などが求められる。

道府県の審査をパスし、社会局への協議に持込まれた場合には、社会局での審査が行なわれるが、事実上の実質審査となる場合もある。

それらの結果、問題がなければ、社会局（形式

上は内務大臣名）は、認可の承認（同意）を行なう。道府県（社会課）は、その承認を得た上で、それぞれの知事名で「認可指令」と名付けた認可書を交付して、認可施設が誕生する。

もちろん、その過程で問題があれば、社会局は様々な形で「照会」という形の質問・調査を行なうが、書類の修正・訂正を求める場合もあり、そのまま「詮議難相成候」ということで、承認せず、却下となることもある。

これらの過程で問題なのは、審査（認可）の基準が公表されていなかったことである。そのため、初めのうちは手探りで申請書類の作成、提出がなされたようであり、次第に、その経験から、審査（認可）基準が明らかになってゆくという経過が見られる。

また、審査期間の定めはなく、様々な事情によってかなり手続きが長引く例が見られる。その事情が、設置者（申請者）側の問題ならばともかく、国（社会局）側の問題であることも、しばしばあり、とくに国庫の財政上の理由から長期にわたって、審査が放置されるような事態が見られた。

このような恣意的な認可審査の放置があったのは、主に、救護財政上の深刻な事態が起きて、救護の適正化という名の救護抑制対策がとられるようになる1939年度に入ってからである。

私立施設に対するこうした認可抑制については、従来、設置設備費への補助が付いたか付かなかったかという結果以外は、ほとんど知られてはいず、また問題にされた例も知られていない。

しかし、認可が引き延ばされ、放置されていた事例があったことは事実で、例えば、増設拡張の認可申請をしてから数年を経て、突然認可の通知があり、慌てて拡張工事に着手するようなケースも見られる。長野市の大勸進養育院の分院（三帰寮）の増設・拡張がそれである。

『大勸進養育院年報』（昭和拾年度版）の記録するところによれば、1935（昭10）年の7月6日に「本院附属育児部救護施設拡張認可申請ノ件本県知事ニ出願ス」との記載⁴⁾がある。

その後三年を経た、昭和拾三年度版の『年報』に、ようやく1938年の8月30日に「三帰寮施設拡張ニ設備変更ノ件…四ヶ年振ニテ…八月二十七

日ニ認可サル」との記載⁵⁾が見られる。

なお、この『年報』の冒頭には、「面目一新せる育児部の施設拡張」と題する記事が載せられており、そこには次のような記述が見られる。

…施設は狭溢を感じ、収容室、炊事場、食堂、病室等は身動きもならず、処遇上遺憾の点少ざりしも、此不便を思ひつゝ県当局と交渉数次、昭和十年七月六日救護施設の拡張認可の申請をなしたり。爾来迂余曲折内務省より厚生省関係となり漸くにして昭和十三年八月二十七日救護施設拡張認可の指令に接し、緊急同年九月十一日理事会に諮り、工事を競争入札に附し、同年九月二十二日起工、同年十二月二十七日工事を完了せり。

——『大勸進養育院年報』昭和拾三年度版、1939.7、下線は引用者（寺脇）。

また公立施設の場合には、救護費そのものと設置設備費だけでなく、いわゆる事務費への補助も実施されたから、認可を抑制する財政的效果も大きい。それゆえにこそ、そうした財政節減策も積極的にとられたであろう。

私立施設を含めてであるが、救護施設の認可件数は、1934年度に入ると、1章の(3)で見えてきたように、急減（とくに、36頁に掲載の表6-③参照）する。認可の抑制策がとられた証左である。

次の②のdで詳しく事例として紹介する宇部市救護所（1934年申請、1935年認可）の場合には、その典型だったと思える。また、3章の(3)で紹介する東京市養育院（1933年申請、1938年認可）の場合には、公立であるだけでなく、その巨大な施設規模（＝巨額な事務費負担）という事情も加わって、救護法施行上の財政問題が表面化する以前から、認可の抑制がなされていた。

② 認可申請手続の実際——山口県の四事例

ここでは、救護施設としての設置設備の認可申請手続の実際がどのようなものだったかについて、具体的な認可手続としてなされた関係公文書のやりとりが、ほぼ完全に保存されている山口県での事例⁶⁾を紹介し、検討する。

なお、ここで取りあげた事例にかかわる関係文

書は、本稿末尾に資料3としてその全部を掲載した。以下に見るように、1932年から1935年にかけて、認可が却下された一事例（萩町救護所）と、認可された三事例（山口市救護所、徳山町救護所、宇部市救護所）である。

a 萩町救護所（既設施設の設備認可）——却下事例

萩町には、1928（昭和3）年に設置した町立の救護所が存在し⁷⁾、貧困者や行旅患者の収容救助施設として活用していた。萩町では、救護法の施行に際して、同救護所をそのまま救護法に基づく救護施設としての認可施設とすることを計画した。その結果、認可権者である山口県知事宛に救護施設設備認可の申請を行なった。

ところが、5月にはその申請は却下されてしまう。表12は、その申請から却下までに至る経過を、萩町・山口県社会課・社会局の相互でやりとりした文書等を通じて、概略的にまとめたものである。この表によって、その間の経過を見ておこう。

萩町長からの申請を受けて、県社会課は申請内容について不明な点（現在収容中の人員、自炊用具の不備、救護施設の管理・維持方法など）につき照会、回答を得た上で、2月19日、知事名で社会局長官宛に「大体適当」として、認可の承認を求め協議を行なった。

ところが、5月10日付けで社会局から、設備の内容が不十分であるという理由で「詮議難相成」とする不承認の通牒がもたらされる。県では、5月14日付けで知事名の申請却下書を萩町長宛に送付、あわせて県学務部長名で「其ノ筋ヨリ」の設備不十分だとする理由を伝えた。

萩町では、設備不十分の具体的内容について回示してくれるよう県に照会したが、県社会課長は社会局の保護課長宛に同内容について照会、社会局からは藤野社会局書記官名の書簡（県井口社会課長宛）の形で、その回答がもたらされた。

社会局の認可方針に合致しない不備の点として、①救護施設は大体10人以上収容の規模、②被収容者による自炊方式は不適當、③介護に必要な人的設備（介護人）が必要、の三点が示されていた。

表12 萩町立救護所の設備認可申請関係文書の経過概要 (1932.2~6)

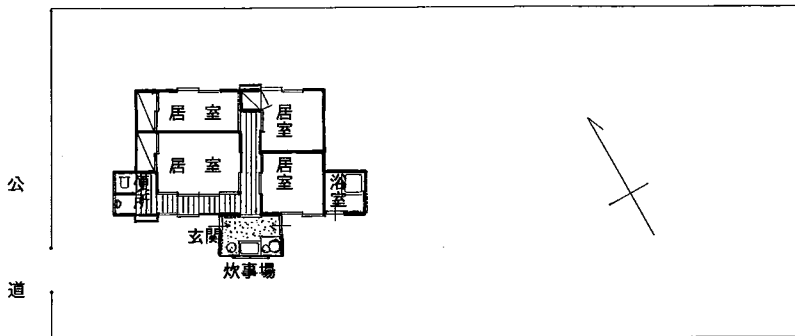
日付	発信者→宛先	資料№	文書の概略
昭7.		3-(1)	
2.9	町長→県知事	—①	設備認可申請(申請書)
2.13	県部長→町長	—②	申請内容につき照会
2.15	町長→県部長	—③	照会内容への回答
2.19	県知事→社長官	—④	萩町の救護所の認可につき協議(「大体適当ト認めラレ候ニ付認可致度」)
4.13	県知事→社長官	—⑤	照会(「認可方ノ件如何相違ヒ居リ候哉」)
5.2	町長→県部長	—⑥	照会(「認可申請致置…如何ノ都合ニ有之候哉」)
5.5	県部長→社課長	—⑦	照会督促(「急速御承認方御配慮…依頼」)
5.5	県部長→町長	—⑧	照会への回答(社会局と協議中)
5.10	社部長→県知事	—⑨	協議の件「詮議難相成」(「設備ノ内容救護施設トシテ充分ナラサル様被認候ニ付」)
5.14	県部長→町長	—⑩	「本日認可難相成旨指令(設備ノ内容不十分)」 (「其ノ筋ヨリ通牒有之候」)
5.14	県知事→町長	—⑪	申請却下書
5.20	町長→県部長	—⑫	照会(設備不十分の内容について)
5.24	県課長→社課長	—⑬	照会(「設備不十分ト認めラレ候要点ヲ具体的ニ御回示相煩度」)
5.30	藤野書記官 →県井口課長	—⑭	回答(認可方針と不備の三点の具体内容を提示 ①大体10人以上収容、②自炊は不適當、③介護に必要な人的設備)
6.4	県部長→町長	—⑮	照会への回答(⑭の三点)

注1. 本表および表15までについては、いずれも本稿末尾に掲載の資料3ないし資料4から作成した。それぞれの日付と資料№により、文書の全文を見ることが出来る。

2. 「発信者→宛先」欄の職名は、下記に示す略称を用いた。
 市課長=市社会課長 県部長=県学務部長 県課長=県社会課長
 内大臣=内務大臣 内会計=内務大臣官房会計課長
 社長官=社会局長官 社部長=社会局社会部長
 社課長=社会局保護課長 社属=社会局(保護課)属

図1 萩町救護所の建物配置と平面図 (1932年5月認可申請却下)

注 萩町が県社会課に提出した認可申請書に添付の設計図書などを参考に筆者が作成した。



所在地：萩町大字堀内 355番地/1 敷地：144坪(市有地) 建坪：14坪
 建物：木造平屋瓦葺 1928年3月竣工 居室：4.5畳 2室、6畳 1室、4畳 1室
 収容定員：5人 備品：布団 5 蚊帳 1 電気炬燵 1 火鉢 1 洗濯桶 1 湯沸 1

図1および本稿末尾に掲載の資料3—(1)—①の認可申請文書等に見られるように、萩町救護所は敷地は144坪と十分広がったが、①建物（建面積14坪）は居室4室で収容定員5名の規模であったから、認可方針の収容規模には達していない。また、②被収容者による自炊を施設の経営方法としてあげていること、③介護人は置いていないなど、藤野書記官の指摘通りであった。

②や③の条件は、若干の予算措置ですぐにでも改善可能と思われたが、①の収容規模の拡大は簡単ではない。萩町には、増築の意思はなかったようで、この救護所の認可問題は、この段階では立ち消えになっている⁸⁾。

以上が、萩町救護所の申請却下までの経緯であるが、注目すべきは、救護施設の認可方針なり認可基準（の一部）が、具体的に示されたことであった。救護施設の具体的な認可基準については、規模について（10人以上）のみは、後になって公表されている⁹⁾が、他の二項目はまったく明らかにされていない。

したがって、この萩町の却下事例で示された基準は、以後の前例となるものでもあったし、後の

認可申請ケースでは、参考にされている。

b 山口市救護所（既設施設の設備認可）——認可事例

山口市には、1930（昭和5）年に設置した市立の救護所（収容定員8人）が存在し¹⁰⁾、貧困者や行旅病者の収容救助施設として活用していた。

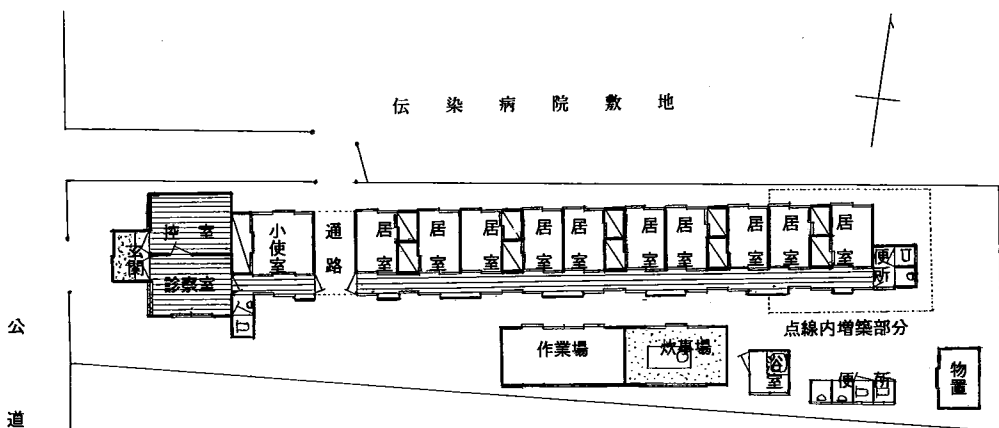
同市では、救護法の施行に際して、同救護所を救護法に基づく救護施設としての認可施設とすることとし、あわせて既存建物を拡張（増築）して、収容定員10人とするを計画した。増築部分を含めたものを、図2に示す。

その結果、山口市は市長名で、認可権者である山口県知事宛に救護施設の設備認可の申請を行なった。市からの申請を受けて、山口県は6月10日付けで、社会局長官宛に認可のための協議を行なっている。

この認可申請から認可決定に至るまでの経過については、表13にその概略を示しておいた。見られるように、さしたる問題もなく、7月9日には、社会局からの認可の承認が得られ、7月19日付けで山口県知事の認可書が山口市長宛に出され

図2 山口市救護所の建物配置と平面図（1932年7月認可、7月事業開始）

注 山口市が県社会課に提出した認可申請書に添付の設計図書などを参考に筆者が作成した。



所在地：山口市大字上宇野令 517番地 敷地：119坪(市有地) 建坪：51.5坪(内増築分 6坪)
 (建物内訳：診療室 7.7坪、収容所32坪、作業所 8.3坪、浴室 1坪、他 2.5坪)
 建物：木造平家瓦葺 竣工1930年8月(増築：1932年12月) 居室：3畳10室(内増築分 2室)
 収容定員：10人(内増築分 2人) 備品：各室に、布団 3 蚊帳 1 炬燵 1 火鉢 1 湯沸 1

表13 山口市救護所の設備認可申請関係文書の経過概要（1932.4～7）

日付	発信者→宛先	資料No.	文書の概要
昭7.		3—(2)	
4.1	市長→県知事	—①	設備認可申請（申請書）
6.10	県知事→社長官	—②	山口市救護施設認可につき協議（「認可致度」）
6.21	社部長→県知事	—③	照会（国庫補助なき場合の拡張増築意思の有無および救護所規定の提出、現在収容人員調査）
6.27	県部長→市長	—④	照会（「其ノ筋ヨリ」照会の件につき）
6.28	市長→県部長	—⑤	照会の件への回答（「窮民増加…重症患者…収容…国庫補助ノ有無ニ不拘此際是非拡張致度」）
7.1	県知事→社部長	—⑥	照会の件への回答
7.9	社部長→県知事	—⑦	山口市救護所の件「認可相成可然」
7.19	県知事→市長	—⑧	認可書

注 注記は表12と同じ

ている。

なお、社会局からの6月21日付けの照会中で、国庫補助なき場合の拡張意思の有無を質問しているが、このような照会は他の事例でもしばしば見られる。そのことは、国庫補助予算の財源不足という問題だけでなく、結果として認可を抑制するという意味でも注目しておきたい。

なぜなら、このような照会は、国庫補助の条件付の認可決定ではないことを念押ししているもので、国庫補助が拡張の条件だと回答する場合には、不利となる（場合によっては認可の承認をしない）ことを示唆するものである。その結果として、補助を予定して認可申請することは抑制されるからである。

c 徳山町救護所（新設の設備認可）——認可事例

徳山町が救護施設（徳山町救護所）を設置することになったのは、徳山町の関係文書（資料3—(3)—①、③、⑦など）によれば、「社会事業ニ理解アル篤志者」からの指定寄付（1000円）を受けたことと、ちょうど救護法の施行決定の報に接したことであったとされている。

徳山町には、従来から救護所はなく、「救護所設置ノ必要痛感シツム在リシ」時であったため、救護施設の設置は「最モ時期ニ適応セルモノ」として、議会の議決を経て指定寄付の申込みを採納し、施設設置を企画したものと説明している。

その結果、1932年度予算に救護所新築工事のための予算が計上されて、1932年5月には、徳山町長名で県知事宛に救護施設創設の設備認可の申請

がなされたのである。

しかし、県社会課では添付書類・図面等に不備や疑問があったようで、二度にわたり一件書類を徳山町に差戻し、徳山町がそれに応じて不備を補ない修正や説明を加えて、提出し直している¹¹⁾。それらは、環境面や技術面の指摘であった。

図3は、その平面図である。居室は三畳6室であるが、定員は12人（6世帯）であるから、萩町や山口市、後述の宇部市のものと同く格段に狭い上、押入などもついていない。また、居室が北側に配置されているなど環境的な条件は著しく悪い。

さらに、再々提出された申請書に対して、6月8日には県知事名で、徳山町長宛に、救護施設として設備不十分として、申請書を三度返戻し、再考を促している。

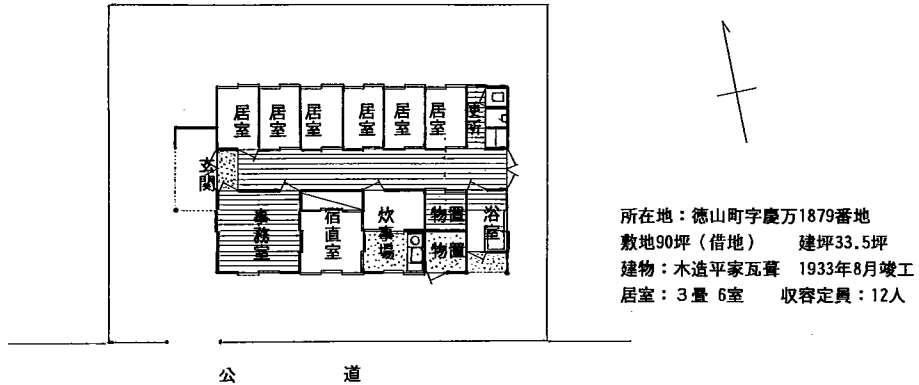
不十分とした点は、要約すれば、①収容室が6室で定員が6世帯12人とあるが、三畳間に二人収容は「事実上困難」で、実際には「収容力ハ六人」、②被収容者に自炊させるのは不相当、③人的設備不備（年給与36円では、介護人を常置すること困難）の三点で、認可基準に抵触するというものであった。

これに対して、徳山町は6月16日付けで「此ノ程度ノ施設ヲ以テ先ズ充分」などやや強弁ともとれる申し開きや弁明を行ない、申請書についても「自炊」を削除し（→「番人ヲシテ食事供給」）、「番人給」を「介護者給」とするなど、若干の訂正を行なうことで、申請し直している。

県社会課は、そこでやむを得ないとしたのであろうか、6月23日付けで、県知事名で、社会局社

図3 徳山町救護所の建物配置と平面図（1933年1月認可、9月事業開始）

注 徳山町が県社会課に提出した認可申請書に添付の設計図書などを参考に筆者が作成した。



会部長宛の設備認可についての協議を行なっている。ただし、「本施設へ収容能力及人的設備ノ点ニ遺憾ノ簾モ有」としつつ、「折角篤志者ノ寄付ニ依リ計画」されたものだからとして、特に承認方を求めている。

以後、12月の社会局による認可の承認に至るまでに、半年ほどの経過があるが、申請時点からの経過を含め、その概略をまとめたものが表14である。

社会局からは、建設費についての補助金がつかない場合の創設の意思と施設内容についての照会(7.7)があったが、表に示したように、徳山町のそれに対する反論ともいうべき回答(7.14)などがあり、すんなり承認とはいかなかった。

すなわち、徳山町の回答は補助がなければ歳入欠陥という事態になり、事業遂行は不可能になる。それでは、寄付者の意思を無視したことになるから、寄付を謝絶せざるを得なくなるが、一旦議会で寄付の採納を議決している以上、それを取消すようなことは出来ず、理事者として困惑、進退両難の事態になってしまう（それ故、補助が付かないのは困るので、是非付けて欲しい）、というものであった。

徳山町は、寄付を受けて救護施設の設置を企画した経緯を説明し、「其ノ筋ノ救護施設ニ対スル御認可ノ内規ニ付テハ何等知悉スヘキ法文等ヲ見ル能ハス…右施設ニ対シテハ法文ノ示ス所ニ基キ

当然国庫並県補助金ノ御交付受ケ得ルモノナルヲ確信シ…御来示ノ如ク国庫補助金ノナキ場合ト雖之ヲ創設スル云々ノ事ハ当初ヨリ考慮ノ裡ニ無之」と強い姿勢で望んでいる。

県は、この徳山町の回答(7.14)を受けて、社会局宛に町の回答を報告している(7.25)、ここでは、補助金なしの事業遂行は不可能、しかし、寄付採納を取消すことも困難という進退両難に陥る故、是非とも補助金交付を、という徳山町の意思のみを伝達している。

9月になって、社会局は、本年度の国庫補助は未定だが、徳山町の件はその「財源ノ大部分ヲ篤志者ノ寄付ニ依ル」ことをあげ、「可成計画ノ遂行ヲ図ル様一応再考センメラレ」という、やや微妙な意向を県(社会課)に伝え、さらに、計画実施の場合には「被救護者ノ待遇ヲ充分ナラシメ得ル様設備其ノ他…相当考慮センシムル様」との指示(9.9)を行なっている。

県(社会課)は、この認可承認を前提にしたような微妙な指示に沿って、徳山町に対し、「被救護者ノ待遇」にかかわる介護人給が年36円と低い問題を取りあげ、「斯ル給料ヲ以テシテハ…介護指導ノ全キヲ期スルコトハ困難」として、その改善を求めた(9.12)。

これに対して、徳山町は、介護人は救護施設に住み込みで家賃・電灯料等が不要だから手当て額は低額でも、適当な「介護人ヲ得ラルベシ」と釈

表14 徳山町救護所の設備認可申請関係文書の経過概要 (1932.5~1933.1)

日付	発信者→宛先	資料No.	文書の概要
昭7.		3-③	
5.4	町長→県知事	①	設備認可申請(申請書)
5.16	県部長→町長	なし	(申請書の不備・疑問点指摘)
5.20	町長→県知事	なし	(再提出)
5.30	県部長→町長	なし	(申請書の不備・疑問点指摘)
6.3	町長→県知事	なし	(再々提出)
6.8	県知事→町長	②	「救護施設トシテ充分ナラサル様被認候條御再考相成度申請書返戻候」(①三疊に二人収容、②自炊は不適當、③常置の介護者必要)
6.16	町長→県部長	③	指示の点を申開きの上、再度、申請(申請書は再訂正)、(①「此の程度の施設を以て先ず充分のものたるを信する」、②番人が食事供給と訂正、③「番人給」を「介護人給」と訂正)
6.23	県知事→社部長	④	認可につき協議(「認可致度」。「本施設ハ収容能力及人的設備ノ点ニ於テ遺憾ノ弊モ有之候へ共…特ニ御承認相願度」)
7.7	社部長→県知事	⑤	照会(内容調査、補助なき場合創設意思の有無)
7.12	県部長→町長	⑥	照会(「其ノ筋ヨリ」照会の件)
7.14	町長→県部長	⑦	照会の件への回答(補助なき場合、歳入予算に多大の欠陥→事業遂行不可能→寄付謝絶、他方、町会は寄付採納を議決済謝絶することも困難、町理事者として、進退兩難「遺憾の至り」)
7.25	県知事→社部長	⑧	照会の件への回答(町当事者は進退兩難に陥る虞有、町的意思是是非とも補助金交付相願度)
9.9	社部長→県知事	⑨	国庫補助の有無は未定、財源は寄付故「可成計画ノ遂行ヲ図ル様一応再考センメラレ…計画実施ノ場合、被救護者ノ待遇ヲ充分ナラシメル」
9.12	県部長→町長	⑩	介護人の給料過少、「被救護者ノ介護指導ノ全キヲ期スルコトハ困難」人的設備の点の再考を
9.17	町長→県部長	⑪	回答(この給与でも「介護人ヲ得ラルベシ…万一…適當ナル介護人得」られない時は予算増額)
10.1	県知事→社部長	⑫	照会の件への回答(町の回答を補強して回答)
12.13	町長→県部長	⑬	年度内事業遂行のため、「至急認可」を
12.23	県知事→社部長	⑭	徳山市の認可の件「至急御承認相成候様致度」
12.26	社部長→県知事	⑮	徳山町救護施設の件「認可相成可然」
昭8.			
1.10	県知事→町長	⑯	認可書
1.10	県知事→社部長	⑰	報告(認可の件)

注 注記は表12と同じ。

明。万一得られないときには「予算ノ繰合相付ケ」増額する意向を回答(9.17)、あわせて、補助決定を急いで欲しいことも要望している。

この回答で、人的設備面での改善がなされたとは言えないように思えるが、県(社会課)は、この徳山町の釈明・回答を多少文章の手直しをしたうえで、社会局宛に報告(10.1)している。

12月に入って、徳山町からの至急認可をとの催促を受けて、県は社会局に認可の承認方を要請(12.23)、その直後に、社会局からの「認可相成可然」との通牒(12.26)がなされた。その結果、翌1933年1月10日付けで山口県知事名の認可書が徳山町長宛に出され、決着した。

なお、この間のやりとりを通じて、国庫補助の

申請も事実上、なされている状態(補助決定は年度末の予定などの告知)になっていた故であろうか、12月26日付けの社会局の通牒では、県(社会課)に対し、追て書きで国庫補助についての協議を至急するようにと、指示している。

県(社会課)は、社会局に対し、正式の協議はしていなかったのである。その指摘を受けて、県の協議手続きは、次節で見ると、1月12日付けでなされることになる。

かくて、徳山町では認可を得て、次なる補助決定を待ちつつ、工事に着手することになる。ところが、実際にはその認可直後に建設場所を変更し、救護施設の位置変更の認可申請を行なっている。(資料4-②)-②参照)この位置変更の申請

は、1月26日に認可された。したがって、着工の時点は記録にないが、この位置変更認可の時点以後である。工事は、年度末までには完成せず、夏までかかることになる。

d 宇部市救護所（新設の設備認可）——認可事例

宇部市では、従来から救護施設がなかったため、収容救護を要する者の救護に支障があったが、救護施設の設置を計画し、1934（昭和9）年度予算案に救護所設置予算を計上、市議会の議決を得て、救護所を設置することになった。

その結果、1934年4月には、市長名で県知事宛に救護施設としての設備認可の申請を行なった。それを受けて、県社会課は、同施設の新設設備費に対する国庫補助申請もあるからと、市に關係書類の提出を求めた。その上で、5月5日付けで、社会局宛に、設備認可申請の承認および創設費国庫補助に関して協議の申入れを行なっている。

したがって、この宇部市の場合には、当初の段階から、設備認可申請が創設費に対する国庫補助関係を含めて、文書のやり取りがあわせてなされている。ただし、ここでは、設備認可申請の關係に絞って取り上げたい。認可申請から、その承認

表15 宇部市救護所の設備認可申請關係文書の経過概要（1934.4~1935.4）

日付	発信者→宛先	資料№	文書の概要
昭9. 4.12	市長→県知事	3—(4) —①	設備認可申請（申請書）および国庫補助申請（申請書）
4.16	県知事→市長	—②	關係書類提出要請（国庫補助の協議もある為）
4.19	市長→県知事	—③	關係書類提出
5.5	県知事→社部長	—④	認可・国庫補助につき協議（「認可致度」、「国庫補助相成候様致度」）
5.17	県知事→社部長	—⑤	協議のための添付書類送付
6.8	県課長→市課長	—⑥	「其ノ筋ニ於テ予算ノ關係上本年度ハ補助困難ノ補助なき場合に設置するか、補助ある年度以降になるか、記載して内務大臣宛書類提出を
6.11	市課長→県課	—⑦	「補助金ハ明年度以降トナルモ…至急御認可相成候様」（内務大臣宛書類添付）
6.11	市長→大臣	—⑧	要収容救護者9名有り、本年度予定通り建築致度補助金は明年度以降でも可、至急認可の承認を
6.23	県知事→社部長	—⑨	至急、認可の承認ありたし（別紙大臣宛書類）
10.4	市長→県部長	—⑩	「至急御認可相成候様御取計相願度」
10.19	県知事→社部長	—⑪	「至急御承認相成候致度」
11.12	社新妻属 →県井口課長	—⑫	照会（内容調査）
11.16	市課長→県課長	—⑬	照会（⑫）への回答（県→市への照会は電話）
11.19	県井口課長 →社新妻属	—⑭	照会への回答、「至急御承認相成候様格別ノ御配意相願度」
12.11	県知事→社部長	—⑮	国庫補助はともかく「設備認可ハ是非共年内ニ」
12.11	県井口課長 →社新妻属	—⑯	「年度内ノ完成困難ノ実情…市長ヨリ再三認可可方申出有之…之レカ取扱困リ居リ…内示被成下」
昭10. 1.16	市長→県部長	—⑰	未だ認可ないがどうなったか
1.19	県知事→社部長	—⑱	「認可ヲナン差支無之候ヤ否ヤ」至急御回示を
2.4	県知事→社部長	—⑲	「認可ヲナン差支無之哉否ヤ」至急御回示を
3.30	社課→県知事	—⑳	（電報）宇部市の件、本日承認
3.30	社部長→県知事	—㉑	条件付で「認可相成可然」、「国庫補助申請書提出ノ時期ニ付テハ改メテ通牒可致候」
4.1	県部長→社課長	—㉒	（電報）「九年度創設ノモノトシテ承認」か
4.2	社属→県課長	—㉓	「九年度創設トシテ承認相成タルモノ」
4.4	県課長→社属	—㉔	（電報）九年度創設認可の件、公式に電信指示を
4.23	県部長→市長	—㉕	「別途認可相成候」（認可の通知、条件記載）
4.23	県知事→市長	—㉖	認可書
4.23	県知事→社部長	—㉗	報告（「本日認可致シ候」）

注 表12の注と同じ。

にまで至る経過については、表15にその概略をまとめてある。

表に見られるように、社会局による設備認可の承認は、申請からはぼまるまる一年を経た1935年の3月末に、ようやくなされている。遅れたのは、資料3—(4)に掲載した個々の文書からも窺がえるように申請した宇部市救護所の側に特段の問題があったわけではなく、社会局の側に問題があったことは確かと思われる。

何故ならば、表15でわかることだが、そこにある関係文書のほとんどは、社会局もしくは県を通じて社会局に宛てた文書であり、その大部分は社会局による認可の承認への、催促(督促)を内容としているものだからである。

逆に、社会局から県や市に宛てて出したものは、(認可を承認した1935.3のものを除けば)11月に書簡という形で施設内容について照会したものがわずかに1点あるのみで、しかも、その内容

(資料3—(4)—⑫参照)を見てみると、承認を遅延させるようなものではない。

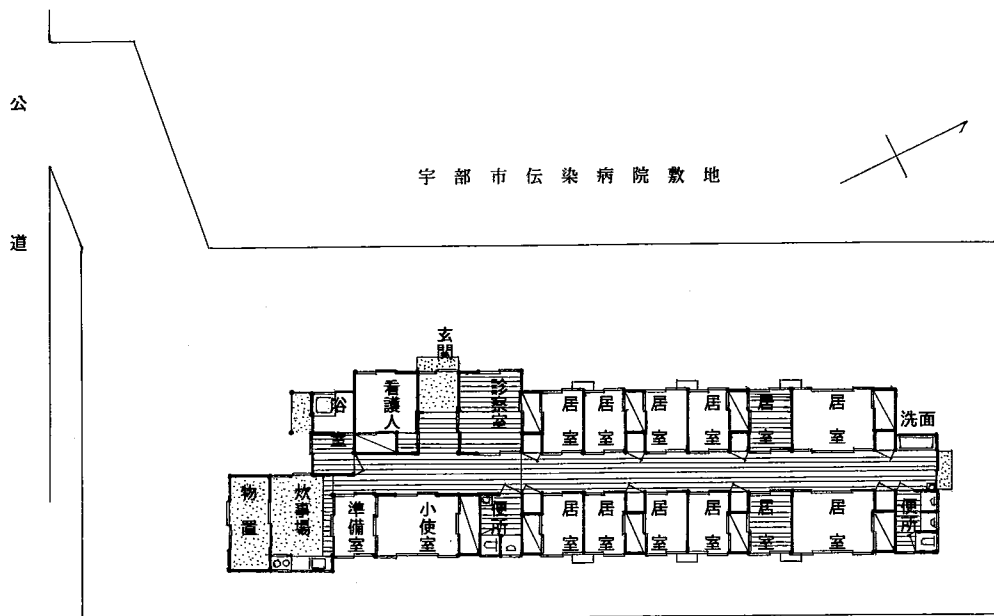
では、認可の承認を遅らせたのは何が原因だったのか。関係文書の中にも、認可を遅らせるような状況変化を示すものが、わずかだが見られる。それは、1934年6月8日付けの県の社会課長から宇部市社会課長に宛てたもので、「其ノ筋」の「予算ノ関係上本年度ハ補助困難」との意向を伝えたものである。

従来も、補助予算が付くか否かは(年末頃までは)不明で、認可と補助は別扱いということが強調されていたが、年度当初から「補助困難」が伝達されることはなかった。

これは、すでにこの時期に、社会局内(保護課)で、救護費をめぐる財政状況の深刻化に如何に対処するかが問題になっていたこと、対策の一つとして救護施設への国庫補助予算執行の引締めもあげられていたこと、を示唆する。しかも、こ

図4 宇部市救護所の建物配置と平面図(1935年4月認可、10月事業開始)

注 宇部市が県社会課に提出した認可申請書に添付の設計図書などを参考に筆者が作成した。



所在地：宇部市大字沖宇部海南5078、5088番地 敷地：172坪(市有地) 建坪：70坪
 建物：木造平家瓦葺 竣工1935年9月 居室：3畳10室、6畳2室
 収容定員：14人 備品：寝台3 藁布団3 毛布3 布団14 蚊帳10 炬燵10

の方法が財源不足に、最も早く対処し得るものでもあった。

社会局は、この1934年度早々に、社会部長名で「救護施設並ニ救護費国庫補助ニ関スル件依命通牒」(発社70号、昭9.4.17)を発しているが、その中で、救護財政の深刻化に対処するための、最初の対策とも言うべきものが打出されていた¹²⁾。

社会局は、それらと歩調をあわせて、この予算執行段階での引締対策を採用し、その結果、1934年度および1935年度の新設拡張費への国庫補助額は、前年度(1933年度)の三分の一にと激減するという事態¹³⁾が引きこされた。

宇部市救護所の国庫補助決定の遅れも、明らかにその影響であり、救護施設を新設拡張費予算の執行制限する(極力補助決定を行なわない、あるいは一年先送りするなど)という削減策の対象とされたものと思われる。

いわば、その余波を受けて、設備認可の承認までもが、著しく引き延ばされる結果となったのである。そうした救護費財政の危機状態もたらした大波の前には、認可承認への数多の催促文書を送り、懇願するかの如き督促が行なわれたとしても、それに応えてはもらえなかったのである。

それはともかく、1935年3月末の認可を受けて、宇部市は直ちに業者と工事契約し着工(9月末竣工)している。図4に示したものは、その平面図であるが、居室は三畳が10室、六畳が2室で定員14である。すでに見てきた山口市や徳山町のものとくらべ、条件的には最も良いと思われる。

なお、社会局は認可の承認にあたって、①坪当り建築費単価を65円以下とすること、②「出来得れば」片廊下式とすること、などを条件として付している。これに対し、宇部市は①の条件は、以下の3章の(2)で見ると、形式上は守ったようである。だが、②の条件については、図面にも見られるように、中廊下式のまま建設している。

(2) 設置設備費の補助申請手続と事例

救護法は、認可申請手続を経て救護施設として認可された施設に対しては、公・私立いずれの場合にも、新設・拡張などの設置設備費に対する国庫および道府県費による補助制度を設けている

(法二十五条一項、二項)ことは、すでに述べた。

ここでは、その設置設備費への補助の実際について、とくに補助申請の手続過程について取りあげる。まず、簡単にその制度的な概要を明らかにした上で、それにかかわるいくつかの問題に触れる。

① 補助申請手続の概要

救護施設の設置設備費に対する補助(の申請含む)手続については、社会局社会部長と内務大臣官房会計課長の連名の「救護費国庫補助ニ関スル件依命通牒」(発社23号、昭7.3.7)によって、概略、次のように指示されている。

すなわち、依命通牒(の左記二)には、「救護施設ノ創設費、拡張費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助」について、各地方長官(知事)が、補助の対象となる施設についての関係書類¹⁴⁾を具して、毎年度四月末日までに社会局に協議することとしている。

したがって、道府県(社会課)では、毎年春先までに、補助申請があるか否かを調査し、あった場合にその審査をし、書類等を整えて社会局との協議に持込むことになる。それらの関係文書については、本稿の末尾に掲載の資料4で、三つの公立救護所関係のはぼすべてを見ることが出来るので、参照されたい。

なお、設置設備費の補助は、道府県分の補助も国庫分に付帯してなされるから、道府県としての審査や補助予算の計上もあわせて行なうことになる。

社会局との協議がなされたものにつき、社会局の承認があったときは、工事施工者(市町村および私立施設の設置者)から、当該年度の予算書(施工工事関係分)を添付して、遅滞なく国庫補助申請書を社会局に提出させるよう定められている。

なお、社会局の承認に際しては、坪当たり工事単価を一定金額以下にすることを条件として付与することも見られた。次節で見る宇部市のケースでは、坪当たり65円以下となることなどを条件としていた。そうなれば、工事内容を切下げるほかはなくなる。

かくて、内務大臣名の国庫補助決定通知書が、その補助金額を記載して交付されることになる。この金額は、予定した設置設備費の総額から、寄付金などの収入を控除したものを補助基本額とし、その二分の一の範囲内で補助率が定められて、算出されている。

実際の補助率は、救護費や事務費の補助率が切下げられた1934年度、1935年度においても、二分の一を下回ることはなかった¹⁵⁾ようである。ただし、それは、工事費単価の引下げや、補助決定の承認を却下ないし引延ばして、予算削減をした上でのことである。

いずれにせよ、この段階までくれば、補助は確定したことになり、補助を予定して着工となる。実際には、この手続は大幅に遅れることが多く、それ以前に着工するケースは多く見られるし、場合によっては竣工して以後に補助決定となることもあった。

事実、以下の②のcで見る宇部市のケースでは、竣工後、一年半も経ってから補助決定がなされている。

こうして、補助金が交付された後については、通牒は、国庫補助金の概算払とその清算手続、工事完了時の精算書の提出と適合調査、また工事が年度内に完了しないときの翌年度への繰越手続などを定めている。

②補助申請手続の実際——山口県での三事例

ここでは、救護施設としての設置設備費への国庫補助手続きの実際がどのようなものだったかについて、具体的な補助決定手続きとしてなされた関係公文書のやりとりがほぼ完全な形で保存されている山口県での事例¹⁶⁾を紹介し、検討する。

なお、ここで取りあげた事例にかかわる関係文書は、本稿末尾に資料4としてその全部を掲載した。以下に見るように、1932年から1937年にかけて、補助が決定された三事例（山口市救護所、徳山町救護所、宇部市救護所）である。

a 山口市救護所（拡張設備費の補助）——すんなり決定

山口市救護所は、前節で見たように、1932年7月に、既存の救護所を増築拡張する計画で、救護施設としての認可を得ていた。その増築分の建築工事に着工していたこともあって、同年11月、増築分の拡張設備費につき、国庫補助を山口県を通じて、内務大臣宛（社会局）に申請した。

その後の経過は、表16に概略を示すように、県社会課は、12月3日付けで知事名の補助申請の副申を行なっている。工事は12月25日には完成しているが、県社会課は翌年3月22日付けで社会局社会部長宛に補助決定の督促している。

表16 山口市救護所の設備費国庫補助申請関係文書の経過概要（1932.11～33.5）

日付	発信者→宛先	資料No.	文書の概要
昭7. 11.30	市長→内大臣	4—(1) —①	国庫補助申請、別紙（申請書）
12.3	県知事→社部長	—②	補助申請の副申
昭8. 3.22	県知事→社部長	—③	「至急御補助相成候致度候」
3.25	社部長→県知事	—④	（電報）補助の件承認、申請書の至急提出を
3.27	市長→内大臣	—⑤	国庫補助申請書、別紙（費用報告）
3.27	市長→県知事	—⑥	竣工報告（7.12.25竣工済）、別紙（決算額）
3.29	県知事→内大臣	—⑦	補助申請の副申
3.30	内大臣→市長	—⑧	国庫補助決定通知書（補助額等記載）
3.31	社部長／内会計課長→県知事	—⑨	補助金交付とその手続き
4.7	県部長→市長	—⑩	精算書の提出などを
4.13	市長→内大臣	—⑪	国庫補助精算書を提出
4.24	県知事→社部長	—⑫	補助金交付の報告
5.19	市長→県知事	—⑬	（関連）県費分補助金の請求

注 注記は表12と同じ。

その結果、社会局から3月25日には電報で、補助決定がなされたことが伝えられ、正規の申請書提出が求められた。その後、3月30日付けの内務大臣名の補助決定通知書が山口市長宛にもたらされている。国庫補助額は、増築工事費（決算額）337円の二分の一、168円であった。

このケースは、増築拡張分を含めてすでに救護施設として認可済、工事も完成済であったこともあり、順調に進んだように思える。

b 徳山町救護所（新設設備費の補助）——問題あり、篤志者の寄付を考慮し決定
徳山町救護所の新設設備費の補助については、さきの(1)―②のcで見たように、その前提となる

設備認可にやや時間を要した。結局、社会局の認可の承認は1932年12月になされ、山口県知事の認可は翌1933年1月になされている。

なお、社会局は、認可を承認する通牒（1932.12.26、資料3―(3)―⑮）で、山口県に対し、国庫補助のための協議を至急行なうよう伝えていた。それを受けて、山口県は1933年1月12日に正式の補助のための協議を申し入れている。

その後の経過は、表17に示す通りだが、その直後に、徳山町は救護施設の設置位置の変更（認可申請）をするというハプニングがあった。この位置変更の理由は、従前の位置が「国道ニ近接シ比較的喧騒…（将来）商業地域タルノ感アル」（申請書）としているが、必ずしも明確ではない。

表17 徳山町救護所の設備費国庫補助申請関係文書の経過概要（1933.1～33.11）

日付	発信者→宛先	資料№	文書の概要
昭8.		4―(2)	
1.12	県知事→社部長	―①	徳山町の国庫補助申請の件、協議
1.13	町長→県知事	―②	(関連) 救護施設設置の位置変更の認可申請 (この位置変更は1.26認可)
3.18	社部長→県知事	―③	国庫補助の件承認、申請書類提出の通牒
3.20	社部長→県知事	―④	国庫補助の件承認書
3.23	県知事→内大臣	―⑤	補助申請の副申、別紙（徳山町の補助申請書）
3.30	内大臣→町長	―⑥	国庫補助決定通知書
3.31	社部長/内会計課長→県知事		補助金交付とその手続き（4―(1)―⑨、山口市のものと一緒に掲載）
4.7	県部長→市長	―⑦	精算書の提出または設備未完了時の報告を至急
4.8	町長→県知事	―⑧	設備工事進捗状況（未完了）の報告
4.12	県知事→社部長	―⑨	国庫補助の繰越使用の報告（設備完了せず）
5.16	町長→県部長	―⑩	追加工事の施工認可申請
5.20	県部長→町長	―⑪	追加工事分は国庫補助「無之モノト御了知」
5.23	町長→県部長	―⑫	追加工事分の国庫及県費補助は「得られるものと確信…歳入予算中にも計上…町会の議決を終」
5.27	県井口課長 →社水野属	―⑬	追加工事分への補助は可能か（内意伺いたし）
6.15	社水野属 →県井口課長	―⑭	「追加補助ノ詮議ハ困難ナリト思料」
6.26	県課長→町長	―⑮	追加工事分への補助（の詮議）は困難
7.8	町長→県課長	―⑯	補助無ければ「歳入予算に欠陥を来し…一面救護法ノ規定ヲ無視スルヤノ嫌イモ有之遺憾」
7.18	県課長→町長	―⑰	補助額は決定済、当初予算超過は「補助率が低下スル筋合イモノにて（補助額変更できず）」
9.2	町長→県知事	―⑱	工事完了報告（9.1より事務開始）
9.11	県部長→町長	―⑲	国庫補助精算書の提出を至急
9.15	町長→内大臣	―⑳	補助金下付申請、添付（国庫補助精算書等）
11.10	社新妻属 →県井口課長	―㉑	精算書の内容に不備の点あり、再調を
11.14	県課長→町長	―㉒	精算書の内容に不備の点への照会
11.21	町長→県課長	―㉓	照会への回答（補助承認外追加工事の概要説明）
11.24	県井口課長 →社水野属	―㉔	照会の件についての回答（別紙添付）

注 注記は表12と同じ。

借地であった関係で地主が変わるのは当然だが、距離もそれほど離れておらず、面積・形状なども、従前のものとほとんど同じ（ただし、やや傾斜した土地への移動）で、建物等の設計変更はなされていない。

位置変更の申請は、直ちに認可されており、一見問題はなかったようだ。しかし、建物の設計が従前通りだったことなどは、後に追加工事を必要とするようになる要因の一つだったようにも思える。また、位置変更したことが主要因となって、着工が遅れ、年度内に竣工しないという事態も起きるのである。

それはともかく、表17に示すように、県の補助のための協議を受けて、社会局は3月18日、国庫補助の件を決定するので、関係書類を提出するよう指示している。

なお、ここで注意しておきたいことだが、この通牒（資料4—(2)—③）で、わざわざ「電灯、給水、排水並門扉等ノ設備費ハ現在予算ノ範囲ニ於テ支出スルモノトシ承認相成候」としていることである。これは、後に必要となる追加工事の問題に、この時点ですでに気が付いていたことを示唆しているように思われる。

それはともかく、こうして県知事名の副申を添えた書類の提出が行なわれ、3月30日付けで補助決定通知がもたらされた。

国庫補助額は340円であった。救護所の新設設備の工事費は、1,950円であったが、指定寄付収入が1,270円予定されており、その分は控除される結果、補助基本額は680円とされたため（国庫補助額はその二分の一）である（内務大臣の決定通知書、資料4—(2)—⑥）。新設分の補助としては、極めて少ない。

少なくとも、ここまでは、補助に関しては順調に進んだと言えよう。本来なら、これで完了なのだが、表17に見られるように、その後はやや複雑な経過を辿り、補助金の実際の清算・交付までには至らず、簡単には進まなかった。

まず、建設工事そのものが年度内に竣工しなかった。さきにも述べたように、認可が遅れ、しかも、認可直後の位置変更などがたたり、工事は完成にまで至らなかった。そのため、進捗状況（未完了）の報告をし、国庫補助の翌年度への繰

越使用の手続きがとられることになる。

結局、工事は8月末に竣工し、事業開始（1933.9.1）の完了報告がなされたのは、9月2日であった。国庫補助の清算・交付などの手続は、それ以後となる。

さらに、もう一つ重要な問題があった。5月になってからであるが、追加工事問題が起きるのである。

すなわち、5月16日付けの徳山町長の「救護施設設置追加工事施工方ニ関スル件」と題した文書で、「井戸塀並ポンプ据付工事、排水及石垣築工事、電灯配線工事」などの追加工事の認可申請をし、あわせて、その分の補助についても申請した（資料4—(2)—⑩）からである。

この追加工事の補助をめぐって、5月から7月にかけて、徳山町と県は数度にわたる往復文書を交わすが、見解は対立、社会局にもお伺いをたてるなどしている。結局、補助額は決定済、当初予算が超過したとしても「補助率が低下スル筋合イノモノ」と解する県の主張で、決着を見たようである。

徳山町の主張は、経過の全容からして、どう見ても無理があったように思われる。

c 宇部市救護所（新設の補助）——申請から三年後に補助決定

宇部市救護所は、さきの(1)—②のdですで見たとように、社会局の救護抑制方針の影響もあって、申請（1939.4）から社会局による認可承認までに一年もかかり、山口県による認可（1940.4）は、著しく遅れたという前段がある。

ところで、宇部市救護所新設の設置設備費についての補助申請は、手続的にはすでに認可申請時に同時に行なっていた。それ故、認可承認時の社会局の通牒（1935.3.30、資料3—(4)—⑳）によれば、「国庫補助ハ当分交付難相成見込」とし、「（補助金交付のための正規の）国庫補助申請書提出ノ時期ニ付テハ更メテ通牒」とされていた。

つまり、出発時点から補助の交付決定までには暗雲が垂れこめていたのである。結論から言えば、以後、さきの通牒で待て（「更メテ通牒」）と言われてから、実際にその通牒がもたらされ、補助決定がなされるまでには、さらにまる二年もの

表18 宇部市救護所の設備費国庫補助申請関係文書の経過概要

(1934.4/1935.10~1937.4)

日付	発信者→宛先	資料No.	文書の概要
昭9 4.12 昭10 4.23 5. 昭10 10.12 10.18 昭12 3.2 3.5 3.9 3.9 3.11 3.31 3.31 4.7 4.19	 市長→県知事 県知事→社部長 社部長→県知事 県部長→市長 市長→県部長 市長→内大臣 県知事→社部長 社部長→県知事 内大臣→市長 県部長→市長 県知事→社部長	 4-(3) -① -② -③ -④ -⑤ -⑥ -⑦ -⑧ -⑨ -⑩ -⑪	国庫補助申請は、設備認可申請時に同時に行なっていたため、この間の文書は、前掲の表15です で示したので省略した。 (資料No. 1-(4)-②、④~⑨、⑪、⑭~⑯、 ⑰、⑱、⑳、㉑を参照) 《宇部市は認可後、5月には新設工事に着手》 設備完了報告(9.30竣工、本日より事務開始) 宇部市の救護所の設備完了、事務開始の報告 下付申請書の提出、承認設備の適合の有無の進達 社部長より連絡、国庫補助金下付申請書の提出を 補助申請の提出、別紙(国庫補助申請書) 国庫補助申請書 宇部市の救護所補助の件、承認通りで不都合なし 添付(国庫補助申請書) 宇部市救護所、国庫補助の決定の通牒 (宇部市救護所)国庫補助決定通知書 救護所の国庫補助の決定通知(決定通知書添付) 宇部市への国庫補助金交付の報告

注 注記は表12と同じ。

時間を要するのである。

その補助決定に至るまでの経過を、さきの認可申請関係文書の経過概略(50頁の表15)に続けて、示したものが表18である。

表の冒頭に示すように、1935年4月の認可を受けた後、宇部市は直ちに業者と契約、工事に着手している。そして、同年10月には、救護所新設工事が9月30日に竣工し、10月10日から事業開始したとする完了報告が、県社会課にもたらされる。県は、早速、社会局にその報告を行なっている。

それから、ほぼ一年半が経過する。すなわち、1937年3月2日に、ようやく社会局から補助金下付申請書の提出とその審査の通牒がある。県(社会課)は宇部市から改めて申請書を出させ、その審査結果(承認通りで問題なし)をあわせて社会局に提出するという、手続が取られる。間もなく、3月31日付けで補助決定通知が社会局からもたらされた。

それまでの、申請時からの三年間を抜けば、補助金交付までの手続きはあっけないほどに簡単に順調に運んでいる。

国庫補助額は2,420円、県費補助額は1,210円、あわせて3,630円が補助額であった。工事費総額4,840円の四分の三におよぶ補助であった。

なお、設置設備費の補助にかかわる財政問題については、この宇部市救護所の例も含めて、3章の(2)で改めて詳しく見たい。

注(第2章)

- 「救護法施行=関スル件依命通牒」(発社83号、昭6.10.14)中の左記(一)の五。さらに、社会局名の「救護施設並=救護費国庫補助=関スル件依命通牒」(発社70号、昭9.4.17)中の左記(一)の一で、設備・規模の「変更ノ認可」等についても、同様に協議することを追加した。
- 救護法施行規則一条一項には、記載事項として、①名称、種類及位置、②建物其の他の設備の規模、構造、③事業経営の方法及び収支予算、④事業開始の予定日、⑤設備に要する経費、の五点があげられている。
また、同一条二項には、添付書類として、①「設置者ノ履歴及資産状況」、②「法人又ハ団体ニ在リテハ定款、寄付行為其ノ他ノ約款」があげられている。
- 審査内容については、注1の依命通牒(発社83号)の左記(一)の五に「事業経営ノ確否、設備ノ適否並ニ施設ノ分布、利用ノ状況等ニ付詳細調査シ」と記されている。
- 『昭和拾年度/大勸進養育院年報』(1936.3)17頁。
- 『昭和拾参年度/大勸進養育院年報』(1939.7)7頁。

6. この山口県での認可申請関係の文書の原本は、山口県文書館に県庁行政文書として保存されている。本稿末尾に掲載の資料3を参照。
7. 『萩市史』2巻 1989.3 (440頁)には、藤田雅輔の寄付により、町立堀内病院の敷地内に、1928年3月、設置されたとある。
8. 萩町(1930年に、萩市)がその後、救護施設(萩市啓生寮、定員15人)を設置したのは1939年7月で、認可も同年中には受けていたようである。なお、『萩市誌』1959.10 (538頁)には、同施設に従前の救護所を包含したとあるが、詳細は不詳である。ただし、認可を却下された救護所は、救護法上の「適当ナル施設」として、萩町による収容救護の施設として利用されていたことは、各種の資料から明らかである。
9. 認可基準のうち、施設規模を10人以上とすることについては、社会局がまとめたと思われる『救護法に関する質疑応答集』中央社会事業協会、1932.12にも記載されている(26~27頁)。
10. 山口県社会課『山口県社会事業一覧(昭和八年三月末日現在)』1933
11. それらについては、本稿末尾に掲載の資料3—(3)—①の冒頭および末尾(別紙)に付けた編者注を参照されたい。
12. この依命通牒では、「救護施設ノ建物其ノ他設備ノ規模、構造ヲ変更シ又ハ変更ノ認可」を行なうことについても(従来の設置認可だけでなく)「予メ当局ニ協議」させることとしたほか、救護施設の設置設備費補助に関しても、「其ノ規模、構造ハ地方ノ実情、利用状況等ニ適応スル様留意シ建築費、初度調弁費ニ付テモ可及的節約ヲ旨トスルコト」などを指示している。
13. この事態をもたらすに至る全体状況については、拙稿のNo.7で、詳しく取りあげている(とくに99~112頁)ので、参照されたい。
14. この関係書類には、次のようなものが求められている。
 - ①救護施設ノ名称、②救護施設ノ位置及之ヲ知ルニ足ルベキ図面、③創設、拡張ノ別及之ガ設備ノ利用方法詳細、④工事設計書(設計図面、仕様書、及仕訳書)[関係図面の詳細指示は略]、⑤創設費、拡張費及之ニ伴フ初度調弁費内訳、⑥前号ノ設備費ニ充ツベキ寄付金其ノ他ノ収入内訳
15. 補助率50%の維持は、3章の(2)に掲載した表25(63頁)からも確かと思われる。
16. 設置設備費の補助申請関係の文書についても、注6と同様、山口県文書館に保存されている。本稿末尾に掲載の資料4を参照。

第3章 救護施設をめぐる財政

——公費支出と補助の状況

救護法の立案、制定とその施行過程で、常に問題となり、制約となったのは財政問題である。

ここでは、そうした財政節減圧力のもとで辛うじて誕生し得た救護施設をめぐる財政システムについて、主に国庫及び道府県費などの公費支出状況とのかかわりで、その実態を見てみたい。

具体的には、(1)では救護施設を含む収容救護全般に影響が及んだ救護費(委託救護費)の支出状況、(2)では救護施設にのみ関係する新設・拡張などの施設設置費への補助状況、(3)では公立の救護施設のみが対象になる施設の経常的運営経費にあたる施設事務費への補助状況、の三点である。

それらの公費支出については、全国的な救護財政の支出状況を可能なかぎり明らかにすることが、救護法の施行実態を明らかにする上で必要である。

それゆえ、それぞれの冒頭で、全国的な一般的状況を概観するが、それにはデータ上の限界がある。その限界を補う意味も含め、ここではそれぞれ、いくつかの事例を取りあげ、その実際を見てゆくことに重点を置きたい。

(1) 救護施設への救護費・委託救護費

救護法の収容救護を行なう場合、対象となる救護施設はじめ、適当なる施設および私人に対して、救護費が支出されることは、すでに見た通りである。このことは、救護施設に限らないが、救護法の施行の結果として、極めて大きな意義を持っている。

①救護費・委託救護費の概要

では、どのくらいの救護費が救護施設(厳密にはそこに収容救護された被救護者の生活扶助費)に支出されたのであろうか。この点は、残念だがデータがない。そもそも、救護施設に限定した救護費の支出については、全国的な救護統計では見ることができない。

救護統計で判明する救護費支出は、居宅救護と収容救護の区分だけである。つまり、「救護施設」のほか、「適当ナル施設」および「私人ノ家庭」を含めた収容救護分全体についての支出額が、年度に限られるが把握出来る。

表19に示したものが、それである。表に見られるように、1934年度から1938年度までは、収容救護全体の救護費の支出状況に加えて、救護の種類別や救護者種別(=救護事由別)など、詳しく明らかにし得る。

ちなみに、1935年度居宅救護を含めた救護費額¹⁾は589万5千円弱であるから、収容救護の救護費(142万9千円弱)はその24%強を占めている。1935年度の救護人員中の収容救護の比率は7%弱であったから、財政面から見た収容救護のシェアは著しく高いことがわかる。

収容救護のうち、救護施設分の被救護者がどのくらいを占めているかについては、1935年5月現在で調査した全国数値(表20参照)がある。したがって、その割合(70%)で、収容救護の救護費

(143万円弱)を較分すれば、おおよその金額(約100万円)が得られる。これは救護費額の17%ほどにあたる。

この100万円の金額が、1935年度の全国の公私立の救護施設(130ヶ所、1935年度末現在)に支出された救護費(推値)である。さらに、この推計金額を表21に見られる公私立別の収容救護状況(延べ救護人員、1935年度末現在の収容人員)に即して、公私別に較分すれば、救護人員はほぼ半々のため、公立は50万円、私立は50万円となる。

以上のように、推計した数値を用いれば、救護施設(そこへの入所者)に対して、おおよそのくらの救護費が支出されたかなどを、ある程度までは把握できる。これらの救護費で以て、そこへ入所した被救護者の主に食費などの生活費が賄われたわけである。

それまでは、施設設置者の責任で、公立の場合は主に公費など、私立の場合は主に寄付金など、に依存して賄われていた(他には委託した団体な

表19 収容救護の救護費額(1934~1938年度)とその内訳

		1934年度	1935年度	1936年度	1937年度	1938年度
		円	円	円	円	円
収容救護分総額 a		1,442,806	1,428,517	1,564,375	1,630,126	1,682,171
救護種別	生活扶助	908,652	914,311	1,021,984	1,081,407	1,104,079
	医療	532,262	513,181	541,478	547,642	577,843
	助産	1,884	1,025	869	1,077	708
	生業扶助	8	—	44	—	—
被救護者種別	65歳以上の老衰者	220,580	233,025	249,991	277,316	368,478
	13歳以下の幼者	232,956	255,618	269,610	292,982	290,343
	妊産婦	5,155	2,606	2,048	2,575	2,194
	不具廃疾	49,009	32,431	61,044	52,994	54,748
	疾病傷痍	562,114	612,808	706,183	743,450	784,435
	精神耗弱身体虚弱	372,915	291,835	250,248	260,625	281,020
	幼者哺育の母	77	194	5,251	186	953
参考	居宅救護分総額 b	4,367,532	4,466,033	4,618,721	4,793,308	4,160,080
	収容a+居宅b計	5,810,338	5,894,549	6,183,096	6,423,434	5,842,251
数値の典拠	a11.7 b11	a13.2 b12	a14.4 b13 d12	b14.15 d12 d13	d13	

注1. 本表の数値の典拠欄の略号の意味は、以下の通りである。

a 『社会事業彙報』 a11.7=昭11年7月号 a13.2=昭13年2月号 a14.4=昭14年4月号

b 『日本社会事業年鑑』 b11=昭11年版 b12=昭12年版 b13=昭13年版 b14.15=昭14・15年版

c 社会局『第七拾回帝国議会/救護法中改正法律案資料』1937初頃(未公刊)

d 厚生省社会局『救護法施行状況』 d12=昭12年度版 d13=昭13年度版

2. 本表の救護費額(a、b)には、埋葬および救護施設事務費、委員費を含んでいない。

表20 被救護者中の収容救護者の収容先 1935.5.1現在

収容救護者総数	収容先	
	救護施設	その他
人 8,430 (100%)	人 5,908 (70%)	人 2,522 (30%)

注 数値の典拠などは表2の注1に示してある。

表21 救護施設の公私別の収容救護状況

	1935年度		
	総数	公立	私立
施設数	130ヶ所 (100%)	40ヶ所 (31%)	90ヶ所 (69%)
延べ救護人員	943,470人 (100%)	467,857人 (50%)	475,613人 (50%)
年度末現在員	2,952人 (100%)	1,478人 (50%)	1,474人 (50%)

注 数値の典拠は、『日本社会事業年鑑』昭和12年版による。

どから、若干の委託費などが支出されていた)のである。この違いは大きい、とくに私立施設にとっての意味は大きい。

このような救護法による救護費は、実際には救護施設の経費や財源にあっては、どの程度の割合を占めていたのであろうか。その実際を知ることは、事例データしかないの、以下、いくつかの事例を見てみよう。当然、公立施設と私立施設では、その財政条件や経理実態が大きく異なるので、別個に見る。

②公立施設への救護費とその事例

公立の救護施設の場合、その経費は、大別するといわゆる「事務費」と「救護費」に別れる。

前者の「事務費」は、一般に市町村予算で「救護所費」などの名目で組まれる。主に経常的な経費というべき、人件費と様々な維持管理経費(光熱費や消耗品費、備品費などの需要費、簡単な修繕費、雑費など)からなる。これらの事務費部分については、後の(3)項で取りあげる。

後者の「救護費」については、すでに見てきたように、救護法による救護として行なわれる生活扶助・医療・助産・生業扶助の四つの救護と被救護者が死亡した場合の埋葬がある。実際の金額では、生活扶助が大部分で9割前後を占め、医療がほぼ1割前後である。助産は、ごく僅かで、生業扶助はほとんどない。埋葬については、老衰者や病者が多いこともあって、死亡率は高いため、ある程度の金額となる。

この救護費部分が、公立救護施設の事務費を含む全経費との関係で、どの程度の割合となるかが問題であるが、後に見るように(表22など)、施設

によって3割～6割と大きく異なる。その要因は、主として事務費部分の多寡によると思われるが、民間の私立施設とくらべて、その割合は高い。

救護法が施行されたことによって、救護施設には被収容救護者のそれぞれごとに算定された救護費(生活扶助)が、市町村等からその収容人員に応じて支出され、その金額で主に入所者の食事等の材料費などが賄われることになる。

収容救護の場合に、市町村等から支出される救護費は、内容的には生活扶助が中心である。そのほかに、医療と助産および死亡した場合の埋葬費などがある(また、生業扶助も有りうるが、実際にはほとんどない)。ここでは、その大部分を占める生活扶助に絞って、見てゆく。

これらの救護施設での救護費について、それぞれの施設ごとに個人別の救護費の算定と支出の実際を、ある程度までデータが残されている事例として、さきに見てきた山口県の三つの公立の救護施設(山口市救護所、徳山町救護所、宇部市救護所)を取りあげ、紹介する。

本稿の末尾に、資料5として整理し、掲載したもの(その年度が見られるように、限定される)が、氏名を除き(ローマ字に記号化して表記)、ほぼ残されている全データである。

この資料では、年齢が欠けているのが残念だが、代わりに救護事由を見ると、老衰者が圧倒的に多く、他には疾病状態の者が若干見られる。幼者は、極めてわずかしかない。1章でみたように、主に生活扶助や養老を事業種別とする救護所などと呼ばれた公立救護施設の一般的な例と見ても良いように思える。ただし、規模はやや小さい

表22 救護施設（公立三事例）の収容救護状況と救護費などの支出状況

	年度	生活扶助				医療				埋葬 人員 金額	参考 事務 費額
		救護人員		救護金額		救護人員		救護金額			
		延べ 人員	一日 平均	総額	一人 一日 平均	延べ 人員	一日 平均	総額	一人 一日 平均		
山口市 救護所	1934	日人 3613 (17)	人 9.9	円 534	銭 14.8	日人 296 (2)	人 0.8	円 155	銭 52.4	円 ⑤52	円 1123
	1935	2377 (8)	6.5	375	15.8	125 (5)	0.3	154	123.5	④28	1165
	1937	3155 (11)	8.6	489	15.5	64 (3)	0.2	33	50.9	⑤35	913
徳山町 救護所	1934	1516 (6)	4.2	227	15.0	—	—	—	—	④7	176
	1935	1982 (7)	5.4	297	15.0	—	—	—	—	—	176
	1937	1872 (6)	5.1	303	16.2	—	—	—	—	②13	239
宇部市 救護所	1935	1391 (9)	8.1	284	20.4	*		*		—	239
	1937	2720 (11)	7.5	601	22.1	*		*		③8	519

注1. 本表の数値は、本稿末尾の資料5に基づく。

2. 「延べ人員」欄の下段の（ ）内は、実際の収容実人員である。

3. 宇部市の*印は、近隣の診療所で医療を受けているが、その部分は居宅救護扱いとなっている（資料5参照）。

ものに偏っている。

この資料5を救護費などの金額面に絞り、要約したものが表22である。この表22によって、救護施設ごとに、それらの救護施設に収容救護された人々の救護費がおおよそどの程度のものであったかを、やや具体的に見ることができる。

入所者の食事等の生活費に焦点をあてれば、生活扶助分がまず対象となる。また、医療費中の入院費の一部（医療費の場合、入院費は当時一人一日当たり50銭と限度額が定められており、生活扶助部分はここに含まれる）がその対象であるが、そのどこまでが生活扶助部分かは定かでないため、ここでは検討の対象からは除外しておきたい。

生活扶助の単価額の平均（一人一日額）が問題であるが、見られるように、山口市と徳山町はほぼ同じであるが、宇部市のみはそれらより3割程度高い金額となっている。

この表では、平均値で示されているが、資料5

に見られるように、生活扶助の単価額そのものの設定が、山口市や徳山町では、そのほとんどが15銭であるのに対し、宇部市の場合はほとんどが20銭となっていることがこの差の原因である。

収容救護の生活扶助については、山口県が救護限度を設定（当初は、一人一日当たり20銭だったが1936.7以降、25銭に引上げた）しており、その限度内で、市町村が決定する²⁾。

しかし、見てきたように、宇部市（1935）を除きその限度額をかなり下回っていることがわかる。

何れにしろ、それぞれの救護施設では、このようにして算出、支出された救護費（生活扶助）で、その食費などの生活費を賄っているわけである。

③私立施設への委託救護費とその事例

私立の救護施設の場合、公立施設と違ってその

多くは、自己財源はほとんどないといってよい。それゆえ、様々な名目でいわゆる寄付や賛助金、維持会費などを集め、それに多くを依存せざるを得ないのは、当然でもある。内務省や宮内省をはじめ県や市からの助成金もその財源の一つであったが、その多くは年に一度で、金額も多くはなく、しかも、恒常的な形であてに出来るような性格のものではなかった。

そのような中で、救護法が施行された結果、被救護者を収容・受託した場合基本的にはその人員に応じた救護費を、被収容者の生活費（生活扶助）の名目で、毎月、定期的に市町村等から委託費用として支払われることになったのである。当然のことながら、施設の予算にも、毎年、計上し得るほぼ安定的な財源が確保されることになったことを意味する。

その実際はどのようなものだったのであろうか。その点を検証するには、当然ながら施設の会計資料が必要である。しかし、私立施設の場合、多くは予算や決算報告がきちんとまとめられ、記録として残るような形で公表されたか否かが問題である。そうしたものがあったとして、それが保存されているケースは限られる。

それゆえ、私立施設における経費（財源）中に占める委託救護費の実態がどのようなものであったかを明らかにすることは、困難が多い。したがって、個々の施設事例を積みあげての検討が必要³⁾である。

そのような資料面での難点があるなかで、近年、『老人福祉施設協議会五十年史』⁴⁾やいくつかの救護施設としての認可を受けた私立施設の施設史⁵⁾がまとめられており、その中で救護法による委託救護費を取りあげ、会計面での検討を行なっ

ているものがある。

例えば、かつて福島育児院と呼ばれ、救護施設でもあった『福島愛育園百年史』の場合、1934年度から1939年度に至る予算・決算資料を紹介しつつ、次のような指摘をしている。

歳入を見ると、繰越金を除いて最も高額なのは委託救護費で、全体の二十%から三十%台であった。委託救護費を受ける以前と比較すると、同費が増加した分だけ歳入が増加し歳出も同費分だけ増加していた。つまり、委託救護費の増加は歳出全体の増加をもたらし、院児の生活に関する給養費、職員の給料等の事務費の増加につながった⁶⁾。

その上で、1929年の決算と比較し、1934年度の決算の賄費が約二倍弱に育児諸費が約十四倍に、給料が若干増加したことなどに触れ、「救護法が育児院の財政に、特に院児の生活に与へた影響は大きかった」と言う。

そこで取りあげている会計データのうち、決算資料がある1934年度と1939年度について、歳入総額・前年度繰越・委託救護費と歳出総額の部分だけを抽出し、それらとの関係で委託救護費の占める割合を見たものが、表23である。施設会計を見る場合、どの数値を分母とするかでその割合は異なるが、実質的に委託救護費の比率が大きなもの占めているのは明らかであろう。

ここでは、定期的な年次報告書を毎年刊行し、その中で決算報告の形で、会計上の報告を継続して行なっていた三つの私立救護施設（大勸進養育院＝長野市、別府養老院、佐世保養老院）⁷⁾を取りあげ、紹介したい。

いずれも、1932年もしくは1933年の早い時期に

表23 福島育児院の委託救護費の割合

	歳入 総額 a	前年度 繰越 b	委託 救護費 c	歳出 総額 d	委託救護費の割合		
					c/a	c/ a-b	c/d
	円	円	円	円	%	%	%
1934	8,104	3,360	1,557	5,279	19	33	29
1939	7,052	2,970	1,858	4,221	26	46	44

注1. 『福島愛育園百年史』1993.2 (475-476頁)

2. この歳出総額dには、翌年度への繰越分が含まれていない。

救護施設としての認可を受けた施設である。大勸進養育院の認可を受けた事業種別は「育児」と「養老」、別府養老院と佐世保養老院のそれは、名称が示すように「養老」である。

ただし、委託救護費の市町村等による支出は、認可を受けたか否かには直接の関係がない。仮に、まだ認可を受けていないとしても、「適当ナル施設」として、救護法による被収容救護者の委託があれば、その委託に伴う救護費が市町村等

から支出されるからである。

表24は、それら三施設がそれぞれ年一度、刊行していた『年報』に掲載されていた救護法施行以降の決算報告数値から、その経費規模を示すものとして、歳入総額⁸⁾とそのうちの委託救護費を取り出し、その割合を算出したものである。

見られるように、歳入財源中に委託救護費が占める割合は、年度による波はあるが、大勸進養育院がほぼ2～3割台、別府養老院がほぼ3割台、

表24 私立救護施設の歳入財源に占める救護法による委託救護費の割合

年度	大勸進養育院 (1932.5認可)				別府養老院 (1932.5認可)				佐世保養老院 (1933.3認可)			
	収容定員45人 (法該当40人)			参考 法該当者	収容定員35人 (法該当35人)			参考 法該当者	収容定員39人 (法該当39人)			参考 法該当者
	歳入 総額	歳入中 の委託 救護費	比 率		歳入 総額	歳入中 の委託 救護費	比 率		歳入 総額	歳入中 の委託 救護費	比 率	
1932	円 7,455	円 885	12%	15人	円 1,939	円 413	21%	・	円 7,564	円 318	4%	15人
1933	7,711	1,311	17%	19	2,258	804	36%	・	8,779	662	8%	22
1934	11,131	1,487	21%	23	2,195	650	30%	・	8,319	944	11%	26
1935	6,968	1,718	25%	21	2,598	889	34%	・	15,332	942	6%	14
1936	6,817	1,619	24%	21	2,721	955	35%	・	7,953	1,110	14%	19
1937	8,163	1,655	20%	21	3,258	839	26%	・	8,174	1,063	13%	17
1938	8,649	1,833	21%	27	3,696	1,044	28%	・	6,783	903	13%	15
1939	15,081	3,676	25%	28	4,296	1,382	32%	・	10,804	994	9%	15
1940	11,293	4,029	36%	34	4,968	1,994	40%	・	11,466	2,298	20%	16
1941	13,269	4,413	33%	33	5,607	2,340	42%	・	・	・	・	・
1942	11,985	4,487	37%	26	・	・	・	・	・	・	・	・
1943	15,407	4,987	32%	27	・	・	・	・	・	・	・	・
1944	12,116	4,747	39%	23	・	・	・	・	・	・	・	・
備考	1934年度と1939年度(実際の工事はその前年度)は、施設の増改築があり、特別会計を設けたが、その影響で此の両年度の収支は変則的な増大が見られる。1939年度は、追加決算分を含む。								1935年度は、施設の増改築・移転があり、それを本会計と一緒に経理しているため、その影響でこの年度の収支は著しい増大が見られる。そのため、救護費比率は大きく低下した。			

注1. 数値は、いずれも下記の『年報』(各年版)に掲載の決算報告による。なお、円未満の金額は四捨五入した。

『大勸進養育院年報』、原本による。

『別府養老院年報』、『老人問題基本文献集』大空社刊に所収のものを使用。

『佐世保養老院年報』、同上。

なお、大勸進養育院については、育児と養老の事業種別があるが、決算書の数値は、両者を合算してある。

2. 表中の「・」は、原資料(『年報』)がなかったり、資料に数値がないもの。
3. 参考欄の人員は、年度末現在ないし年末現在の救護法該当の在籍人員である。
4. 三施設とも、歳入総額中には前年度からの繰越分があり、その規模は施設により(また年度により)異なるものがあるので、委託救護費の比率を見る場合にはその点に留意されたい。

佐世保養老院がほぼ1割台の前後に達する。おおよその傾向としては、時間を経るにしたがって、その割合は次第に高くなることが見て取れる。

これらの歳入財源に占める割合が高いか低いかは、それぞれの施設の置かれた条件が異なり、その故にその比率に差異が生じたものである。とはいえ、それぞれの施設経営財源中で2～3割と言うような数値になれば、その比重は決して小さくはないと言わなければならない。

しかも、その委託救護費の名目は、食費等の生活費を随うものとしての最低限の生活扶助であって、著しく抑制された金額である。それが、施設の全経費中の多大な部分を占めるようなことは、そもそもあってはならないのである。

しかも、それらの委託救護費を人件費等の経常的な運営経費である事務費部分に流用されることは許されず、算定上もまったく含まれていないことに留意しなければならない。つまり、委託救護費の割合が一定以上に高くなることは、決して好ましいものではないのである。

ちなみに、今日の社会福祉施設では、人件費や管理的経費を除いた、直接入所者に移転するものと見られる給食経費などのいわゆる事業費部分は、施設種別や規模でも異なるにせよ、おおよそ全経費中の1割程度に過ぎない。

(2) 設置設備費への補助とその実際

救護施設の新設、増改築などの設置設備費については、救護法の二十五条により、国庫および道府県が補助を行なうが、その補助率は国庫が二分の一以内（1937年改正まで）、道府県が四分の一とされている。

①設置設備費への補助の概要

当然のことながら、補助の対象となる施設は救護施設としての認可を得た施設であることが前提である。設置者が市町村などの公共団体である場合（公立施設）だけでなく、私人の設置にかかわる私立施設も対象となる。

この設置設備費の補助が、救護法施行過程でどの程度なされたかについて、それを全国的に把握しうるような救護統計データはほとんどない。救護法施行下で、この国庫補助を得て、新設または増改築などを行なった施設数（補助件数）がどのくらいあったかといった基礎数値そのものがまったくわからない。

わずかにわかるのは、国庫補助金額（およびその算定基礎となる補助基本額）について、1932年度から1935年度の四ヶ年度についての総額のみである。それをまとめたものが、表25に示した数値であるが、このデータそのものが表の注記に示したように未公開の資料であり、それ以外には一般に公表されたデータはなかったと思われる。

この表25でわかることは、救護法施行の初年度の1936年度は別として、1932年度（3万2千円弱）、1933年度（12万6千円弱）と国庫補助の実績が増大していたにもかかわらず、1934年度には前年度と比べ半減（5万9千円弱）、翌1935年度も同様なレベル（6万3千円弱）に落込んでいることである。補助件数はまったくわからないが、当然に減少したであろう。

このような事態が起きたのは、1933年頃から、救護人員の増大が著しく、当初予定されていた救護費予算の枠を超えてしまい、急遽、1934年半ばにはいわゆる適正化通牒に見られるような救護抑

表25 救護施設の設置費（創設拡張費）への国庫補助

	創設拡張費 (国庫補助 基本額)	国庫補助額	補助率	備 考
年度	円	円	%	
1931	—	—	—	
1932	63,710	31,855	50.0	
1933	305,796	125,898	50.0	
1934	117,110	58,555	50.0	
1935	124,930	62,465	50.0	

注 本表の数値の典拠は、社会局『第七拾回帝国議会／救護法中改正法律案資料』1937初頃（未公開）による。

制策が打出されたことにある。

しかも、設置設備費の場合、他の救護費予算と違って、その年度内の予算の執行を延期・停止するという形での対策が可能だったこともあり、ドラチックな形で対策が打出せた⁹⁾ことも災いしていたと言える。

②山口県の公立施設事例

公立施設に限らず、個々の救護施設の新設・拡張など設置設備費とそれへの補助状況について見るには、それぞれの設置主体である市町村（もしくは設置団体）および県庁社会課の国庫補助（県費補助含む）の申請関係書類が残されていれば、それらからその実態を明らかにすることができる。

また、公立施設の場合、設置主体となった市町村の決算書等の財政関係資料からも、ある程度の実態把握が可能である。

ここでは、さきに第2章の(2)で見えてきた山口県の公立救護施設について、国庫補助がなされた三事例について、その申請関係文書などからわかりうる範囲で取りあげ、紹介したい。

表26に示したものが、その内容を一覧にまとめたものである。見られるように、財源の大部分を指定寄付金に依存していた徳山町の場合を除き、山口市と宇部市の場合は、いずれも補助割合が、国庫補助（二分の一）と県費補助（四分の一）をあわせて、四分の三となっている。

この両市の場合、表から見る限り、申請した経費総額と国庫補助基本額は一致している。した

表26 救護施設設置設備費の財源内訳（公立施設の事例）

	山口市救護所		徳山町救護所		宇部市救護所	
工事概要	増設拡張工事 居室3、便所 建坪6坪 定員3人増 (→定員10)		新設/設置工事 居室6、他5 建坪34坪 初度設備 定員12		新設/設置工事 居室12、他6 建坪70坪 初度設備 定員14	
国庫補助申請(意思表明)	1932年11月		(1932年7月)		1934年4月	
同上決定時期	1933年3月		1933年3月		1937年3月	
竣工時期	1932年12月		1933年8月		1936年9月	
a 経費総額 (追加工事分含む)	円	%	円	%	円	%
	337	100	2,147	100	4,840	100
b 経費総額 (国庫補助対象分)	337	100	1,950	91	4,840	100
内訳	建設工事費		1,850	86	4,512	93
	初度調弁費		100	5	328	7
c 追加工事分	—	—	197	9	—	—
d 寄付金などの収入	—	—	1,155	54	—	—
e 国庫補助基本額b-d	337	100	795	37	4,840	100
f 国庫補助額e×1/2	168	50	340	16	2,420	50
g 県費補助額e×1/4	84	25	170	8	1,210	25
h 設置者負担分	84	25	367	17	1,210	25
備 考	坪当り単価 56円。		坪当り単価 a—63円 b—57円		当初の申請段階の建設工事費は、5,790円(坪当り83円)で組まれていたが、補助条件として坪当り65円未満の指示により、減額している。	

注 本表の数値などは、本稿末尾に掲載の資料3および資料4にもとづく。

がって、それほど問題はないように思えるが、実際には宇部市の備考に示したように、建設工事費は当初予定の5,790円(坪当り83円)が2割強も引下げられ、4,512円(坪当り64円強)になっていることに注目しないわけにはゆかない。坪当たり単価を65円未満で経理せよという設備認可時の条件(1935年3月30日付けの社会局社会部長通牒)に対して、宇部市がどのように対処したかは、定かでない。

建設業者との工事請負契約は、1935年5月25日付けで結ばれており、この工事金額に見合うような支出証憑類も1937年3月に提出した国庫補助金下附のための申請書には添付されている。そうした点からすれば、工事仕様等を変更したほか業者に値引きさせるなどして、工事単価を落とし、一応の辻褃をあわせたのであろうか。

実際に、宇部市がどのような対処をしたのかはともかく、今日いうところのいわゆる自治体の超過負担問題にかかわるような問題(国の補助単価が一般の工事単価の相場よりも低いなど)が、この時点でも見られたのである。

また、徳山町の場合には、2章の(2)ですで見たとように、国庫補助申請手続の段階から各種の問題(町の当初の企画設計段階のミスも含む)があった。追加工事は企画設計段階のミスによるものだが、この表からもわかるように、国庫補助の対象とはならなかったため、国庫補助・県費補助の割合は実際の経費総額と比べ、かなり低くなっている(寄付金等の収入分の控除がその大きな理由だが、これはルールなので、やむを得ない)。

この徳山町のケースは、国の側の問題よりも町の側に問題があったと言わなければならない。なぜなら、施設設置にあたって、給水(井戸)、排水設備や電灯配線や門塀(石垣)などの工事が脱漏し(そのため、追加工事が必要になった)、その分の補助申請をしないなど企画設計段階のミスは信じ難い。

こうしたミスの発生をもたらした背景には、救護施設設置の財源の大部分を寄付金に依存しており、町の独自予算はほとんど付けていないという辺りに、問題があったように感じられるからである。推測的な物言いになるが、そのためもあって、企画・設計上も真剣に対処せずに、適当に

なってしまったのではなかろうか。

③私立施設/大歎進養育院

私立施設の場合、今日でも会計報告がきちんとなされ、年報類でそれが公表・報告されている例は必ずしも多くはない。戦前昭和期の救護法体制下にあっては、なおさらである。

とりわけ、臨時経費的な施設の 신설、増改築などの費用については、巨額になることがしばしばである。しかも、寄付などの財源集めに苦勞したであろうはずなのに(あるいはそうであるが故かも知れぬが)、その会計報告は意外にアバウトなものが多く、その実際を把握するのは困難な場合が多い。

ここでは、そうした中で、その『年報』で収支報告を行なっている私立施設の事例として、大歎進養育院の二度にわたる増改築工事を取りあげ、それにかかわる、救護法による設置設備費の補助の問題を検討してみよう。

大歎進養育院は、法人としては一つであるが、その事業種別としては、養老(本院)と育児(分院)の二つを経営している。分院は、三婦寮の名称で1928年に本院から分離した。

救護法施行とほぼ同時にこれらの施設は、大歎進養育院として認可申請(1932.1)し、救護施設としての認可を得ている(同年5月)。1934年の本院(養老)の増改築は、創立50周年記念として計画したものである。

また、分院(育児)は狭隘となったため、1935年7月に施設拡張の認可申請をした。この、認可が1939年8月におりたため、急遽、増築事業が着手されたものである。

このうち、1934年の本院(養老)の増改築については、施設拡張の認可申請をした形跡もなく、また国庫補助の申請もした気配がない。国庫補助は付いてない。その代わりと言えるのか否か、助成団体である慶福会からの1000円の増改築費への助成金が付いている。

1938年の分院(三婦寮、育児)の増築については、国庫(926円)、県費(463円)の補助が付いている。

この二度にわたる増改築工事の決算報告は、それぞれの年度報告である同院の発行した『大歎進

『養育院年報』に掲載されている。その報告に基づいて、工事費の財源構成と支出費目を見たのが表27である。

見られるように、1934年の養育院本院の工事(表27-①)は、3945円の費用を要している。救護法に基づく国庫補助および県費補助は付かなかったため、それらの項目自体がない。

ただし、私立社会事業施設の助成団体として社会局の影響下で特別に設置された慶福会による建設費助成金が1000円ついたほか、恒例の社会事業奨励助成金(400円)や住友・岩崎など財関係の助成資金(計700円)を得ている。

おそらく、すでに指摘したように、1934年の救護費財政が逼迫し、設置設備費については、補助予算の執行停止・延期などの対策が採られていた。そのため、県庁社会課の示唆もあったのだろうか、補助申請そのものがされていない。

その故であろうか、有力な財源として、慶福会への助成申請がなされており、結局、1000円の助

成が付けられた。

それ以外には、増改築を目的とした一般寄付(1599円)を大々的に集めたほか、本会計からの繰入(247円)などによって、工事費は賅われており、それらでほぼ半分を占めている。

他方、育児事業の分院である三帰寮の工事費(表27-②)は、5386円を要した。こちらは、救護法に基づく国庫補助(926円)、県費補助(463円)を得ている。しかし、その割合は合わせても工事費の四分の一足らずに過ぎない。

残りは、基金からの繰入(1897円)と一時借入金(2100円)であり、それらで工事費のほぼ四分の三を賅っている。救護法の本来の補助率(二分の一以内)および社会局の補助方針(二分の一)からすれば、この比率は逆でなければならぬところである。

これらからわかることは、補助は建前上国庫・県費あわせて四分の三の補助とされているが、実際の補助額は、それを大きく下回ることがあるこ

表27 大勸進養育院の二度にわたる増改築工事の収支状況

①大勸進養育院本院増改築工事 (1934)

	金額	比率
収入総額	3,945	100
国庫助成金(社会事業助成)	400	10
慶福会助成金	1,000	25
住友家助成金	400	10
岩崎家助成金	300	8
別途寄付金(増改築寄付金)	1,599	41
本会計よりの繰入	247	6
支出総額	3,945	100
増改築工事費	3,058	78
附帯工事費	205	5
電話架設費	299	8
水道配設費	51	1
設計費	84	2
工事監督費	45	1
寄付金募集費	131	3
起工式費	13	0
雑費	60	2
工事概要	建坪 55.9坪 定員25→35	
竣工時期	1934.12.28	

②大勸進養育院三帰寮増改築工事 (1938)

	金額	比率
収入総額	5,386	100
拡張費国庫補助金	926	17
同 県費補助金	463	9
基金から繰入	1,897	35
一時借入金	2,100	39
支出総額	5,386	100
増改築費	4,955	92
初度調弁費	347	6
雑支出	84	2
工事概要	増築建坪 59.5坪 定員20→36	
竣工時期	1938.12.27	

- 注1. 本表の数値と費目区分は、『昭和拾四年度大勸進養育院年報』(1940.7)中の「増改築別途会計報告」による。
 2. 円未満は、四捨五入してある。
 3. 工事費の坪当り単価は、90円52銭となる。

- 注1. 本表の数値と費目区分は、『昭和九年度大勸進養育院年報』(1940.7)中の「増改築別途会計報告」による。
 2. 円未満は、四捨五入してある。
 3. 工事費の坪当り単価は、70円52銭となる。

と、そのため施設設置者は予定の自己負担分（四分の一）をはるかに上回る財源の調達が必要だったことを示していると言えよう。

もっとも、大猷進養育院の決算報告はほぼ実際の数値であると思われる。それに対して、国庫補助・県費補助は申請・交付の手続きの過程で、国（社会局）が定めた補助基本額を基準に、一定の補助率（法の規定上は二分の一以内であるが、社会局の補助方針は二分の一だった）でもって、決定される。

しかも、基本額の算定にあたっては、寄付金等の収入があれば、それらはまず控除される。そのうえ、工事費単価は一定額以下に制限されていた（さきの公立施設の宇部市の例で見たように、坪当たり65円以内）から、それを上回る金額は補助の対象とならない。

そのため、この表27の②が示す決算報告と補助の算定がどのようになされたのかは判明しないところがある。つまり、表中の財源として計上された「基本金からの繰入」（1897円）および「一時借入金」（2100円）は、補助額算定上で、どのように位置付けられたのかわからない。

大猷進養育院の基本金は、もともと下賜金や寄付金などを蓄積したものである。それゆえ、自己負担分（社会局の方針上は四分の一＝463円）に充当することは認められたであろう。だが、その分を除くかなりの金額（1434円）は、寄付金扱いされて、工事費から控除された可能性が強い。また、一時借入金は、どのように扱われたのか、その名称からすると補助対象外の経費や財源不足分の穴埋めの性格だったように思われるが、確かではない。

また、工事単価額も明らかに坪当たり65円の基準は越えている（実際には坪当たり91円弱となる）から、その点はどうだったのかなどの諸点である。ちなみに、65円で増改築面積59.5坪の工事費を計算すると、3868円となる。

これらは、県庁側の補助関係文書（とくに、救護施設新設拡張費国庫補助金の申請書や清算書などなど）を見ればはっきりするものだが、本稿執筆時点までには、それらが保存されているか否かは判明せず、未見である。

(3) 公立施設への事務費補助の実態

救護施設の経常的運営経費である事務費については、救護法二十五条により、公立施設に限ってであるが、国庫および道府県による補助が規定されている。法の規定する補助率は、国庫が二分の一以内（1937年改正まで）、道府県が四分の一で、救護費や設置設備費などへの補助と同じである。この事務費への補助は、私立の救護施設にはないもの¹⁰で、公立施設のみに限定されている。

この公立施設への事務費の補助制度が、第二次大戦後には、私立も含めすべての社会福祉施設に拡大されてゆくことになる。すなわち、この事務費部分と救護費（事業費）部分とを合算したものが、いわゆる措置費である。

その意味では、この事務費への補助制度の持つ意義も大きいが、救護法下でのその実態はほとんど明らかにされたことはない。

ここでは、この公立の救護施設の事務費およびそれへの補助について、その実際がどのようなものだったかについて検討する。

①事務費補助の概要

公立救護施設の事務費ないしは事務費への補助の状況がどのようなものであったかについては、いわゆる救護統計では、ほとんど見ることが出来ず、部分的なデータが若干ある程度である。

一応まとまったデータ（1931～1935年度）を見ることが出来るのは、1932年初頭に社会局がまとめた『第七拾回帝国議会／救護法中改正法律案資料』（未公刊）ぐらいであって、それ以外の年度データに関しては、わずかに1937年度と1939年度について、別個の文献で知ることが出来るにすぎない。

それらの数値をまとめたものが表28である。見られるように、事務費の数値は著しい伸びを示しているが、すでに第1章の(2)で見たように、公立救護施設の認可数が増え、収容救護人員も増大していたことの反映である。それに、救護施設での収容救護は、居宅救護とくらべ、累積して増大してゆく傾向が見られることも影響していよう。

なお、事務費への国庫補助率は、1934年度と

表28 救護施設の事務費とそれへの国庫補助

	支出額 (補助基本 額)	国庫補助額	補助率	備 考
年度	円	円	%	1-3月の数値である。
1931	2,270	1,235	50,0	
1932	40,783	20,391	50,0	
1933	61,935	30,967	50,0	
1934	89,370	39,635	44.4	
1935	102,761	45,410	44.2	
1936	.	.	.	
1937	158,670	.	.	
1938	.	.	.	
1939	307,533	154,878	50.4	

注1. 本表の数値は、次の典拠による。

1931～1935年＝社会局『第七拾回帝国議会／救護法中改正法律案資料』1937初頃（未公刊）。

1937年＝厚生省社会局『救護法施行状況』（昭和十二年度版）、1940.3

1939年＝『日本社会事業年鑑』（昭和十七年版）。

2. 表中の「・」は、典拠とする資料がないか、あっても数値があげられていないものである。

3. 事務費への国庫補助率は、補助予算の増額と1937年の法改正により、1936年度は50%、1937年度以降は、他の救護費への補助率と同様、50%を若干上回ったと見られる。

1935年度に44%台に落ち込んでおり、これは一般の救護費と同様である。救護費への国庫補助率の低下は、法自体の欠陥（「二分ノ一以内」規定）の故であり、国庫負担分の救護費のあからさまな抑制策の結果であった。結局、1937年の法改正によって、補助率の確定率化を行ない50%台へと回復するに至るのである。この間の経緯については、すでに拙稿¹¹⁾で詳しく取りあげた。

救護施設の事務費は、人件費などを中核とする施設運営の経常的経費であるから、その経費を恒常的に抑制するには、施設自体を縮小・廃止する以外はない。それが無理なら、せめて新規認可を抑制することで、事務費の増加を抑制するくらいしかない。居宅救護とくらべて、その抑制は極めて困難である。

したがって、救護法立案の当初から居宅救護を原則とし、救護施設などによる収容救護を例外的なものとして、消極的にしか扱ってこなかったのは、こうした事態を未然に防ごうとしたものであり、それへの対処策であった。その意味では、その政策的意図は貫かれていたのである。

そのような状況下で、実際の公立救護施設の事務費の実態はどうであったのか。以下では、その事例として、山口県での三施設の事例を通して見ることにしよう。

②山口県の救護施設の事例

山口県には、第2章の(1)、(2)で見えてきたように、救護法施行後、萩町のように認可を得られなかったものもあったが、それを除けば1935年までに、順次三ヶ所の公立救護施設が認可、設置され、収容救護を開始している。

その後も、萩市（1939年）、地福村（1940年）、防府市（1940年）、岩国市（1942年）などが認可、設置され、事業開始しており、山口県の公立救護施設は七ヶ所にまで増加している。なお、管見の限りでは私立の救護施設は、以後も認可されたものはなかった。

ここでは、資料がある程度残されている1935年までに設置された山口市・徳山町・宇部市の三施設について、その事務費と国庫などの補助実態を取りあげる。これらの救護施設の事務費について

て、把握できる限りのデータを一覧にしたものが、本稿末尾に資料7として掲載したものである。

資料7に見られるように、救護施設の事務費については、その内訳の費目区分が各市・町ごとに、あるいは年度によって異なるものがある。そのため、ここでは、その全体を簡単に概観するために表29を作成した。

この表29によれば、設置主体の市・町により、事務費の金額規模はやや異なり、かなりの差がある。他に診療部門（外来）を持っていた山口市救護所が大きく異なるのは当然としても、徳山町救

護所と宇部市救護所とは条件は近似しているにもかかわらず、かなりの差がある。その違いは、認可時にも問題にされたことであるが、人件費の低さに由来すると思われる。

公立救護施設の事務費に対しては、国庫補助と県費補助あわせて、その経費の四分之三の補助が一応保障されていたことが、この表29からもわかる。事務費への補助がまったくない私立施設とくらべて、あるいは同様な状態にある救護施設として認可されていない施設（法の定める「適当ナル施設」）とくらべて、財政的には格段の違いをもたらしたことがわかる。

表29 公立救護施設（山口県三事例）の施設事務費と財源

	1932年度		1933年度		1934年度		1935年度		1936年度		1937年度		1938年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
山口市救護所（1932.9.1事業開始、定員10、居室 8、建坪51.5、他に診療部門あり）														
事務費総額	円 968	% 100	円 987	% 100	円 1123	% 100	円 1165	% 100	円 1753	% 100	円 913	% 100	円 1259	% 100
人件費関係 その他経費	672 296	69 31	709 278	72 28	817 306	73 27	689 476	59 41	1145 608	65 35	749 164	82 18	558 701	44 56
国庫補助額	484	50	494	50	539	50	513	50	788	50	457	50	630	50
県費補助額	242	25	247	25	170	25	257	25	394	25	228	25	315	25
市費負担額	242	25	247	25	170	25	257	25	394	25	228	25	315	25
職員の状況	事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1 看護婦 1		事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1	
徳山町救護所（1933.9.1事業開始、定員12、居室 6、建坪33.5、借地）														
事務費総額			円 130	% 100	円 176	% 100	円 176	% 100	円 232	% 100	円 239	% 100	円 267	% 100
人件費関係 その他経費			47 83	36 68	75 101	43 57	78 98	44 56	77 155	33 67	110 129	46 54	116 151	43 57
国庫補助額			65	50	88	50	88	50	5116	50	120	50	134	50
県費補助額			33	25	44	25	44	25	58	25	60	25	72	25
町費負担額			33	25	44	25	44	25	58	25	60	25	72	25
職員の状況			番人 1		番人 1		番人 1		番人 1		番人 1		番人 1	
宇部市救護所（1935.10.10事業開始、定員14、居室12、建坪70.0）														
事務費総額							円 239	% 100	円 511	% 100	円 519	% 100	円 597	% 100
人件費関係 その他経費							109 130	46 54	306 205	60 40	306 213	59 41	349 248	58 42
国庫補助額							106	50	245	50	210	50	294	50
県費補助額							60	25	118	25	105	25	147	25
市費負担額							74	25	138	25	105	25	147	25
職員の状況							小使 1人		小使 1人		小使 1人		小使 1人	

注 本表の数値などは、本稿末尾に掲載の資料7に基づく。

表30 救護施設の事務費（山口県）の財源別負担状況（1941年度）

	法該当 者救護 延人員 a	事務費 総額 b	事務費 限度の 算出額 d a×20銭	寄付そ 他の 収入 e	差引国 庫負担 基本額 f d-e	国庫 補助額 g f×1/2	県費 補助額 h f×1/2	経営主体の負担	
								法定分 i f-(g+h)	超過分 j b-d
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
山口市 救護所	5,434 <14.9>	1,481 (100)	1,087 (73)	- (-)	1,087 (73)	544 (37)	272 (18)	272 (18)	394 (27)
徳山市 救護所	3,315 <9.1>	663 (100)	663 (100)	192 (29)	471 (71)	236 (36)	118 (18)	118 (18)	- (-)
宇部市 救護所	4,162 <11.4>	901 (100)	832 (92)	- (-)	832 (92)	416 (46)	208 (23)	208 (23)	69 (8)
萩市 啓生寮	3,212 <8.8>	1,393 (100)	642 (46)	- (-)	642 (46)	322 (23)	161 (12)	161 (12)	751 (54)
防府市 太平荘	1,774 <4.9>	2,070 (100)	355 (17)	- (-)	355 (17)	178 (9)	89 (4)	89 (4)	1,365 (66)
地福村 熊瀬寮	3,104 <8.5>	625 (100)	621 (99)	- (-)	621 (99)	*362 (58)	155 (25)	104 (17)	4 (1)

注1. 本表の数値などは、山口県公文書館所蔵の県庁社会課の完結簿冊文書「救護費国庫補助一件」中に含まれる「救護施設ノ事務費国庫補助基本額算出調査（昭和十六年度分）」に基づき、算出した。いずれも四捨五入した数値である。

- 表中の（ ）内の数値は%。「法該当者救護延人員」欄（a）の〈 〉内の数値は、一日平均の救護人員である。
- 地福村の熊ヶ瀬寮の「国庫補助額」欄（g）の数値（*印）については、国庫補助率は十二分の七で算出している。

ただし、この表からは、窺い知ることはできないが、実際には国庫補助は国が決定する国庫補助限度の範囲内しか補助されない。その国庫補助の限度は、一般救護施設の場合、収容救護した延人員一人当たり10銭（病院・産院で医療または助産の救護を受けた場合は25銭）と定められていた¹²⁾。

その場合、国庫補助率を一応二分の一とすれば、その二倍が事務費の国庫補助基本額と言うことになり、一般救護施設は一人当たり20銭（病・産院は50銭）となる。したがって、国庫補助はその金額を基準に行なわれることになる。この表29の場合には、いずれもその範囲内であったため、経費額の満額が認められたのである。

なお、たまたま残されていた山口県庁の文書から、1941年度分の事務費については、表30に示すように、その範囲を越えた分については補助の対象となっていないことがわかる。このように、国の定める補助限度によっては、また、市町村等の救護施設運営の経費支出の如何によっては、いわゆる超過負担が生じているのである。

③東京市養育院と事務費補助

さきにも触れたように、東京市養育院の救護施設としての認可問題は、社会局の認可抑制方針の故に著しく遅れ、1938（昭和13）年夏にようやく認められている。この認可問題については、『東京市養育院七十年史』などによれば、概略、次のようなことがわかっている。

なかでも、救護法の施行によって、公立の救護施設に対しては、いわゆる事務費補助が実施されることになったため、それにかかわる若干のデータを見ることが出来るので、とくに取り上げておきたい。

1932年1月の救護法施行を前にして、東京市養育院では救護法の救護施設としての認可を得るか否かが問題になったらしい。だが、それまで自主財源でやってきたことや設置経営母体が東京市であったことから来る事情などから、直ちには申請するまでには至らなかった。

しかし、1932年の在院者中に占める救護法該当者が500人近くもいた（1932年12月末現在で495人）こと、しかも増加する傾向が顕著に見られることなどもあって、結局、救護施設としての申請を行なうことになった。

表31 東京市養育院の在院者（年度末現在）中に占める救護法該当者などの構成

年度	在院者総数		救護法該当者		行旅病人		教護生		その他	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
1932	2,439	100	541	22	1,546	63	119	5	233	10
1933	2,354	100	685	29	1,379	59	119	5	171	7
1934	2,366	100	807	34	1,264	53	127	5	168	7
1935	2,342	100	903	39	1,178	50	117	5	144	6
1936	2,366	100	1,557	66	590	25	122	5	97	4
1937	2,440	100	1,578	65	635	26	115	5	112	5
1938	2,269	100	1,457	64	586	26	117	5	109	5
1939	2,290	100	1,557	68	521	23	130	6	81	4
1940	2,247	100	1,510	67	521	23	146	6	70	3

注 本表の原数値は、東京市役所『養育院七十年史』（1943.3）所収の「附録」の「一、在院者統計」中の「最近十年間の年度末在院者種類別」（附録の8頁）に基づく。

ちなみに、表31に示したように、東京市養育院の在院者統計によれば、在院者中に占める救護法該当者は、各年度末現在の人員で500から1500人にも達する状態であり、当初の数年間こそ全在院者の2～4割だった¹³⁾が、1936年以降は三分の二にも及んだのである。

その結果、1933年1月には東京府知事宛に設備の認可申請を行なっている。ただし、千葉県内にある施設などは認可権者が異なるなどの理由もあって東京府管内の施設に限定している。救護施設としての収容定員は500人（板橋本院380、巢鴨分院120）で、事業種別としては養老と育児の二種であった。

申請を受けた東京府がいかなる対応をしたかは定かではないが、東京府は結局、8月になって、副申を添えて内務省社会局に認可申請の協議を行なった。その後、折衝もしたようだが、ついに認可承認とならないまま棚上げ状態になっていたことを、『七十年史』は次のように記している。

東京府に於ては、之が認可に対して内務省の意向聴取のため同年八月十五日副申書を添付同省に廻附種々折衝せられ、本院亦再三に亘りこれが認可促進方を要請し来りしが、国庫予算に余裕なしとの理由を以て容易に認可の運びに至らなかった。（同書47頁）

申請したこともあって、東京市養育院の1933年度以降の予算には、毎年、救護施設の事務費補助

表32 東京市養育院が予算計上した事務費と補助金

年度	事務費	国庫補	府費補	養育院
	a 総額	b 助金 a×1/2	c 助金 a×1/4	d 負担額 a-(b+c)
	円	円	円	円
1933	36,500	18,250	9,125	9,125
1934	37,224	18,612	9,306	9,306
1935	104,900	52,450	26,225	26,225
1936	65,112	32,556	16,278	16,278
1937	66,196	33,098	16,549	16,549
1938	70,662	35,331	17,666	17,666

注 『東京市養育院七十年史』1942の48頁に掲載された数値（b、c）に基づき、筆者が作成。

額（公立施設のみを対象として、国庫：二分の一、道府県：四分の一を補助）が歳入見込額として計上されるようになる。表32に示したものは、『七十年史』に掲載された国庫および府費の事務費補助分（歳入見込の補助額、表のbとc）に基づいて事務費総額などを算出したものである。

予算に計上した事務費総額にしても、その四分の三にあたる国庫および府費による補助見込額にしても、巨額なものであることは言うまでもない。東京市養育院であったからこそ、数年にもわたり放置して置けたのだろうが、本来なら、救護法の施行にあたって、当初から補助されるべきものである。

なお、ここで注意しておかねばならないのは、この計上額はあくまでも救護施設の事務費に対する補助であって、東京市養育院が公立施設ゆえに、その対象として補助されるべき¹⁴⁾ものであった。

当然、それらとは別個に、委託救護費があって、それは認可の有無にかかわらず、救護義務者の市町村等（東京市養育院の場合は、東京市およびその他の市町村と東京府）から支払われる建前になっている。それらの金額も、事務費に匹敵する巨額なものになることも明らかである。

『七十年史』によれば、その後、1936年12月に至って、東京市養育院は、再申請書を提出し、結局、1938年8月には東京府知事から認可を受けることができたこととし、救護施設の認可書などを資料として掲載している。

加えて、「昭和十三年度に於て、昭和八年度以来の懸案たりし救護施設の認可問題を解決し、事務費補助として国庫並に府より毎年五、六万円に上る金額を補助せらるるに至り」（143頁）と記し、「茲に申請以来四年有半にして、全く解決」（48頁）したとしている。

その事務費補助の金額については、具体的な数値が示されていないため、「毎年五、六万円」という以外にはわからない。

注（第3章）

1. ここで言う「救護費額」は、居宅救護および収容救護に直接伴う救護費用のことであり、埋葬および救護施設事務費、委員費などは含まれていない。これに対し、救護財政上で、国庫補助などの対象となる費用（国庫補助基本額）には、それらの三つも含めており、その場合には「救護費総額」と呼んで区別することにしたい。
2. 救護限度については、拙稿のNo.5で、山口県の事例も含め、詳しく取りあげた。
3. 筆者も、かつて大勸進養育院の事例をとりあげ、施設財源中の委託救護費の割合などにつき、検討したことがある（「救護法の実施と社会事業施設の財源」日本社会福祉学会第40回大会報告要旨集、1992.10）。
4. とくに、同書（1984.10刊）中の第一編第五章「公的救済の開始と施設の増設」（78—96頁、小笠原祐次執筆）は、救護法の成立によって、従来の養老事業・養老院に対して、「救護施設の奨励と安定的な経営への道を開いた」と評価する立場から、救護法とそれが養老事業・養老院に与えた影響について、多角的な検討・分析を行なった力作である。とりわけ、養老院の施設財源（歳入）に占める救護費の割合を、1932年から1942年までの10年につき、8施設について掲げた表15（同書86頁）は、興

味深いものがある。ただし、同書の性格からか、その裏付けとなる実金額などの関係数値が掲載されていないので資料的な面で不満が残る。

5. 例えば、以下で紹介する『福島愛育園百年史』や『同和園七十年史』などは、その例である。ただし、後者の場合には、委託救護費そのものについては、他の公費収入と合算するなどしたもの（「府・市交付金」）しか資料として掲載していない（286頁）ので、ここでは紹介できない。
6. 『福島愛育園百年史』474頁。
7. この三つの施設のそれぞれの『年報』については、『老人問題基本文献集』25—28巻に収録されている。ただし、大勸進養育院のものは、明治期から大正5年までのものに限られるので、救護施設としての関係分の『年報』は含まれていない。
8. この三つの施設の場合、歳入総額と歳出総額が等しい施設は大勸進養育院だけである。別府養老院と佐世保養老院は、歳入総額と歳出総額は異なる（福島育児園も同様）。つまり、大勸進養育院は翌年度への繰越を計上しているのに対し、他の施設はそれを計上していない。ここでは、そうした問題があるが、分母としては歳入総額を採用した。ただし、福島育児院のように、前年度からの繰越額の比重が極めて大きい場合には、そのまま使用するわけにはいかない。
9. この点については、拙稿のNo.7を参照されたい。
10. 法制定当時、私立救護施設には何故補助しないのかについて、特段の説明をしていない。ただし、最初の法案要綱段階では「公私ノ施設ニヨリ区別ヲスベキ理由ナシ」（拙稿のNo.2に掲載の社会局『公救護法案摘要』）とする立場から、事務費補助についても、公立施設と同様の補助を規定していた。
11. この点については、拙稿のNo.7で詳しく経緯をとりあげた。
12. 「救護施設並ニ救護費国庫補助ニ関スル件依命通牒」1934.4.17発社70号、社会局社会部長通牒。
13. この表31の行旅病者の数値が示すように、救護法の施行以前は、東京市養育院の在院者のほとんどは、行旅病人行旅死亡人取扱法によるものが多くを占めており、施行後数年の間はそうした取扱いがなお残っていた。それが、1936年頃を境に、ほぼ救護法に切替わることをこの表は示している。その意味では、当初の数値は、なお抑制された数値だったと言えよう。
14. ちなみに、事務費の補助額の算定は、収容人員に一定の金額（事務費限度額）を乗じて得られる。具体的には、病院・産院：50銭、それ以外：20銭となっている。

おわりに

以上、救護法における収容救護の中核を担う救護施設について、その普及と施設実態、認可と補助の実際、公費支出の状況、などにつき可能な範囲で明らかにしてきた。それらから得られるいくつかの知見を、簡単にまとめておきたい。

まず、救護法下の救護施設の普及状況については、救護施設の設置認可は施行後二年ほどは急増傾向が見られた。だが、1934年度以降は、認可数は急減・停滞し、僅かな伸びしかない。

設置主体は私立が圧倒的で、事業種別は、育児と養老で過半を占めた。とくに、民間の既存施設が数多く見られるという特徴がある。

それらから明確になるのは、救護法下の救護施設は、認可制度（とそれに伴う財源保障）によって既存の民間施設（とくに育児と養老を事業種別とする）を、積極的に取りこんで成立、普及し得たと言うことである。

民間施設の側からすれば、認可されることによって財政面でのメリットが得られ、経営の安定化に寄与したことは言うまでもない。

救護法の施行によって、財政面では公費による救護費・委託救護費の支出（＝収容救護全般に適用、基準額の100%）および公費の設置設備費への補助（＝認可施設に適用、基準額の75%）という二つの制度が確立した。この二つは、とくに民間施設にとって意味が大きい。

また、認可制度と設置費補助制度によって、施設設置の基準や設置費補助基準が、不十分ながらも、成立しつつあったことも見逃せない。

同時に、この二つの制度については、その申請手続きの実際につき、その全過程を見ることが出来る事例をいくつか検討した。

そこでは、認可の権限が法的には知事にあるにもかかわらず、実際には社会局との協議とその承認が必要であり、社会局の統制下にあったことが判明した。加えて、設置費補助は国庫補助が中核であり、決定権限は社会局に当然あった。

したがって、認可や補助については、中央（社会局）の意向次第であり、救護施設の普及はそれに大きく左右されたと言える。

それゆえに、法の欠陥が露呈して、1934年度以

降、救護抑制策が採られた時点では、認可の引延ばしや、設置費の補助が急遽、制限・抑制されるという事態も見られた。

そもそも救護費全体に占める収容救護（とその中核たる救護施設）の比重は、全体の四分の一（救護施設はその七割）にも達している。財政的には、収容救護や救護施設は最小限に抑制することの効果が大きく、その必要もあったのである。

救護法施行の当初において、養老と育児の施設として著名な東京市養育院のような施設が、その認可を抑制されたのも、その巨大な財政規模に理由があったのである（法改正で財政面の欠陥を是正した後の1938年によりやく認可）。

救護施設の普及という面では、公立施設は当初はわずかだったが、次第に増加して四分の一を占めるようになる。生活扶助や医療、養老といった事業種別で、新設施設が多い。救護の直接的な担い手である市町村の取組みがあったと言える。

救護施設への事務費補助（公立施設のみが適用対象）の制度は、財政面でそれを支援した仕組みである。国庫・県費補助（基準額の75%）は、収容人員を基準とする初歩的で低すぎる（当時の職員数など施設水準が著しく低いことの反映）とはいえ、公立施設の普及を促した意味は大きい。

ただし、事務費補助は、立法案段階の最初を除いては、民間の救護施設にまでは及ばなかったという大きな限界があった。

このように、救護法下の救護施設は、多くの不十分さや限界を持ちながらも、認可制度および三つの領域での公費支出の制度（救護費委託救護費・設置費補助・事務費補助）を形成させた。

そのことで、わが国の施設をめぐる制度史に新たな地平を切り拓いたと言える。第二次大戦後の施設をめぐる諸制度と対比し、その仕組みに限れば、異なるのは事務費補助の民間私立施設への拡大と施設基準の確立にすぎない。

なお、救護施設の地域別の普及状況には大きな偏りがある。それが収容救護の地域差の要因ともなり、さらには救護状況（救護率）の格差にも関連すると思われる。この点については、救護状況の地域分析という残された課題を取り上げる際に、果たしたいと考えている。

資料1 救護施設の名称等一覧(事業形態/事業種別、1936.12.1 現在)

注1. 本資料1は、社会局『第七拾回帝国議会救護法中改正法律案資料』(1937年初頭、未公刊)に掲載の「救護施設調」の主要内容を、以下の六つに区分・再編成して掲載したものである。

- 1—(1) 育児を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)
- 1—(2) 乳児保育を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)
- 1—(3) 養老を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)
- 1—(4) 医療を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)
- 1—(5) 生活扶助を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)
- 1—(6) 複数の事業種別を持つ救護施設一覧(複合・混合事業形態)

2. 表記を一部簡略化(名称中の「財団法人」の削除など)したほか、明らかな誤りは訂正した。

資料1—(1) 育児を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)

名 称	設置主体	所在地域	創設年次	認可年月	定員	法該当定員
函館慈恵院 *1	社団法人	函館市	1900	1932.8	40	34
青森同情園	個人	青森市	1900	1932.7	50	32
岩手養育院	財団法人	盛岡市	1906	1932.8	27	15
仙台基督教教育児院	社団法人	仙台市	1906	1932.3	100	50
福島育児院	財団法人	福島市	1893	1932.3	40	26
会津自彊院	財団法人	会津若松市	1917	1935.5	25	20
茨城養育院	県立 *2	水戸市	1906	1932.4	50	40
下野三楽園	財団法人	宇都宮市	1912	1932.3	50	45
尚和園 *1	財団法人	浦和市	1933	1933.12	30	30
同情園上総分園	個人	千葉県市原郡	1923	1932.10	50	50
福田会	財団法人	東京市渋谷区	1879	1932.4	120	110
東京育成園	財団法人	東京市荏原区	1896	1932.4	50	39
同情園	個人	東京市浅草区	1913	1932.4	25	23
横浜孤児院	財団法人	横浜市中区	1899	1932.2	100	100
鎌倉保育園	財団法人	神奈川県鎌倉町	1896	1933.8	74	38
長岡福田園	会員制	長岡市	1901	1932.4	15	15
私立金沢育児院	会員制	金沢市	1905	1932.6	70	55
大勸進養育院 *1	財団法人	長野市	1883	1932.5	20	15
日本育児院	財団法人	岐阜県加納町	1895	1932.3	50	30
清水育児院	財団法人	岐阜県富秋村	1900	1933.9	40	30
静岡ホーム	会員制	静岡市	1907	1933.5	74	50
三重済美学園	財団法人	津市	1901	1932.9	30	25
九華恵風園	財団法人	三重県桑名町	1904	1932.9	40	30
平安徳義会孤児院	財団法人	京都市左京区	1890	1932.3	33	33
平安養育院	財団法人	京都市上京区	1895	1932.11	80	80
大阪聖約翰学園	財団法人	大阪市天王寺区	1889	1932.1	25	23
弘済会育児院	財団法人	大阪市東成区	1911	1932.1	255	255
神戸女子教育院	個人	神戸市神戸区	1877	1932.9	60	30
神戸孤児院	財団法人	神戸市神戸区	1890	1932.9	150	120
神戸報国義会	財団法人	神戸市湊東区	1892	1932.9	110	50
和歌山(養老院)孤児院 *1	会員制	和歌山市	1912	1932.1	15	10
新宮町社会会館 *1	会員制	和歌山県新宮町	1933	1933.3	10	10
鳥取育児院	財団法人	鳥取市	1906	1932.4	40	40
松江育児院	財団法人	松江市	1896	1932.10	45	45
広島修道院	個人	広島市	1889	1932.9	70	45
養岐学園	財団法人	高松市	1899	1933.3	35	25
愛媛慈恵会 *1	会員制	松山市	1900	1933.5	30	24
佐賀育児院	財団法人	佐賀市	1920	1932.5	50	50
大分育児院	個人	大分市	1904	1934.3	30	20
宮崎救護院 *1	個人	宮崎市	1932	1935.4	50	50
鹿児島養育院	財団法人	鹿児島市	1905	1933.5	40	20

41施設 入所定員 計2298人(法該当1832人) 平均56.0人(法該当44.7人)

注1. *1印の施設は、同名称・同経営による異なる事業種別(7施設、いずれも養老)もあわせて掲げているが、入所定員は区別されているので、本表では別個の施設として取扱っている。

*2印の施設は、1934年4月にそれまでの個人立の施設から県立施設へ移管されている。

資料1-(2) 乳児保育を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)

名 称	設置主体	所在地域	創設年次	認可年月	定 員	法該当分定員
婦人共立育児会 *3 賛育会乳児院	社団法人 財団法人	東京市麻布区 東京市本所区	1891 1925	1932.4 1933.12	60 35	48 20

2施設 入所定員 計95人(法該当 68人) 平均47.5人(法該当34.0人)

注1. *3印の施設は、併せて病児医療を事業目的に掲げているが、本表では、乳児保育の単独事業目的の施設として取扱っている。

資料1-(3) 養老を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)

名 称	設置主体	所在地域	創設年次	認可年月	定 員	法該当分定員
旭川養老院	市	旭川市	1932	1932.10	20	20
函館慈恵院 *4	社団法人	函館市	1900	1932.8	36	36
札幌養老院	財団法人	北海道藻岩村	1925	1934.9	50	50
岩手養老院	個人	盛岡市	1906	1932.8	20	17
宮城養老院	財団法人	仙台市	1927	1932.12	25	23
秋田聖徳会養老院	財団法人	秋田市	1932	1933.5	45	45
尚和園 *4	財団法人	浦和市	1933	1933.12	50	50
東京養老院	財団法人	東京市滝野川区	1903	1932.3	250	200
三条町養老院	町	新潟県三条町	1932	1932.5	15	15
佐渡養老院	個人	新潟県金沢村	1934	1934.7	16	16
高岡養老院	個人	高岡市	1931	1932.3	10	10
大勸進養育院 *4	財団法人	長野市	1883	1932.5	25	25
岐阜養老院	財団法人	岐阜市	1908	1934.1	30	30
高田慈光院	会員制	三重県一身田町	1921	1932.9	65	55
神都養老院	会員制	宇治山田市	1931	1936.6	21	21
滋賀養老院	会員制	大津市	1933	1933.2	30	30
京都救済院	個人	京都府天田郡	1900	1932.3	68	68
京都養老院	会員制	京都市伏見区	1921	1932.3	100	90
大阪養老院	財団法人	大阪市住吉区	1902	1932.1	120	60
弘済会養老所	財団法人	大阪市東成区	1911	1932.1	150	150
堺養老院	財団法人	堺市	1913	1932.1	27	27
私立神戸養老院	会員制	神戸市湊区	1899	1932.9	25	20
和歌山養老院(孤児院) *4	会員制	和歌山市	1912	1932.1	69	59
新宮町社会会館	会員制	和歌山県新宮町	1933	1933.3	20	20
愛隣社老人ホーム	財団法人	松江市	1920	1932.10	40	35
島根県仏教奉公団養老院	会員制	島根県石見村	1932	1932.10	16	15
倉敷市厚生館	市	倉敷市	1932	1935.3	24	24
呉保生院 *5	社団法人	呉市	1933	1933.3	20	20
宇部市救護所	市	宇部市	1935	1935.4	14	14
讃岐養老院	財団法人	高松市	1930	1932.7	30	30
愛媛慈恵会 *4	会員制	松山市	1900	1933.5	10	7
今治市救護院	市	今治市	1933	1933.3	27	27
小倉市西山寮	会員制	小倉市	1926	1932.7	22	15
八幡市養老院	会員制	八幡市	1932	1932.11	25	25
若松市養老院	市	若松市	1934	1934.3	28	28
門司市清風園	会員制	門司市	1935	1935.9	35	30
佐賀養老院	財団法人	佐賀市	1917	1932.5	50	50
佐世保養老院	個人	佐世保市	1924	1933.3	39	39
別府養老院	会員制	別府市	1925	1932.5	35	35
宮崎救護院 *4	個人	宮崎市	1932	1935.4	40	20
鹿児島養老院	個人	鹿児島市	1923	1933.3	40	40

41施設 定員計1782人(法該当1591人) 平均43.5人(法該当38.8人)

注1. *4印および*5印の施設は、同名称・同経営による異なる事業種別(*4印7施設=育児、*5印1施設=医療)もあわせて掲げているが、入所定員は区別されているので、本表では別個の施設として取扱っている。

資料1-(4) 医療を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)

名 称	設置主体	所在地域	創設年次	認可年月	定 員	法該当分定員
仙台市立病院	市	仙台市	1930	1932.10	84	18
桐生市方面助成会救護所	会員制	桐生市	1933	1933.2	18	18
埼玉共済会熊谷診療所	財団法人	熊谷市	1931	1933.2	5	2
児玉町診療所	町	埼玉県児玉町	1932	1932.12	10	10
加須町診療所	町	埼玉県加須町	1933	1933.3	5	5
忍町診療所	町	埼玉県忍町	1934	1934.2	6	6
大宮町診療所 *6	町	埼玉県大宮町	1934	1934.2	-	-
川口市無料診療所	市	川口市	1934	1934.2	15	15
川越市診療所	市	川越市	1935	1935.2	22	22
大森病院	個人	東京市大森区	1916	1933.5	75	75
金沢市立金沢病院	市	金沢市	1928	1932.6	15	7
甲府市民病院	市	甲府市	1932	1932.4	30	20
大垣市立診療所	市	大垣市	1934	1934.6	26	14
市立豊橋病院	市	豊橋市	1932	1932.3	30	30
济世病院	個人	京都市下京区	1909	1932.3	68	35
京都施薬院協会	財団法人	京都市中京区	1933	1933.1	65	65
京都共済会西陣救療所	財団法人	京都市上京区	1935	1935.	30	30
弘済会慈恵病院	財団法人	大阪市東成区	1911	1932.1	700	700
済生会大阪府今宮病院	財団法人	大阪市浪速区	1924	1935.	50	40
呉保生院 *7	社団法人	呉市	1933	1933.3	20	20
八幡市救護院	市	八幡市	1932	1932.11	12	12
八幡産院 *8	会員制	八幡市	1934	1934.5	25	15
鹿島済貧会	財団法人	佐賀県鹿島町	1916	1932.5	8	8
23施設 定員計1319人(法該当1167人) 平均60.0人(法該当53.0人)						

注1. 原資料には、「医療ノ施設ニハ外来患者ノ取扱ヲナスモ本表ニハ掲記セズ」との備考が見られる。

- *6印の施設は、入所定員が不明(なしか?)のため、平均値の算出に際しては除外してある。
- *7印の施設は、同名称・同経営による異なる目的の事業(1施設、養老)もあわせて掲げているが、入所定員は区別されているので、本表では別個の施設として取扱っている。
- *8印の施設は、助産のみを事業目的としているが、本表では医療目的の単独形態の施設として取扱っている。

資料1-(5) 生活扶助を事業種別とする救護施設一覧(単独事業形態)

名 称	設置主体	所在地域	創設年次	認可年月	定 員	法該当分定員
錦修寮	県	水戸市	1933	1933.4	37	37
和敬養育院	町	新潟県直江津町	1932	1934.3	20	20
能美郡広済会	財団法人	石川県苗代村	1899	1932.6	30	30
鳥取市共睦園	市	鳥取市	1920	1932.3	33	18
三原救護院	町	広島県三原町	1931	1932.9	15	15
山口市救護所	市	山口市	1931	1933.7	10	10
徳山市救護所	市	山口県徳山市	1933	1933.1	12	12
稲佐救護所	財団法人	長崎市	1935	1935.9	30	30
熊本市救護所	市	熊本市	1926	1932.9	17	17
鹿児島市厚生所	市	鹿児島市	1934	1936.7	15	15
10施設 定員計 219人(法該当 204人) 平均21.9人(法該当20.4人)						

資料1-(6) 複数の事業種別を持つ救護施設一覧(複合・混合事業形態)

a <2種の事業種別を持つ複合・混合事業形態>

名 称	事業目的	設置主体	所在地域	創設年次	認可年月	定 員	法該当分定員
岩手県立恵風園	育児・養老	県市	岩手県山田町	1934	1934.9	30	30
石巻市救護所	育児・養老	市	石巻市	1935	1935.8	10	10
七窪思恩園	育児・養老	個人	山形県西郷村	1933	1933.11	40	20
太田町収容所	育児・養老	町	茨城県太田町	1908	1932.4	14	14
富山慈濟院	育児・養老	財団	富山県堀川町	1894	1932.3	85	70
小野慈善院	育児・養老	財団	金沢市	1868	1932.6	200	147
福井県慈光園	育児・養老	財団	福井県西藤島村	1933	1933.8	66	66
米子市立慈恵園	育児・養老	市	米子市	1934	1934.2	18	18
ジャパンレスキューミッション敬愛館	育児・婦人生活扶助	財団	宮城県多賀村	1923	1932.10	120	71
博愛社	育児・母子保護	財団	大阪市東淀川区	1890	1932.1	340	200
山陰慈育家庭学校	育児・感化	財団	松江市	1901	1932.10	55	40
若松同潤会	養老・不具廃疾 *9	会員	会津若松市	1932	1932.3	30	30
栃木婦人協会	養老・廃疾救護	会員	栃木県栃木町	1901	1932.3	35	35
延寿舎	養老・医療 *10	町*11	滋賀県六荘村	1928	1935.3	30	30
岡山市友楽園	養老・医療	市	岡山市	1932	1932.3	55	45
横浜市救護所	生活扶助・医療	市	横浜市中区	1902	1932.6	170	128
栗田寮	生活扶助・医療	市	長野市	1932	1932.2	24	24
上田市報恩寮	生活扶助・医療	市	上田市	1935	1935.6	20	15
静岡市救護所	生活扶助・医療	市	静岡市	1901	1932.3	35	25
名古屋東山寮	生活扶助・医療	市	名古屋市南区	1926	1932.7	409	240
神戸市立救護院	生活扶助・医療 *10	市	神戸市須磨区	1924	1932.12	150	150
神戸市立救護院灘分院	生活扶助・医療 *10	市	神戸市灘区	1933	1933.3	70	70

22施設 定員計2006人(法該当1478人) 平均91.2人(法該当67.2人)

- 注1. *9印の不具廃疾には、傷病兵救護を含む。
 2. *10印の医療には、助産を含む。
 3. *11印の施設の設置主体は、滋賀県長浜町で、施設の所在地は六荘村である。

b <3種の事業種別を持つ複合・混合事業形態>

名 称	事業目的	設置主体	所在地域	創設年次	認可年月	定 員	法該当分定員
聖心愛子会	育児・養老・医療	財団	秋田市	1920	1932.6	80	52
高知市救護所	育児・養老・医療	市	高知市	1899	1932.3	26	15
新潟救護院	育児・養老・生活扶助	市	新潟市	1932	1932.4	32	30
松本市昭和療	育児・養老・生活扶助	市	松本市	1911	1932.5	25	25
有田学園	育児・養老・不具救済	個人	和歌山県藤並村	1907	1932.1	55	55

5施設 定員計 218人(法該当 177人) 平均43.6人(法該当35.4人)

資料2 救護施設の普及状況(1932~1942)と施設の実態(1936.12.1現在)〈再集計結果〉

注 1. 本資料は、救護施設にかかわる以下の二つの再集計データからなる。

2-1(1) 救護施設の普及状況(施設数・収容定員・法該当者定員の推移)を見るために、社会局の認可関係データを数回にわたってまとめた「救護施設調」のデータを再集計した結果と既存の文献資料に見られる同様のデータとをまとめたものである。

2-1(2)、(3) 救護施設の状況・実態を見るために、1936年12月1日現在で社会局がまとめた「救護施設調」の個別施設データを再集計した結果であり、以下の(2)と(3)の二つの集計結果表からなる。いずれも集計した実数値のみを掲載してある。

2-2(2) 救護施設の施設数・収容定員・法該当分定員 再集計結果 その1

2-2(3) 救護施設の状況・実態 再集計結果 その2

資料2-1(1) 救護施設の施設(事業団体)数・入所定員などの推移(1932~1942) 〈再集計結果〉

調査時点	施設(事業団体)			収容定員			救護法該当者見込分定員			数値の典拠
	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	
〈再集計値〉	カ所	カ所	カ所	人	人	人	人	人	人	
1932.4.28	33	4	29	2,972	114	2,858	2,697	89	2,608	(a7.5)
1932.6.30	61	13	48	4,794	749	4,045	3,970	508	3,462	(a7.8)
1932.12.8	80	20	60	5,524	938	4,586	4,614	687	3,972	(a8.1)
1933.7.10	108*1	28	80	6,958	1,136	5,822	5,621	868	4,753	(a8.9)
1933.12	109*2	28	81	7,112	1,395	5,717	5,706	1,035	4,671	(b)
1935.7.30	124	36	88	7,526	1,534	5,992	6,132*3	1,174	4,958	(a10.9)
1936.12.1	136	43	93	7,937*4	1,710	6,227*4	6,517*5	1,340	5,177*5	(c)
〈参考数値〉										
1938.3	141	44	97	d
1939.12.1	151	54	97	10,684	4,143	6,541	8,681	3,290	5,391	e14-15 f
1941.10	154	53	101	11,847	4,314	7,533	9,759	3,652	6,107	e17
1942.12.1	157	57	100	10,951	4,179	6,772	8,928	3,341	5,587	e18

注1. 本表の数値のうち、〈再集計値〉分は下記の〈典拠一覧〉に掲載された社会局「救護施設調」の個別施設データから、筆者が再集計した数値であり、〈参考数値〉分は下記の〈典拠一覧〉に掲載されている数値に基づく。

2. 〈再集計値〉分の数値の原資料となった典拠の「救護施設調」には、個別施設データ以外にそれを集計した一部数値が掲載されている。ただし、それらの数値と、再集計数値が一致しない場合が下記のようにいくつかある。なお、本表では、原資料の単純なミスや集計上のミスなどと判断し、再集計数値を優先した。

- *1 1933.7.10 施設総数 107
- *2 1933.12 施設総数 110
- *3 1935.7.30 救護法該当分定員総数 5,132
- *4 1936.12.1 収容定員総数 7,947 同私立分 6,237
- *5 1936.12.1 救護法該当分定員総数 6,518 同私立分 5,178

3. 表中の「・」は、典拠資料に数値がないものである。

〈典拠一覧〉

- a 『社会事業彙報』 a7.5=昭7年5月号 a7.8=昭7年8月号 a8.1=8年1月号 a8.9=昭8年9月号 a10.9=昭10年9月号
- b 社会局『第六十五回帝国議会/社会局関係参考資料』1934初頃(未公開)
- c 社会局『第七拾回帝国議会/救護法中改正法律案資料』1937初頃(未公開)
- d 厚生省社会局『昭和十二年度/救護法施行状況』1940.3
- e 『日本社会事業年鑑』 e14-15=昭和14・15年版 e17=昭和17年版 e18=昭和18年版
- f 堀田健男『救護事業』1940.11

資料 2-(2) 救護施設の施設数・収容定員・法該当定員 (事業形態/事業種別×公・私立別状況)

(1936.12.1現在) <再集計結果・その1>

施設数	全 体			公 立			私 立		
	施設数	収容定員	法該当定員	施設数	収容定員	法該当定員	施設数	収容定員	法該当定員
総 数	カ所 144	*a7,937	*c6,517	カ所 43	1,710	1,340	カ所 101	*b6,227	*d5,177
単独事業形態	117	5,713	4,862	27	592	471	90	5,121	4,391
育児	41	2,298	1,832	1	50	40	40	2,248	1,792
乳児保育 *1	2	95	68	-	-	-	2	95	68
養老	41	1,782	1,591	6	128	128	35	1,654	1,463
医療 *2	23	1,319	1,167	12	255	159	11	1,064	1,008
生活扶助	10	219	204	8	159	144	2	60	60
複合・混合事業形態	27	2,224	1,655	16	1,118	869	11	1,106	786
(事業/二種)									
育児+養老	8	463	375	4	72	72	4	391	303
生活扶助+医療 *3	7	878	652	7	878	652	-	-	-
養老+医療 *4	2	85	75	2	85	75	-	-	-
養老+不具廃疾 *5	2	65	65	-	-	-	2	65	65
育児+婦人生活扶助	2	460	271	-	-	-	2	460	271
育児+感化	1	55	40	-	-	-	1	55	40
(事業/三種)									
育児+養老+医療	2	106	67	1	26	15	1	80	52
育児+養老+生活扶助	2	57	55	2	57	55	-	-	-
育児+養老+不具者救済	1	55	55	-	-	-	1	55	55

注1. 本集計表(2-(2)、2-(3)に共通)の典拠とした原資料は、社会局保護課「救護施設調」(社会局『第七拾回帝國議会/救護法中改正法律案資料』1937初項、未公刊資料綴、所収)に掲載の個別施設データである。

2. 本表計で「単独事業形態」とは、原資料の個別施設(団体)が事業種別を一つあげている場合のほか、事業種別を複数あげている場合でもその種別ごとに入所定員を設定しているものを言う。これに対し、「複合・混合事業形態」とは、複数の事業種別をあげているが、入所定員の区分がなく、複数の事業を行なっているものを意味する。

3. 原資料には、個別施設データ以外にその集計数値も掲載されているが、その数値と、再集計数値とが一致しないものが下記のように一部ある。ただし、本表では、原資料のミスと判断し、再集計数値を優先した。

*a 全体の収容定員 7,947 *b同私立分 6,237 *c全体の法該当定員 6,518 *d同私立分 5,178

4. 本再集計の事業形態・種別では、若干の例外的な事例につき、以下のように取扱った

- *1 この乳児保育には、病児医療を併設事業にするもの1施設を含む(複数事業と見做さない)。
- *2 この医療には、助産のみを事業種別とするもの1施設を含む(助産は医療と同じと見做す)。
- *3 この医療には、助産を併設事業にするもの2施設を含む(複数事業とは見做さない)。
- *4 この医療には、助産を併設事業にするもの1施設を含む(複数事業とは見做さない)。
- *5 この不具廃疾には、傷病兵救護を併設事業にするもの1施設を含む(複数事業と見做さない)。

5. 2-(2)表から算出される一施設当りの平均数値(収容定員・法該当定員)を参考までに以下に掲載しておく。

参考表 一施設当り平均の収容定員・法該当定員

施設数	全 体		公 立		私 立	
	収容定員	法該当定員	収容定員	法該当定員	収容定員	法該当定員
総 数	55.1	45.3	39.8	31.2	61.7	51.3
単独事業形態	48.8	41.6	21.9	17.4	56.9	48.8
育児	56.0	44.7	50.0	40.0	56.2	44.8
乳児保育	47.5	34.0	-	-	47.5	34.0
養老	43.5	38.8	21.3	21.3	47.3	41.8
医療	57.3	50.7	21.3	13.3	96.7	96.7
生活扶助	21.9	20.4	19.9	18.0	30.0	30.0
複合・混合事業	82.4	61.3	69.9	54.3	100.5	71.5

資料2-(3) 救護法による救護施設の状況・実態〈再集計結果・その2〉

(1931.12.1現在)

		総数	①設置主体			②所在地域			③ 収容定員規模						④ 法該当定員						⑤区分	
			1 公立	2 財団・社団	3 その他私立	1 県庁所在地	2 一般市	3 町村部	1 19人以下	2 20〜49人	3 50〜99人	4 100〜199人	5 200人以上	6 不明	1 19人以下	1 20〜49人	3 50〜99人	4 100〜199人	5 200人以上	6 不明	1 既設	2 新設
総 数		144	43	59	42	83	30	31	26	67	33	12	5	1	36	71	25	6	5	1	100	44
①設置	1.公立	43	43			19	13	11	16	19	4	2	1	1	21	17	1	2	1	1	20	23
	2.財・社団	59		59		44	6	9	2	29	15	9	4	-	4	20	13	4	4	-	51	8
	3.他の私立	42		42		20	11	11	8	19	14	1	-	-	11	34	11	-	-	-	29	13
②所在	1.県庁都市	83	19	44	20	83			7	36	24	11	5	-	13	42	17	6	5	-	69	14
	2.一般市	30	13	6	11		30		8	22	-	-	-	-	12	18	-	-	-	1	13	17
	3.町村部	31	11	9	11			31	11	9	9	1	-	1	11	11	8	-	-	-	18	13
③定員規模	1.19人以下	26	16	2	8	7	8	11	26						26	-	-	-	-	-	11	15
	2.20〜49人	67	19	29	19	36	22	9		67					9	58	-	-	-	-	43	24
	3.50〜99人	33	4	15	14	24	-	9			33				1	13	19	-	-	-	29	4
	4.100〜199人	12	2	9	1	11	-	1				12			-	-	6	5	-	-	12	-
	5.200人以上	5	1	4	-	5	-	-					5		-	-	-	1	5	-	5	-
	6.不明	1	1	-	-	-	-	1							-	-	-	-	-	1	-	1
④法該当定員	1.19人以下	36	21	4	11	13	12	11	26	9	1	-	-	-	36						18	18
	2.20〜49人	71	17	20	34	42	18	11	-	58	13	-	-	-	71						49	22
	3.50〜99人	25	1	13	11	17	-	8	-	-	19	6	-	-		25					22	3
	4.100〜199人	6	2	4	-	6	-	-	-	-	-	5	1	-				6			-	6
	5.200人以上	5	1	4	-	5	-	-	-	-	-	-	5	-							5	6
	6.不明	1	1	-	-	-	1	1		-	-	-	-	1							1	-
⑤区分	1.既設施設	100	20	51	29	69	13	18	11	43	29	12	5	-	18	49	22	-	-	-	100	
	2.新設施設	44	23	8	13	14	17	13	15	24	4	-	-	1	18	22	3	6	5	1		44
⑥認可年度	1.1931年度	30	6	15	9	21	4	5	4	13	8	1	4	-	4	13	8	1	4	-	25	5
	2.1932年度	71	20	24	27	42	14	15	20	34	11	5	1	-	20	34	11	5	1	-	54	17
	3.1933年度	23	8	8	7	14	2	7	5	13	4	-	-	1	5	13	4	-	-	1	12	11
	4.1934年度	8	5	1	2	-	4	4	3	4	1	-	-	-	3	4	1	-	-	-	3	5
	5.1935年度	10	3	4	3	5	5	-	3	6	1	-	-	-	3	6	1	-	-	-	4	6
	6.1936年度	2	1	-	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2
⑦創設年次	1.1889以前	7	-	5	2	7	-	-	-	3	2	2	-	-	1	4	-	2	-	-	7	-
	2.1890〜99	17	1	15	1	13	-	4	-	7	6	3	1	-	1	10	3	2	1	-	17	-
	3.1900〜09	29	4	13	12	20	3	6	3	14	8	3	1	-	5	16	6	1	1	-	29	-
	4.1910〜19	13	1	8	4	9	3	1	2	4	4	1	2	-	2	5	4	-	2	-	13	-
	5.1920〜29	21	6	8	7	13	3	5	2	9	6	3	1	-	4	8	7	1	1	-	21	-
	6.1930年〜	57	31	10	16	21	21	15	19	30	7	-	-	1	23	28	4	-	-	1	13	44
⑧形態	1.単独事業	117	27	53	37	69	26	22	23	56	26	8	3	1	31	60	19	3	3	1	83	34
	2.二種複混	22	13	5	4	12	3	7	3	8	5	4	2	-	4	9	4	3	2	-	13	9
	3.三種複混	5	3	1	1	2	1	2	-	3	2	-	-	-	1	2	2	-	-	-	4	1
⑨事業種別	1.育 児	41	1	27	13	32	3	6	3	18	14	5	1	-	5	24	8	3	1	-	39	2
	2.乳児保育	2	-	2	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
	3.養 老	41	6	15	20	20	14	7	6	25	6	3	1	-	8	23	8	1	1	-	27	14
	4.医 療	23	12	7	4	9	9	5	9	7	5	-	1	1	12	7	2	-	1	1	8	15
	5.生活扶助	10	8	2	-	6	-	4	5	5	-	-	-	-	6	4	-	-	-	-	7	3
	6.育児+養老	13	7	3	3	5	2	6	3	5	4	1	-	-	4	4	4	1	-	-	7	6
	7.医療+生活扶助	7	7	-	-	6	1	-	-	3	1	2	1	-	1	2	1	2	1	-	5	2
	8.その他の複合混合	7	2	3	2	3	1	3	-	3	2	1	1	-	-	5	2	-	1	-	5	2

(2-3)のつづき

		⑥ 認可年度						⑦ 創設年次						⑧ 事業形態			⑨ 事業種別(単独) / (複混合)							
		1 一九三 一年度	1 一九三 二年度	3 一九三 三年度	4 一九三 四年度	5 一九三 五年度	6 一九三 六年度	1 一八八 九年前	2 一八九 〇年	3 一九〇 〇年	4 一九一 〇年	5 一九二 〇年	6 一九三 〇年	1 単独事 業	2 二種複 ・混合	3 三種複 ・混合	1 育 児	2 保乳 児育	3 老 養	4 医 療	5 生活 扶助	6 養老 +育 児	7 医療 +生 扶	8 その 他・ 複 混
総 数		30	71	23	8	10	2	117	17	29	13	21	57	117	22	5	41	2	41	23	10	13	7	7
① 設置	1. 公立	6	20	8	5	3	1	-	1	4	1	6	31	27	13	3	1	-	6	12	8	7	7	2
	2. 財・社団	15	24	8	1	4	-	5	15	13	8	8	10	53	5	1	27	2	15	7	2	3	-	3
	3. 他の私立	9	27	7	2	3	1	2	1	12	4	7	16	37	4	1	13	-	20	4	-	3	-	2
② 所在	1. 県庁都市	21	42	14	-	5	1	7	13	20	9	13	21	69	12	2	32	2	20	9	6	5	6	3
	2. 一般市	4	14	2	4	5	1	-	-	3	3	3	21	26	3	1	3	-	14	9	-	2	1	1
	3. 町村部	5	15	7	4	-	-	-	4	6	1	5	15	22	7	2	6	-	7	5	4	6	-	3
③ 収容定員	1. 19人以下	2	15	5	1	2	1	-	-	3	2	2	19	23	3	-	3	-	6	9	5	3	-	-
	2. 20~49人	11	31	12	6	6	1	3	7	14	4	9	30	56	8	3	18	1	25	7	5	5	3	3
	3. 50~99人	9	16	5	1	2	-	2	6	8	4	6	7	26	5	2	14	1	6	5	-	4	1	2
	4. 100~199人	4	8	-	-	-	-	2	3	3	1	3	-	8	4	-	5	-	3	-	-	1	2	1
	5. 200人以上	4	1	-	-	-	-	-	1	1	2	1	-	3	2	-	1	-	1	1	-	-	1	1
	6. 不 明	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
④ 法該当定員	1. 19人以下	4	20	5	3	3	1	1	1	5	2	4	23	31	4	1	5	-	8	12	6	4	1	-
	2. 20~49人	13	34	13	4	6	1	4	10	16	5	8	28	60	9	2	24	2	23	7	4	4	2	5
	3. 50~99人	8	11	4	1	1	-	-	3	6	4	7	4	19	4	2	8	-	8	2	-	4	1	1
	4. 100~199人	1	5	-	-	-	-	2	2	1	-	1	-	3	3	-	3	-	1	-	-	1	2	-
	5. 200人以上	4	1	-	-	-	-	2	1	1	2	1	-	3	2	-	1	-	1	1	-	-	1	1
	6. 不 明	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
⑤ 区分	1. 既設施設	25	54	12	3	4	2	7	17	29	13	21	13	83	13	4	39	2	27	8	7	7	5	5
	2. 新設施設	5	17	11	5	6	-	-	-	-	-	-	44	34	9	1	2	-	14	15	3	6	2	2
⑥ 認可年度	1. 1931年度	30						2	7	7	7	2	5	21	8	1	9	-	8	3	1	3	2	4
	2. 1932年度	71						6	8	15	4	15	23	60	8	3	23	1	21	11	4	5	4	2
	3. 1933年度	23						-	1	7	1	1	13	20	3	-	7	1	5	4	3	3	-	-
	4. 1934年度	8						-	-	-	-	2	6	6	1	1	-	-	3	3	-	1	-	1
	5. 1935年度	10						-	-	-	1	1	8	8	2	-	2	-	3	2	1	1	1	-
	6. 1936年度	2						-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
⑦ 創設年次	1. 1889以前	2						7						6	1	-	5	-	1	-	-	1	-	-
	2. 1890~99	7						17						14	2	1	11	1	1	-	1	2	-	1
	3. 1900~09	7						29						23	5	1	15	-	7	1	-	1	2	2
	4. 1910~19	7						13						12	-	1	5	-	4	3	-	1	-	-
	5. 1920~29	2						21						16	4	1	2	1	9	2	2	1	2	2
	6. 1930年~	5						57						46	10	1	3	-	19	17	7	5	3	2
⑧ 形態	1. 単独事業	21	56	20	6	8	2	6	14	23	12	16	46	117	-	-	41	2	41	23	10	-	-	-
	2. 二種複混	8	8	3	1	2	-	1	2	5	-	4	10	22	-	-	-	-	-	-	-	9	7	6
	3. 三種複混	1	3	-	1	-	-	-	1	1	1	1	1	5	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1
⑨ 事業種別	1. 育 児	9	23	7	-	2	-	5	11	15	5	2	3	41	-	-	41	-	-	-	-	-	-	-
	2. 乳児保育	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	3. 養 老	8	21	5	3	3	1	1	1	7	4	9	19	41	-	-	41	-	-	-	-	-	-	-
	4. 医 療	3	11	4	3	2	-	-	-	1	3	2	17	23	-	-	23	-	-	23	-	-	-	-
	5. 生活扶助	1	4	3	-	1	1	-	1	-	-	2	2	10	-	-	10	-	-	10	-	-	-	-
	6. 育児+養老 他含	3	5	3	1	1	-	1	2	1	1	1	5	-	9	4	-	-	-	-	-	13	-	-
	7. 医療+生活 扶助	2	4	-	-	1	-	-	-	2	-	2	3	-	7	-	-	-	-	-	-	-	7	-
	8. その他の複 合混合	4	2	-	1	-	-	-	1	2	-	2	2	-	6	1	-	-	-	-	-	-	-	7

資料3 救護施設設置設備認可の申請手続関係文書（萩町・山口市・徳山町・宇部市救護所）

注1. 本資料3は、以下の四つの救護施設の設置設備認可の申請手続関係文書である。いずれも原資料は、山口県文書館所蔵の県庁社会課関係の完結簿冊文書中のもので、すべて書写したものである。

- 3-1) 萩町救護所の設置設備認可申請関係文書（1932.2.9～1932.6.4）
- 3-2) 山口市救護所の設置設備認可申請関係文書（1932.4.1～1932.7.19）
- 3-3) 徳山町救護所の設置設備認可申請関係文書（1932.5.4～1933.1.10）
- 3-4) 宇部市救護所の設置設備認可申請関係文書（1934.4.12～1935.4.23）

2. 掲載にあたっての注記・凡例などは、以下の通りである。

- 1. 受信文書（社会局および市・町からのもの）は、文書原本が存在する。発信文書は、当然のことながら、起案・決裁文書しか存在しないので、それらから文書の形態に復元したものである。
- 2. 文書の体裁は、縦書きのものがほとんどである。掲載にあたっては、体裁を横書きに改め、旧字を新字に置換えたほかは、原文のママである（ただし、明らかな誤字は訂正した）。
- 3. 受信文書にはタイプ印書のものも多少含まれるが、文書の多くは手書きであるために、判読困難なものは□で表記してある。また、特別なものを除き、役職名に伴う個人名は省略してある。

資料3-1) 萩町立救護所の設備認可申請関係

①救護施設設置＝付設備＝関スル認可申請〔申請書〕

山口県知事宛 萩町長 社325号 昭7.2.9

昭和四年法律第三十九号救護法ニ基キ左記ノ設備ヲ以テ救護施設ノ設備ニ充当致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

追本施設ハ昭和三年ヨリ実施中ノモノニ付第五項ノ記載ヲ省略候ニ付申添

記

一 名称、種類、位置

- イ、名称 萩町立救護所
- ロ、種類 生活扶助
- ハ、位置 萩町大字堀内三百五十五番地ノ一

二 建物其ノ他ノ規模構造

- 1、敷地ノ総坪数 一四四坪
- 2、建物ノ規模構造
 - (イ) 建坪数 木造平屋建瓦葺 一四坪
 - (ロ) 平面図 別紙
 - (ハ) 断面図 別紙
 - (ニ) 正面図、側面図 別紙
 - (ホ) 建築ノ年月日 昭和三年三月三十一日

3、設備の状況

- イ、通風及採光設備トシテ南北ヲ自由ニ開閉シ得ル様戸障子ヲ設ケ清潔保持ノ為浴場ヲ設ク尚炊事場及浴場ハコンクリートヲ以テ築造シ汚水ノ地中ニ浸透セサル様設備ヲ為ス
- ロ、収容救護者処遇上ノ設備トシテ浴場一、井戸一、便所一、布団五、蚊帳一、電気炬燵一、洗面器一、洗濯桶一、馬穴一、火鉢一、弁当箱六、湯沸一、湯呑五
- 4、救護施設ノ周囲ノ状況 別紙配置図面ノ通
- 5、収容者ノ定員 五名
- 6、土地建物ノ所有者 萩町

三 経営ノ方法

- 1、収容者ニ対シテハ成ルヘク救護所構内以外ノ外出ヲ避ケシム
- 2、各自ヲシテ居室内外ノ掃除ヲ為サシム
- 3、食事ハ各自ノ自炊ニ拠ラシム
- 4、別ニ作業ヲ課セス
- 5、救護費ハ毎月十日其ノ月分ヲ給与ス
- 6、其ノ他ハ自由行動トス

四、収支予算

別紙ノ通 而シテ収容者ノ救護費ハ一般救護費ヨリ支出スルモノナリ

〔添付図面 4点〕 〔略（平面図は本文中にあり）〕

〔別紙〕 収支予算 昭和六年度

- 一、収入 町費
- 二、支出 左記

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	附 記
項	種 目				
		円	円	円	
一	救護所費	82	82	-	
一	救護所費	82	82	-	
一	救護所費	12	12	-	*1
二	需用費	60	60	-	*2
三	修繕費	10	10	-	*3

- *1 番人 月手当 1円 1人 延12ヶ月分
- *2 備品費 25円 消耗品費 10円 電灯料費 20円 雑費 5円
- *3 常時修繕費

②救護施設ノ設備＝関スル件 萩町長宛 山口県学務部長 社109号 昭7.2.13

本月九日社第 325号ヲ以テ標記ノ件認可申請相成

候処左記事項承知致度ニ付至急御回報相成度及照会
候也

記

- 一、現在収容救護中ノ人員
- 二、収容者各自自炊スルモノトシテハ自炊用具少キ
憾アリ各自ノ自炊ニ困難ナキヤ尚共同自炊センメ
テハ如何其ノ点ニ付意見承リタシ
- 三、救護施設トシテノ敷地相当広ク空地多キモ之レ
カ利用ハ如何ニセラレツムアルヤ
- 四、救護施設ノ管理ノ方法及維持ノ方法ヲ承知シタ
シ
- 五、町ノ略図ニ救護施設ノ位置ヲ示シタル図面ヲ二
通提出セラレタシ

③救護施設ノ設備ニ関スル件 山口県学務部長宛 萩
町長 社325号 昭7.2.15

本月十三日付社第一〇九号ヲ以テ御照会相成候標
記ノ件左記ノ通及回答候也

記

- 一、現在収容救護中ノ者 男二人
- 二、自炊用具ハ少キ憾アルモ現在収容救護者ハ二人
ニ付差当リ各自自炊上ニ不便ナシ
- 三、救護施設トシテ相当広キ敷地ヲ有スルモ該敷地
地内ニハ行旅病人収容所及精神病者監置所ヲ併設
シ其ノ他ノ空地ハ其等ノ被収容者ノ運動場ト為シ
又ハ野菜等花卉類ヲ栽培セシムルコトトシ利用シ
居レリ
- 四、町ノ略図 別紙ノ通り [別紙は、略]

④救護施設ノ設備ニ関スル認可ニ付協議ノ件 社会局
長官宛 山口県知事 社109号 昭7.2.19

管下阿武郡萩町ニ於テ既設ニ係ル町立救護所ヲ救
護法ニ依ル救護施設ノ設備ニ充當致度旨認可申請候
ニ付取調候処左記ノ通ニシテ大体適当ト認メラレ候
ニ付認可致度昭和六年十月十四日発社第八三号御通
牒ニ基キ及協議候也

記

- 一、事業経営ノ確否
町費ヲ以テ救護所ヲ維持経営スルモノニ付財政
的基礎確實ナリ
名称、種類、位置及事業経営ノ方法収支予算左ノ
如シ
- 1、名称 萩町立救護所
- 2、種類 生活扶助
- 3、位置 萩町大字堀内三五五番地ノ一
- 4、事業経営ノ方法
イ、救護法ニ依ル被救護者中居宅ナキ者ヲ収容
救護ス
ロ、収容者処遇ノ方法 被収容者ニ対シ毎月十
日其ノ月分ノ生活費（生活扶助費トシテ決定

シタル金銭）ヲ給与シ各自ニ自炊セシム尚作
業ハ課セス

尚収容者ノ処遇法トシテ各自ニ自炊セシム
ルハ救護施設トシテ適当ナラサル様認メラル
ルモ地方ノ実情及収容者ノ現在数ニ鑑ミ止ム
ヲ得サルモノト認メラルムヲ以テ□□…□□

〔編者注〕この部分は、簿冊製本時の裁断の
ため、ほぼ10字分程度判読困難。

5、収支予算

別紙ノ通り

収容者ノ救護費ハ救護施設ノ費用ヨリ支出セ
ス一般救護費ヨリ支出ス

二、設備ノ適否

救護所ハ昭和三年ノ建築ニシテ其ノ規模構造其
ノ他左ノ通ニシテ適当ト認ム

1、敷地坪数 一四四坪

但シ救護所敷地内ニ行旅病人収容所及精神病
者監置所ヲ併設シ其ノ他ノ空地ハ被収容者ノ運
動場又ハ野菜花等ノ栽培ニ利用ス

2、建坪数及建築年月日

木造平屋建瓦葺 一四坪

昭和三年三月三十一日建築

3、救護所位置図 別紙ノ通り

4、救護所ノ周囲及建物配置図 別紙ノ通り

5、建物平面図及窓図 別紙ノ通り

6、収容者処遇上ノ設備

浴場一、井戸一、布団一、蚊帳一、電気炬燵一、

洗面器一、洗濯桶一、馬欠一、火鉢一、湯呑五

収容者処遇上ノ設備少ク各自ニ自炊セシムル

ニ不便ノ感ナキニアラサルモ現在収容者ハ二名
ニテ差当リ支障ナシ

7、炊事場及浴場ハコンクリートヲ以テ築造シ汚
水ノ地中ニ浸透セサル様設備ス

8、収容者ノ定員 五名 現在収容者 二名

9、土地建物ノ所有者 萩町

三、施設ノ分布利用ノ状況

1、分布ノ状況

萩町付近（阿武郡、大津郡、美祿郡）ニ於テハ
収容救護施設ナシ

2、利用ノ状況

萩町ハ人口三万一千余ヲ存スル県下最大ノ町
ニシテ被救護者相当多ク且ツ附近町村ニ収容救
護ノ施設皆無ナルヲ以テ現在被収容者ハ二名ナ
ルモ今後収容救護ヲ要スル者相当多数アルヘク
救護施設トシテ充分利用セラルヘキモノト認メ
ラル

〔別紙〕収支予算 [略(前掲①の四と同じ)]

〔別紙〕救護所位置図 [略]

〔別紙〕救護所ノ周囲及建物配置図 [略]

〔別紙〕建物平面図及窓図 [略]

- ⑤救護施設ノ設備ニ関スル認可ニ付協議ノ件 社会局長官宛 山口県知事 社109号 昭7.4.13
 本年二月十九日社第一〇九号ヲ以テ及協議置候管下阿武郡萩町ニ於ケル救護施設ノ設備ニ関スル認可方ノ件如何相運ヒ居リ候哉至急御承認相煩度及照会候也
- ⑥救護施設ノ設備ニ関スル件 山口県学務部長宛 萩町長 社325号 昭7.5.2
 本年二月九日及十五日付社第三二五号ヲ以テ認可申請致置候未ダ御認可ニ接セス候処右ハ如何ノ都合ニ有之候哉何分ノ御回示相煩度此段及照会候也
- ⑦救護施設ノ設備ニ関スル認可ニ付協議ノ件 社会局社会部保護課長宛 山口県学務部長 社109号 昭7.5.5
 本年二月十九日社第一〇九号ヲ以テ及協議候管下阿武郡萩町ニ於ケル救護施設ノ設備ニ関スル認可方ノ件同町長ヨリ至急認可方申出ノ次第モ有之候ニ付テハ急速御承認方御配慮相煩及依頼候也
- ⑧救護施設ノ設備ニ関スル認可ノ件 萩町長宛 山口県学務部長 社109号 昭7.5.5
 曩ニ認可申請相成候標記ノ件ニ関シ本月二日社第三二五号ヲ以テ御照会有之候処右ハ目下社会局ト協議中ニ有之承認アリ次第認可相成候ニ付御了知相成度及回答候也
- ⑨救護施設ノ設備認可ニ関スル件 山口県知事宛 社会局社会部長 収社106号ノ内 昭7.5.10
 標記ノ件ニ関シ二月十九日社第一〇九号ヲ以テ御協議相成候処右ハ設備ノ内容救護施設トシテ充分ナラサル様被認候ニ付詮議難相成候
- ⑩救護施設ノ設備認可ノ件 萩町長宛 山口県学務部長 社109号 昭7.5.14
 本年二月九日社第三二五号ヲ以テ申請相成候標記ノ件本日認可難相成旨指令相成候処右ハ設備ノ内容救護施設トシテ充分ナラザル様被認候旨其ノ筋ヨリ通牒有之候モノニ付可然御了知相成度
- ⑪〔申請却下書〕 萩町長宛 山口県知事 指令社109号 昭7.5 〔日付なし(5.14浄書)〕
 指令社第一〇九号
 阿武郡萩町
 昭和七年二月九日社第三二五号申請救護施設ノ設備ニ関スル件認可シ難シ
 昭和七年五月一日
 山口県知事 岡田周造
- ⑫救護施設ノ設備ニ関スル件 山口県学務部長宛 萩町長 社325号 昭7.5.20
 本月十四日付社第一〇九号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ御指令相成候処当町ノ救護施設ハ設備ノ内容不十分ノ趣ニ有之候ニ付テハ更ニ其ノ設備ヲ整ヘ救護法ノ施設ト致度候條欠陥ト認メラルム要点具体的ニ御指示相煩度此段及照会候也
- ⑬救護施設ノ設備ニ関スル件 社会局社会部保護課長宛 山口県社会課長 社109号 昭7.5.24
 本年二月十九日社第一〇九号ヲ以テ御協議申上候本県阿武郡萩町ニ於ケル救護施設ノ設備ニ関スル認可方ノ件ニ関シ本月十日収社第一〇六号ノ内ヲ以テ内容不十分ニテ詮議難相成旨御通牒ノ次第モ有之候ニ付不認可ノ指令ヲ発スルト同時ニ同町長ニ対シ其ノ旨通牒致シ候処同町長ヨリ更ニ其ノ設備ヲ整ヘ救護法ニ依ル施設ト致度ニ付欠陥ト認メラルム要点指示方照会来リ候ニ付テハ乍御迷惑設備不十分ト認メラレ候要点ヲ具体的ニ御回示相煩度及御依頼候也
- ⑭救護施設ノ設備ニ関スル件 山口県社会課長宛 藤野社会局書記官 昭7.5.30
 標記ノ件ニ関シ五月二十四日社第一〇九号ヲ以テ御照会ノ次第モ有之候処当局ニ於テハ救護施設ノ規模相当大ニシテ設備充実シ充分救護機能ヲ發揮シ得ルモノニ付認可相成方針ニ有之該施設ハ規模小ニシテ収容能力少ク且人の設備モ充分ナラザル状況ニ在リ救護施設トシテ適当ナラザル様被認候ニ付詮議相成ラザリシ義ニ有之候右御了知相成度
 追而該施設ノ不備ト被認ルル諸点左記ノ通ニ有之為念
 記
 一、収容能力少キコト大体法該当者十人以上収容シ得ルモノニ付詮議相成方針ニ有之
 二、収容者ヲシテ自炊セシムルハ適当ナラザルコト
 三、収容者介護ニ必要ナル人的設備ナキコト
- ⑮救護施設ノ設備ニ関スル件 萩町長宛 山口県学務部長 社109号 昭7.6.4
 標記ノ件ニ関シ五月二十日社第三二五号ヲ以テ御照会有之候処救護施設ノ規模ハ相当大ニシテ設備充実シ充分救護機能ヲ發揮シ得ルモノニ付認可相成方針ニ有之貴町ヨリ申請セラレタル救護所ハ規模小ニシテ収容能力少ク且人の設備モ充分ナラザル状況ニ在リ救護施設トシテ適当ナラザル様被認認可相成ラサリシモノニ有之候條御了知相成度及回答候也
 追テ施設ノ不備ト被認ルル諸点左記ノ通ニ付申添候
 記
 〔略(前掲⑭の「記」以下の3点と同じ)〕

資料3-2 山口市救護所の設備認可申請関係

①救護施設の設備ニ関スル認可申請〔申請書〕 山口県知事宛 山口市長（代理助役） 山社127号 昭7.4.1
既設ニ係ル本市救護所ニ二室ヲ増築シ救護施設ノ設備ト致度候條御認可相成度救護法第七条ニ依リ此段及申請候也

記

- 一、名称 山口市救護所
- 二、種類 生活扶助
- 三、位置 山口市大字上宇野令第五百十七番地
- 四、建物其他設備ノ規模構造
 - 1、増築工事明細書、仕様書 別紙ノ通り
 - 2、敷地坪数及本家附属設備ノ各建坪
 - イ、敷地 百拾九坪
 - ロ、診察室建物其他 七坪七合五勺
 - ハ、窮民収容所其他 既設二十六坪、増設六坪（居室三坪、押入一坪、廊下一坪）
 - ニ、作業場 八坪二合五勺
 - ホ、浴室 壹坪
 - ヘ、便所 壹坪
 - ト、薪炭庫 壹坪五合
 右建物総坪数 五拾壹坪五合
 - 3、図面 別紙ノ通り
 - 4、既設ノ設備ニ増築ヲナンシ救護施設トスルモノニシテ既設ノ部分ノ建物ハ平屋造リニシテ昭和五年八月二十日建築ニ係リ其耐久力ハ堅牢ナルヲ以テ五十年以上ノ耐久力アリ
 - 5、収容者処遇上ノ設備

一人一室トシ各室ニ布団三枚、蚊帳一枚、火鉢一個、炬燵一個、湯沸一個ヲ置キ浴場ハ共同ニテ場内ニ一個ヲ設ケ炊事ハ事務員監督ノ下ニ各人共同又ハ小使ヲシテ之ニ当ラシメ尚収容者疾病ニ罹リタル際ノ医療設備トシテ本所内ニ簡單ナル医療設備ヲス然シテ医師ハ市医師会員奉仕的ニ輪番ニ来所シテ診療ニ従事スルモノナリ
 - 6、収容定員 拾名（現収容人員六名）
 - 7、土地建物ノ所有者 山口市長
- 五、経営の方法
 - 1、収容者処遇ノ方法

収容者ハ所属事務員之ヲ監督シ常ニ彼等ノ保健衛生ニ留意シ疾病等ニ罹リタル時ハ医療設備ニ依リ医療ヲ受ケシメ入浴ハ適度ニ之ヲナサンメ最モ懇切ニ保護スルト共ニ体力ニ相当セル作業ヲ課ス
 - 2、管理ノ方法

火災保険ニ付シ營造物ハ適度ノ修繕ニ努メ市長之ヲ管理ス
 - 3、維持ノ方法

市費ヲ以テ維持ス
- 六、収容予算 別紙ノ通り

当収容者ノ救護費ハ一般救護費ヨリ支出ス

- 七、事業開始ノ予定日

既設ノ部分ハ昭和五年九月一日ヨリ事業ヲ行ヒツムアリ増設ノ部分ハ昭和七年八月一日
- 八、設備ニ要スル経費

増築費 参百六拾円也
其他 ナン

〔別紙〕昭和七年度山口市救護所収支予算
昭和七年度山口市共済資金歳入歳出予算抜萃（救護所）

歳 入

- 一、ナン 經常部
一、金貳千九百四拾九円也 臨時部

歳 出

- 一、金壹千百参拾壹円也 經常部
一、金参百六拾円也 臨時部

歳入合計 金貳千九百四拾九円也

歳出合計 金壹千四百九拾壹円也

歳 入

- 經常部
一、ナン

臨時部

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	附記
項 種 目	円	円	円	
一、国庫補助金	2,123	159	1,964	
一、救護費補助	1,966	-	1,966	
一、救護費補助	1,966	-	1,966	*1
二、県費補助金	1,533	1,102	431	
一、救護費補助	983	549	434	
一、救護費補助	983	549	434	*2

*1 1,966.00 救護費 3,933円ニ対スル二分ノ一

*2 983.00 救護費 3,933円ニ対スル四分ノ一

歳 出

經常部

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	附記
項 種 目	円	円	円	
一、救護費	3,573	1,889	1,684	
一、救護所費	1,131	761	370	
一、給料	360	360	-	*1
二、雑給	380	110	270	*2
三、需用費	305	205	100	*3
四、雑費	46	46	-	*4
五、修繕費	40	40	-	*5

*1 360.00 事務員給料 月額30円一人 12ヶ月分

*2 36.00 事務員夜勤手当 月額3円一人 12ヶ月分

292.00 使丁日給 80銭 365日分

30.00 傭人料 一日1円 30日分

22.00 勉勵賞与

*3 55.00 備品費 220.00 消耗品費 30.00 電灯料

*4 16.00 火災保険料 30.00 雑費

*5 40.00 修繕費

臨時部

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	附 記
款					
項	種 目				
一、	救護所管繕費	円 360	円 -	円 360	*1
一、	救護所管繕費	360	-	360	
一、	救護所管繕費	360	-	360	

*1 360.00 拡張増築費

〔別紙〕昭和七年山口市救護所増築工事設計仕様書
〔略〕

〔別紙〕関係図面 〔略、平面図は本文中にあり〕

②救護施設ノ設備ニ関スル認可ニ付協議ノ件 社会局長官宛 山口県知事 社1959号 昭7.6.10

管下山口市ニ於テ既設ニ係ル救護施設ヲ増築シ救護法ニ依ル救護施設ノ設備ト致度旨認可申請候ニ付テハ認可致度三月七日発社第二三号御通牒ニ基キ左記事項ヲ具シ此段及協議候也

記

一、名称

山口市救護所

二、位置

山口市大字上宇野令第五一七番地
別紙図面ノ通り

三、創設拡張ノ別及之カ設備ノ利用方法

1、創設拡張ノ別

既設ノ設備ニ六坪(二室)ヲ増築スルモノナリ

2、設備ノ利用方法

山口市ハ人口三万余ニシテ被救護者相当多ク且附近町村ニ收容救護ノ施設ナキヲ以テ現在收容者ハ六名ナルモ今後收容救護ヲ要スル者相当多数アルヘク救護施設トシテ充分利用セラルヘキモノト認メラル

四、工事設計書

1、工事設計仕様書内訳書 別紙ノ通り

2、設計図面 別紙ノ通り

イ、配置図 ロ、平面図 ハ、断面図及構造詳細図 ニ、姿図

五、既設ノ部分ノ建築年月日

昭和五年八月二十日

六、收容ノ定員

既設ノ分八人 増設ノ分二人 計十人

七、増築費

三百六十円

増築ニ伴フ初度調弁費 ナシ

八、増築費ニ充ツヘキ寄付金其ノ他ノ収入

ナシ

九、救護所関係予算

別紙ノ通り

十、收容者処遇上ノ設備

〔略(①の四の5とはぼ同じ)〕

〔別紙〕工事設計仕様書内訳書 〔略〕

〔別紙〕位置図 〔略〕

〔別紙〕設計図面(5点) 〔略〕

〔別紙〕救護所関係予算 〔略(①の別紙と同じ)〕

③救護施設ノ設備ニ関スル件(照会) 山口県知事宛 社会局社会部長 収社443号の内 昭7.6.21

六月十日社第一九五九号ヲ以テ御協議相成候標記ノ件ニ関シ左記事項御承知致度ニ付至急御回答相成度

記

一、拡張費ニ対スル本年度国庫補助支出ノ有無ハ目下ノ処未定ナルモ設置者ニ於テ右ノ事情ニ不拘拡張ヲナスノ意志アリヤ否ヤ

二、救護所ニ関スル規程

三、別紙様式ニ依ル收容人員調

(別紙様式)

收容人員調

現在被救護者			施設認可後ニ於ケル法該当者ノ收容見込人員	備考
法該当者	然ラサルモノ	計		
人	人	人	人	

④救護施設ノ設備認可ニ関スル件 山口市長宛 山口県学務部長 社一九五九号 昭7.6.27

四月一日山社一二七号ヲ以テ認可申請相成候貴市救護所ニ関シ其ノ筋ヨリ照会有之候ニ付左記事項至急御回答相成度候也

記

〔略(前掲③の「記」以下の照会事項に同じ)〕

⑤救護施設ノ設備認可ニ関スル件 山口県学務部長宛 山口市長 山社 280号 昭7.6.28

六月二十五日附社第一九五九号ヲ以テ御照会ノ標記ノ件左記ノ通及回答候条可然御取計ヒ相煩度候也

記

一、目下ノ状況ニ於テ窮民増加ノ已ムナキモノヲ生スルト共ニ窮民中重症患者ハ之ヲ收容救護シテ医療ヲ加フル必要上本年度国庫補助支出ノ有無ニ不拘此際是非拡張致度候

二、救護所ニ関スル規程 別紙ノ通り

〔別紙はなし〕

三、收容人員調 別表ノ通り

(別表) 収容人員調

現在被救護者			施設認可後ニ於ケル法該当者ノ収容見込人員	備考
法該当者	然ラサルモノ	計		
7人	1人	7人	10人	

指摘によって、徳山町は文書③に見られるように、①の申請文書本文を訂正している。

そのため、訂正前の申請文書と訂正後の申請文書には、いくつかの差異が見られる。以下では、その訂正箇所・内容がわかるように、次のような表記で示してある。

下線部分：③の訂正で削除されたもの

《 》内：③の訂正で加えられたもの

今回本町ニ於テ左記ノ通救護施設設置致度候條当該設備認可被成下度関係書類相添此段及申請候也
記

一、名称、種類及位置

- 1、徳山町救護所
- 2、被救護者収容救護所 居宅ヲ有セサルモノニ対スル生活扶助
- 3、徳山町字東山第一九九六番地

二、建物其ノ他設備ノ規模構造

別紙図面及設計書使用書〔仕様書〕ノ通

三、事業経営ノ方法及び収支予算

1、収容者処遇上ノ設備

別紙図面及設計書ノ通（但シ作業ニ対シテハ設備ヲナサス

2、収容の定員

六世帯十二人

3、土地建物ノ所有者

土地ハ本町藤井太郎吉所有ノモノヲ年額金三十円以内ニ於テ賃借シ建物ハ町ニ於テ建設ス

4、収容者処遇上ノ方法

収容者ノ大部分ハ満六十五歳以上ノ老衰者ニシテ自活シ能ハサルモノナルヲ以テ自炊セシムルカ又ハ番人ヲシテ食事ノ供給ニ当ラシメ別ニ作業ヲ課スルノ計画ヲ有セス但簡易ナル作業ニ堪フヘキモノアル時ハ或ハ考慮ノ必要モ生スルヤモ計リ難キモ實際問題ニ属スルヲ以テ予メ具体的方法ヲ確立スルノ運ヒニ至ラス

5、管理ノ方法

番人ヲ常置シ之レカ取締ニ任セシム

6、維持ノ方法

町費ノ支弁ニ依ル

7、収支予算

別紙添付予算書ノ通

四、事業開始ノ予定月日

工事完了後必要ヲ生シタル時ヨリ開始ス

五、設備ニ要スル経費

別紙添付予算書ノ通

以上

〔別紙〕 救護ニ要スル収支予算

救護ニ要スル収支予算書

⑥救護施設ノ設備認可ニ関スル件 社会局社会部長宛
山口県知事 社1959号 昭7.7.1

義ニ及協議置候山口市救護所設備認可ノ件ニ関シ
客月二十一日収社第四四三号ノ内ヲ以テ御照会有之
候処左記ノ通ニ付及回答候

記

一、目下ノ状況ニ於テ窮民増加ヲ来スト共ニ窮民中
重症患者ハ之ヲ収容保護シテ医療ヲ加フル必要上
本年度国庫補助支出ノ有無ニ不拘此際是非拡張ヲ
ナス意志ナリ

二、救護施設ニ関スル規程

〔原資料なし、社会局に送付のため〕

三、収容人員調

〔略（前掲⑤の別表と同じ）〕

⑦救護施設ノ設備認可ニ関スル件通牒 山口県知事宛
社会局社会部長 収社443号ノ内 昭7.7.9

六月十日社第一九五九号ヲ以テ御協議有之候標記
ノ件認可相成可然ト存候

⑧〔認可書〕 山口市長宛 山口県知事 指令社1959号
昭7.7.19

指令社第一九五九号

山口市

昭和七年四月一日山社第一二七号申請救護施設
ノ設備ニ関スル件認可ス

昭和七年七月十九日

山口県知事 岡田周造

資料3-(3) 徳山町救護所の設置設備認可申請関係

①救護施設設置ニ付認可申請〔申請書〕 山口県知事宛
徳山町長 社117号 昭7.5.4

〔編者注〕 本申請文書は、6月初旬までの間に、
県社会課が当文書を徳山町に2度（5.
16および5.30）にわたり差戻し、主に別
紙の添付文書につき、疑問点の指摘・
照会をし、徳山町がそれに応じて修正
や説明を加えて、再申（5.20及び6.3）
している。文書冒頭に、そのことがわか
る付箋4通が貼付されている。

さらに、その後、県社会課の文書②の

歳入(臨時部)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	附記		
					款	
					項	種 目
一、国庫補助金	円 963	円 332	円 631	*1		
二、救護費補助	757	86	671			
一、救護費補助	417	86	331	*2		
二、県費補助金	3,660	4,338	△678			
十、救護費補助	379	—	379	*2		
一、救護費補助	159	—	159			

*1 救護費国庫補助 417円
*2 救護費県費補助 159円

歳出(経常部)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	附記		
					款	
					項	種 目
十八、救助費	円 835	円 373	円 462	*1		
一、救護費	835	171	664			
一、雑給	58	—	58	*2		
二、救護費	577	171	406			
三、事務費	200	—	200	*3		
(貧困者救助費)	—	202	△202			

*1 救護委員費用弁償 58円
*2 生活扶助費 547円50銭 医療費 15円 助産費 6円 埋葬費 7円 其他 1円
*3 救護所番人《介護人》給 36円 傭人料 5円 備品費 10円 用紙簿冊類 10円 筆墨印肉類 5円 印刷費 1円 薪炭油蠟茶類 4円 電灯料 10円 借地料 30円 建物修繕費 10円 火災保険料 10円 雑費 75円40銭

右歳出額ヨリ歳入額ヲ控除シタル不足金 259円ハ町費ノ支出ニ依ル

[別紙] 救護施設設備ニ要スル収支予算

歳入(臨時部)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	附記		
					款	
					項	種 目
一、国庫補助金	円 963	円 332	円 631	*1		
三、救護費補助	757	86	671			
二、救護施設費補助	340	—	340	*2		
二、県費補助金	3,660	4,338	△678			
十、救護費補助金	379	—	379	*3		
二、救護施設費補助	220	—	220			
三、寄付金	1,570	1,791	△221	*3		
二、救護所営繕費指定寄付	1,270	—	1,270			
一、救護所営繕費寄付	1,270	—	1,270			

*1 救護施設費国庫補助 340円
*2 救護施設費県費補助 220円
*3 新見喜三ヨリ寄付 1000円 徳山方面助成会ヨリ寄付155円 其ノ他一般寄付金 115円

歳出(臨時部)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	附記		
					款	
					項	種 目
一、救護所営繕費	円 1,950	円 —	円 1,950	*1		
一、建築費	1,950	—	1,950			
一、救護所建築費	1,950	—	1,950			

*1 救護所建築費 1,850円 同初度調弁費 100円
右歳出額ヨリ歳入額ヲ控除シタル不足金 120円ハ町費ノ支出ニ依ル

[別紙] 昭和七年度事業徳山町救護所建物新築工事設計書、仕様書、同設計明細書 [略]

[別紙] 関係図面4点 [略、平面図は本文中にあり]

[編者注] 平面図中に、県社会課による書込み(「救護室ハ北側ニアリ支障ナキヤ」と徳山町の回答の書込み(「救護室ノ位置北側ニナンタルモ地形上丘陵ノ土地ノ関係モアリ通風採光ニハ大ナル支障ナンシ」)ほか、県社会課の数点の技術上の指摘など(内容略)が見られる。

②救護施設ノ設備ニ関スル認可ノ件 徳山町長宛 山口県学務部長 社1638号 昭7.6.8

客月四日社117号ヲ以テ認可申請相成候標記ノ件左記事項救護施設トシテ充分ナラサル様被認候條御再考相成度申請書及返戻候也

記

一、収容ノ定員六世帯十二人トアルモ収容室ハ三疊六室ニ過キズ從ッテ親子兄弟ノ如キ從來同一世帯ニアリシモノハ三疊ニ二人ヲ収容スルコトヲ得ベキモ然ラサル者ニ就テハ三疊ニ二人ヲ収容スルコトハ事実上困難ト認メラルルヲ以テ實際上ノ収容力ハ六人トナル然ルニ救護法ニヨル救護施設ノ収容能力ハ大体法該当者十人以上ヲ収容シ得ルモノニ付認セラルル方針ニ付此ノ方針ニ合致スル様設計替セラルル様シタシ

二、収容者ノ処遇上ノ方法トシテ「自炊セシムルカ又ハ番人ヲシテ食事ノ供給ニ当ラシム」トアルヲ何レカ決定セラルルコト然シテ収容者ヲシテ自炊セシムルハ救護施設トシテ適当ナラサルニ付了知ノコト

三、収容者介護ニ必要ナル人的設備ヲナスコト予算ニ依レハ傭人給年三十六円ニテ番人ヲ附セラルルモノト認メラルルモ救護施設トシテ認可ヲ得ルモノハ常置ノ介護者ヲ必要トスヘキニ付了知ノコト

③救護施設ノ設備ニ関スル認可ノ件 山口県学務部長 宛 徳山町長 社発117号 昭7.6.16

標記ノ件ニ付テハ曩ニ認可申請中ニ有之候処本月八日付社第一六三八号ヲ以テ再考スヘキ旨御指示ノ上申請書御返戻相成候ニ付テハ御指示ノ左記ノ通及開申候條御認可相成候様致度此段重テ及進達候也

一、収容ノ定員 六世帯十二人トセルハ大体ノ限度ヲ示シタルニ過キス候由来世相ノ変遷ト共ニ被救護者ハ其ノ数ニ増減或ルヘシト雖本町従来ノ实例ニ徴シ土着ノ被救護者ニアリテモ概ネ单身ノモノ多ク又行路中等ノモノニアリテモ家族ヲ同伴シ一世帯若クハ数世帯ニ其ノ俤一時ニ収容セサルヘカラサル程度ノモノハ年来アリシコトナキノ現況ヨリ推断シテ現在及将来共或ル程度ノ年度間此ノ程度ノ施設ヲ以テ先ツ充分ノモタルヲ信スルモノニ候併シ一面此程度ノ施設ヲ以テ敢テ狹隘ヲ感スル迄ニ本町モ發展シタル曉ニ於テハ此ノ建設家屋モ正ニ改築年限ニ相達スヘク其ノ時コソ更ニ考慮ヲ要スルノ時期ナルヘキヲ認メ候旁施設団体ノ状況ニ鑑ミ仮ニ其ノ筋ノ認可方針ニ合致セサル所アルニセヨ救護法ノ実施ニ伴ヒ折角篤志者ノ寄付金ニ依リ計画シタル次第ニモ有之候ニ付出来得ヘクレハ幸ニ此ノ趣旨ヲ認容セラレ本案ノ通御認可相成候様一層ノ御斡旋ノ相煩度希望ニ不堪候

二、収容者処遇上ノ方法トシテハ「番人ヲシテ食事ノ供給ニ当ラシム」ト訂正致候

三、予算書中番人給ヲ計上シタルトモ単ナル番人ニアラス介護事務ヲモ担当セシムヘキヲ以テ右予算説明中該「番人給」トアルヲ「救護所介護者給」ト訂正致候

④救護施設ノ設備認可ニ付協議ノ件 社会局長官宛 山口県知事 社1638号 昭7.6.23

管下都濃郡徳山町ニ於テ救護施設設置ニ付設備ニ関シ認可申請候ニ付テハ認可致度三月七日発社第二十三号御通牒ニ基キ左記事項ヲ具シ此段及協議候也

追テ本施設ハ収容能力及人的設備ノ点ニ於テ遺憾ノ簾モ有之候ヘ共同町ノ現状ニ於テハ此ノ程度ノ施設ニテ支障ナカルベク且救護法実施ニ伴ヒ折角篤志者ノ寄付ニ依リ計画セラレタルモノニモ有之候ニ付特ニ御承認相願度申添候

記

- 一、名称 徳山町救護所
- 二、位置 徳山町字東山第一九九六番地
別紙図面ノ通
- 三、創設拡張ノ別及之カ設備ノ利用方法
 - 1、創設拡張ノ別
創設
 - 2、設備ノ利用方法

徳山町ハ人口貳万余ニシテ被救護者相当多ク且ツ附近町村ニ収容救護ノ施設ナキヲ以テ収容救護ヲ要スル者相当アルベク救護施設トシテ充

分利用セラルベキモノト認ム

四、工事設計書

1. 工事設計書、明細書 別紙ノ通

2. 設計図面

イ、配置図 ロ、平面図 ハ、断面図及構造詳細図 ニ、姿図

別紙ノ通

五、収容ノ定員

六世帯 十二人

六、創設費

一九五〇円

初度調弁費内訳 別紙ノ通

七、創設費ニ充ツベキ寄付金

一二七〇円

八、救護所関連予算

別紙ノ通

九、収容者ノ処遇

介護人ヲ置キ被救護者ノ指導監督ニ当ラシムルト共ニ食事ノ供給ニ当ラシム

⑤救護施設ノ設備認可ニ関スル件 山口県知事宛 社会局社会部長 収社488号ノ内 昭7.7.7

六月二十三日社一六三八号ヲ以テ御協議有之候標記ノ件ニ関シ左記事項承知致度

記

一、建設費ニ対スル国庫補助ノ有無ニ不拘創設スルノ意志アリヤ否ヤ

二、事業ノ種類

三、事業開始ノ予定月

四、設置後ニ於ケル収容見込人員（法該当者、然ラザルモノニ区分スルコト）

⑥救護施設ノ設備認可ニ関スル件 徳山町長宛 山口県学務部長 社1638号 昭7.7.12

五月四日社第一一七号ヲ以テ認可申請相成候標記ノ件其ノ筋ヨリ照会ノ次第モ有之候ニ付左記事項至急回答相成度候也

記

〔略（前掲⑤の「記」一～四と同じ）〕

⑦救護施設ノ設備認可ニ関スル件 山口県学務部長宛 徳山町長 社受117号 昭7.7.14

曩ニ認可申請致置候標記ノ件ニ関シ一昨十二日付社第一六三八号ヲ以テ重テ御照会相成候ニ付テハ左記ノ通及回答候也

記

一、建設費ニ対スル国庫補助ノ有無ニ不拘創設スルノ意志アリヤ否ヤ

昨年八月救護法関係法規ノ発布ヲ見併テ世相ノ現況ニ徴シ救護所設置ノ必要痛感シツム在リシノ

時社会事業ニ対シ理解アル篤志者ノ指定寄附ノ申込ヲ受理シタルヲ以テ最モ時機ニ適応セルモノナルヲ信シ本町会ノ議決ヲ経テ即時寄附ノ申込ヲ採納シ該施設ヲ企画シタルモノニ有之候而シテ其ノ筋ノ救護施設ニ対スル御認可ノ内規ニ付テハ何等知悉スヘキ法文等ヲ見ル能ハス単ニ本町ニ於ケル現在被救護者ノ実情ト一般ノ社会相ニ鑑ミ加フルニ一面寄附者ノ意図ヲ尊重シ金額ノ多寡ヲ考察シ申請程度ノ設計ヲ樹立シタル次第ニ有之随テ右施設ニ対シテハ法文ノ示ス所ニ基キ当然国庫並県補助金ノ御交付受け得ルモノナルヲ確信シ居ルモノニ有之御来示ノ如ク国庫補助金ノナキ場合ト雖之ヲ創設スル云々ノ事ハ当初ヨリ考慮ノ裡ニ無之次第ニ候

右様ノ次第ニ付今仮リニ国庫又ハ県ノ補助金ノ交付ナシトスルナラハ無論歳入予算ニ多大ノ欠陥ヲ生シ事業遂行不可能ノ結果ヲ招致スヘク斯クテハ折角寄附者ノ厚意ヲ無視致候誤合ト相成自然寄附ヲ謝絶セサルヘカラサル事態ヲ惹起致候場合ニモ立至ルヘクト存候然レトモ一旦町村会ニ於テ寄附ノ採納ヲ議決シナカラ之ヲ謝絶スル体ノ事ハ町村理事者トシテ出来得ヘキ事柄ニモ無之候得共畢竟事茲ニ至レハ多少ノ経緯ヲ生シ町理事者トシテハ実ニ進退兩難ノ厄ニ遭遇致候事ト相成洵ニ遺憾ノ至リニ存候

就テハ何卒右事情御賢察ノ上予定ノ通事業ヲ進捗セシメラレ候様一段ノ御斡旋被成下候ト共ニ多少規模ハ狭小ナカラ將又政府ノ内規ニ適合セサル箇所アリトスルモ事体〔業〕カ救護法実施ノ趣旨ニ副フモノナリト御認め被下候ハレ所定ノ交付金は非御下付相成候様特別ノ御取計相願度切ニ希望ニ不堪候

二、事業ノ種類

居宅ヲ有セサルモノニ対スル生活扶助

三、事業開始ノ予定日

工事完了後十日以内

四、設置後ニ於ケル収容見込人員

法該当事者三名 其他ナシ

⑩救護施設ノ設備認可ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社1638号 昭7.7.25

本月七日収社第四八六号ノ内ヲ以テ御照会相成候管下徳山町ニ於ケル救護施設ノ設備ノ件左記ノ通及回答候也

記

一、同町ノ計画ハ国庫補助ヲ受ケ遂行スル予定ナルニ依リ国庫補助ナキトキハ歳入ニ大ナル欠陥ヲ生スルヲ以テ事業遂行不可能ニ至ルベク斯クテハ寄附者ノ意図ヲ無視スル結果トナルヲ以テ寄附採納ヲ取消サザルベカラザルモ一度採納ヲ議決シナガ

ラ之ヲ取消スガ如キコトハ實際ニ於テハ出来得ベキモノニ無之町当事者ハ進退兩難ニ陥ル虞モ有之ニ付是非共補助金交付相願度町ノ意志ナリ

二、事業ノ種類

居宅ヲ有セサルモノニ対スル生活扶助

三、事業開始ノ予定日

工事完了後十日以内

四、設置後ニ於ケル収容見込人員

差シ当リ法該当事者三名ナルモ漸次収容定員ニ達スル見込ニシテ法該当事者ノミヲ収容セントスルモノナリ

⑪救護施設ノ設備認可ニ関スル件 山口県知事宛 社会局社会部長 収社486号ノ内 昭7.9.9

標記ノ件ニ関シ六月二十三日社第一六三八号ヲ以テ御協議有之候処創設費ニ対スル本年度国庫補助支出ノ有無ハ目下ノ処未定ナルモ該計画ハ財源ノ大部分ヲ篤志者ノ寄附ニ依ルモノナルヲ以テ可成計画ノ遂行ヲ図ル様一応再考セシメラレ度

追テ本年度国庫補助ノ有無ニ関シテハ本年末ニハ確定ノ見込ニ有之尚本計画実施ノ場合ニ於テハ被救護者ノ待遇ヲ充分ナラシメ得ル様設備其ノ他ニ付相当考慮セシムル様御取計相成度為念

⑫救護施設ノ設備認可ニ関スル件 徳山町長宛 山口県学務部長 社1638号 昭7.9.12

五月四日社第一一七号ヲ以テ標記ノ件認可申請ノ次第モ有之候処右施設ノ予算(經常部)ニ依レバ救護所介護人給年三六円ニ過ギズスル給料ヲ以テシテハ被救護者ノ介護指導ノ全キヲ期スルコトハ困難ト被存候ニ就テハ人的設備ノ点ニ付御再考ノ上何分ノ儀至急御回答相成度候也

追テ本年度国庫補助ノ有無ニ関シテハ本年末ニハ確定可致見込ニ付申添候

⑬救護施設ノ設備認可ニ関スル件 山口県学務部長宛 徳山町長 社受117号 昭7.9.17

〔編者注〕 山口県社会課は、徳山町の本回答の文言をやや変更して、社会局に後掲の⑭の文書で報告している。

そのため、訂正前の徳山町の原文書と社会局への県社会課報告の引用文書は異なる。以下では、その差異・内容がわかるように、次の記号で示した。

下線部分：訂正で削除されたもの

《 》内：訂正で加えられたもの

【 】内：県社会課が、⑭で報告したものの

本年五月四日付社第一一七号ヲ以テ認可申請致置候標記ノ件ニ関シ重テノ本月十二日付社第一六三八

号ヲ以テ御来示ノ次第モ有之候処【救護所介護人ハ常時同所内ニ宿泊セシムルモノニ有之《ナレバ》随テ家賃電灯料等ヲ要セサル義ニ付月額手当ニ於テ比較的低額ノ給与ヲ為ス次第ニ候ハ《ナルハ》勿論一面本町《町》ノ現況ヨリ推察スルニ收容スヘキ被救護者ハ特別ノ場合ヲ除ク外平常ニ於テ多数ノ要救護者ノ而モ継続的ニ收容スル程度ノコトハ無之見込ナルヲ以テ右予算額ニテ適当ナル介護人ヲ得ルコトト相信シ候然レトモ《得ラルベシト信スルモ》万一救護施設完成事務開始ノ時右予算額ニテハ到底適当ナル介護人ヲ得ル能ハサル場合ニモ立至リ候様ノ事モ有之候ハ《タルトキハ》予算ノ繰合相付ケ相当額ノ支出ヲ行ヒテ之レガ増額ヲ計リ以テ万全ヲ期《スルコトト》シ度】積ニ有之候條右事情篤ト御推察至急御認可相成候様一段ノ御配慮相煩度此段及回報候也

【追テ尚御来示ニ依レハ国庫補助ノ有無ハ本年度末ニアラサレハ確定セサル趣拝承仕度併シ町村ハ国庫補助アル事ヲ必然的ニ予想シ事業ノ設備認可ヲ申請致居度候場合而カモ当該年度末ニ至ラサレハオ之レカ決定ヲ見ルコト能ハサル如キハ町村事業ノ遂行上ニ関シテモ甚シキ影響ヲ相受ケ候事ニ候□結局ハ予算年度内ニ事業完成ノ運ビニ至ラサル場合ヲ招来スヘク甚タ遺憾ノ至リニ存候旁此際補助ノ御詮議ヲ御急キ被下至急御認可相成候様致度ト存候右為念申添候】

⑫救護施設ノ設備認可ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社1638号 昭7.10.1

客月九日収社第四八六号ノ内ヲ以テ御通牒相成候管下徳山町ニ於ケル救護施設ノ設備ニ関シ同町長ニ再考方通牒致シ候処左記ノ通回答致シ候ニ付此段及報告候也

追テ本年度国庫補助ノ有無至急決定方同町長ヨリ申出デ候ニ付至急確定候様御取計相煩度申添候

記

〔略（前掲⑩の【 】内と同じ）〕

⑬救護施設ノ設備認可ニ関スル件 山口県学務部長宛 徳山町長 社111号 昭7.12.13

本町ニ於テ企画セル標記救護施設ノ設備認可方ニ関シテハ本年五月四日付社第一一七号ヲ以テ申請爾来御来示ニ付テハ其都度詳細及回報置候次第モ有之候処今ニ御認可並補助金御下付ノ御指令ニ接セス右ハ年度ノ関係モ有之事業遂行上甚タ危惧ニ堪ヘサル点モ有之候様被存候条可成至急御認可相成候様特別ノ御配慮相煩度此段重テ及御依頼候也

⑭救護施設ノ設備認可ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社1638号 昭7.12.23

本年六月二十三日社第一六三八号ヲ以テ及協議置

候管下都濃郡徳山町ニ於テ救護施設設置ニ付其ノ設備認可方ノ件同町長ヨリ年度内事業遂行上ノ関係モ有之至急認可方申出候ニ付テハ至急御承認相成候様致度及申請候也

⑮救護施設ノ設備認可ニ関スル件 通牒山口県知事宛 社会局社会部長 収社486号ノ内 昭和7.12.26

標記ノ件ニ関シ六月二十三日社第一六三八号ヲ以テ協議有之候処認可相成可然ト存候

追テ国庫補助ニ関シテハ本年三月七日発社第二三三号通牒ニ基キ至急御協議相成度

⑯〔認可書〕 徳山町長宛 山口県知事 指令社1638号 昭8.1.10

指令第一六三八号

都濃郡徳山町

昭和七年五月四日社第一一七号申請救護施設ノ設備ニ関スル件認可ス

昭和八年一月十日

山口県知事 岡田周造

〔編者注〕 徳山町では、この認可直後（1.13）に救護所の設置位置変更の認可申請を行ない、県知事の認可指令（1.26）を受けている（資料4-（2）-②参照）。変更後の新設置位置は、旧設置位置と同様、畑に囲まれた借地で、敷地面積、建物の配置・方角等もほぼ同じである。

⑰救護施設ノ設備認可ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社1638号 昭和8.1.10

客臘二十六日収社第四八六号ノ内ヲ以テ御承認ノ次第モ有之管下都濃郡徳山町ニ於ケル救護施設ノ設備本日認可候ニ付及報告候也

資料3-（4） 宇部市救護所設備認可申請関係

①救護施設ノ設備ニ関スル認可申請ノ件〔申請書〕

山口県知事宛 宇部市長 宇社発306号 昭9.4.12

本市ニ於テハ従来收容救護ヲ要スルモノ有之候得共未タ其ノ施設無之為救護上不便不少候処先般市会ノ議決ヲ経タルヲ以テ昭和九年度ニ於テ左記ノ通救護施設ヲ設置致度候條至急御認可相成度救護法第七条ニ依リ此段及申請候也

記

一、名称、種類及位置

一、名称 宇部市救護所

二、種類 主トシテ救護法第一条第一、二、四号該当者ノ收容救護施設ニシテ生活扶助ヲ為ス

三、位置 宇部市大字沖宇部字海南第五〇七八、五〇八八番地

二、建物其他設備ノ規模構造

- 一、工事明細書仕様書 別紙ノ通
- 二、敷地坪数及本屋附属設備ノ各建坪
敷地坪数 百七十二坪
本屋附属建物坪数 七十坪
- 三、図面
 - イ、救護施設ノ位置図 別紙ノ通
 - ロ、配置図 同
 - ハ、建物平面図及地形伏図並床組伏図 同
 - ニ、建物断面図及構造詳細図 同
 - ホ、姿図及軸組 同
- 四、収容者処遇上ノ設備
寝具類、食器類、看護用具等ヲ設備ス
- 五、収容ノ定員
十四人
- 六、土地建物ノ所有者
宇部市

三、事業経営ノ方法

一、収容者処遇ノ方法

- イ、収容者ニ対スル食事ハ常設小使ヲシテ炊爨セシム
- ロ、重症患者ニ対シテハ特ニ看護人ヲ備入レ付添看護セシム

二、管理ノ方法

管理規則ヲ設ケ市長之ヲ管理シ常設小使ヲシテ其ノ取締ニ当ラシム

四、事業開始ノ予定日

昭和九年九月一日

五、設備ニ要スル経費

救護施設ノ創設費

建築費	五、〇四七円
給水設備費	一三二円
電灯設備費	一九〇円
監督費	三五〇円
雑費	八〇円
計	五、七九〇円
同初度調弁費	二五〇円
累計	六、〇四〇円

明細書別紙ノ通

〔別紙〕 救護所創設費明細書 〔略〕

〔別紙〕 同上初度調弁費明細書 〔略〕

〔別紙〕 救護所管轄費財源調査

歳出

救護所管轄費	六、〇四〇円
計	六、〇四〇円

歳入

救護施設設置費国庫補助	三、〇二〇円
同上 県費補助	一、五一〇円
社会事業費積立金繰入	一、五一〇円
計	六、〇四〇円

〔別紙〕 昭和九年度救護所管轄費歳入歳出予算書 歳出

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	附記
一、救助費	6,208	4,670	1,538	
一、救護所費	255	—	255	
一、雑給	127	—	127	*1
二、需用費	118	—	118	*2
三、修繕費	10	—	10	
二、救護費	5,953	4,670	1,283	
一、雑給	630	640	△10	*3
二、救護費	5,323	4,030	1,293	*4

*1 小使日給 60銭×212日分 127円

*2 備品費 10円 消耗品費 25円 電灯費 39円

水道費 14円 雑費 30円

*3 救護委員費 630円

*4 〔この部分の附記中の一部のみ抄〕 収容救護費 538円

〔別紙〕 関係図面 〔略（平面図は本文中に掲載）〕

②救護施設ノ設備認可ニ関スル件 宇部市長宛 山口県知事 社895号 昭9.4.16

本月十二日宇社発第三〇六号ヲ以テ標記ノ件認可申請相成候処其ノ筋ニ国庫補助方協議関連モ有之候ニ付設計書、設計図面、予算書抄本等添付書類今一通宛御提出相煩度候也

③救護施設ノ設備認可申請ニ関スル件 山口県学務部部長宛 宇部市長 宇社発330号 昭9.4.19

標記ノ件ニ関シ本月十六日付社第八九五号ヲ以テ御照会ニ依リ添付書類左記ノ通及送付候也

記

- 一、工事明細書、仕様書
- 二、各種図面
- 三、救護所創設費明細書
- 四、救護所初度調弁費明細書
- 五、救護所管轄費財源調査
- 六、救護所管轄費歳入歳出予算書

④救護施設ノ設備認可並創設費国庫補助ニ関スル協議ノ件 社会局社会部長宛 山口県知事 社895号 昭和9.5.5

管下宇部市ニ於テ救護施設設置ニ付之レカ設備認可申請有之候ニ付認可致度然シテ創設費及之レニ伴フ初度調弁費ニ対シ国庫補助相成候様致度昭和六年十月十四日発社第八三号及昭和七年三月七日発社第二三号御通牒ニ基キ左記事項ヲ具シ此段及協議候也

記

- 一、名称
宇部市救護所
- 二、位置
宇部市（大字地番及位置図ハ後日送付ス）

三、創設拡張ノ別及ビ之レカ設備利用ノ方法

1、創設拡張ノ別

創設

2、利用ノ方法

宇部市ノ人口約七万ニ及ビ被救護者相当多ク且ツ附近町村ニ収容救護ノ施設ナキヲ以テ収容救護ヲ要スルモノ相当多ク本施設完成ノ暁ハ救護施設トシテ充分利用セラルヘキモノト認ム

四、工事設計書

工事設計書、明細書及設計図面ハ不備ノ点アリ目下再調査中ニ付後日送付ス

五、収容定員

十四名

六、創設費及ビ之レニ伴フ初度調弁費

救護所建築費 五、七九〇円

初度調弁費 二五〇円

内訳書ハ後日送付ス

七、前項ノ設備ニ充ツヘキ寄付金其ノ他ノ収入

創設費ニ対スル国庫補助見込ノ外収入ナシ

八、救護所関係予算

後日送付

九、収容者ノ処遇

収容者ニ対スル食事ハ小使ヲシテ炊事ニ当ラシメ収容者疾患ノ際ハ看護人ヲ備入レ付添看護セシム

⑤救護施設ノ設備認可並創設費国庫補助ニ関スル協議ノ件 社会局社会部長宛 山口県知事 社895号 昭9.5.17

管下宇部市ニ於テ救護施設設置ニ付之レカ設備認可並創設費国庫補助方ニ関シ本月五日社第八九五号ヲ以テ及協議置候処右協議書類ニ添付スヘキ左記設計書其ノ他別紙ノ通付候也

記

一、位置及位置図

二、工事設計書、仕様書

三、工事設計図面

四、救護所創設費明細書

五、救護所創設費ニ伴フ初度調弁費内訳書

六、救護所管轄費財源調書

七、救護所関係予算

⑥救護施設ノ設備費ニ対スル国庫補助ノ件 宇部市社会課長宛 山口県社会課長 社895号 昭9.6.8

救護施設設置ニ付設備認可方四月十二日社発第三〇六号ヲ以テ申請ノ次第モ有之候処右施設費ニ対スル国庫補助ハ其ノ筋ニ於テ予算ノ関係上本年度ハ補助困難ニテ昭和十年度以降ニアラザレハ補助出来難キ趣ニ有之候就テハ本年度補助ナキモ設置セラルルモノニ有之候ハ其ノ旨ヲ記載シタル内務大臣

宛ノ書類ヲ作整シ至急本庁ニ提出相成候様致度若シ補助セラルル年度迄ハ設置セラレザルモノトスレハ其ノ旨御回答御願度及依頼候也

⑦救護施設ノ設備費ニ対スル国庫補助ノ件 山口県社会課長宛 宇部市社会課長 宇社発500号 昭9.6.11

本月八日付社第八九五号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件本市ノ現況ハ之ヲ明年度以降ニ猶予スルヲ得サルノ状態ニ有之候国庫補助金ハ明年度以降トナルモ已ムヲ得ザルベク候至急御認可相成候様御取計相煩度此段及回報候也

⑧救護施設ノ設備ノ件 内務大臣宛 宇部市長 宇社発500号 昭9.6.11

本市ハ救護法該当事ノ内収容救護ヲ要スル者現ニ九名ヲ有シ尚将来増加ノ見込ニ有之候ニ付テハ昭和九年度ニ於テ救護施設トシテ救護所ヲ新築致度本年四月十二日付宇社発第三〇六号ヲ以テ本県知事宛該設備ノ認可申請書及提出置候処就中国庫補助金ハ貴省予算ノ関係上昭和十年度以降ニ在ラザレバ補助御困難ノ趣ニ有之候得共本市ノ現況ハ前記ノ如ク真ニ其ノ必要ニ迫リ後年度ニ猶予スルコトヲ得サル状態ニ有之候ニ付本年度ニ於テ予定ノ通建築致度国庫補助金ノ御下附ハ昭和十年度以降ニ相成候トモ可然候條至急御承認相成候様致度此段及申請候也

⑨救護施設ノ設備費ニ関スル国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社895号 昭9.6.23

五月四日社第八九五号ヲ以テ及協議置候管下宇部市ニ於ケル救護施設設置ニ付国庫補助方ノ件同市長ヨリ別紙ノ通申出候條設備認可及国庫補助ノ件至急御承認相成候様致度候也

⑩救護施設ノ設備ニ関スル認可申請ニ関スル件 山口県学務部長宛 宇部市長 昭9.10.4

標記ノ件本年四月十一日付宇社発第三〇六号ヲ以テ及申請置候処爾今御認可無之本市ニ於テハ現ニ収容救護ヲ要スル者数名有之救護ノ徹底ヲ期スル上ニ於テ不便不少候條此際至急御認可相成候様御取計相願度此段及照会候也

⑪救護施設ノ設備認可並創設費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社2362号 昭9.10.19

五月五日社第八九五号ヲ以テ及協議置候管下宇部市ニ於ケル救護施設設置ニ付之レカ設備認可並ニ国庫補助方ノ件同市長ヨリ至急認可方申出ノ次第モ有

之候ニ付テハ至急御承認相成候致度候也

⑬タイトルなし〔宇部市救護所ノ件、書簡〕 井口山口
県社会課長宛 新妻一郎社会局社会部保護課属 昭
9.11.12

拝啓 時下益々御清穆之段奉賀候

陳者貴管下宇部市救護所設備承認ノ件ニ関スル御
協議有之候処左記事項至急承知致度折返御回示願上
候

記

- 一、本施設ニ関スル県費補助ハ本年度予算ニ計上シ
アリヤ
- 二、救護所ノ一ヶ年経常費具体的ニ承知致シ度
- 三、宇部市ニ於ケル現在ノ救護状況（居宅救護収容救
護共）可成詳細承知致度
- 四、収容定員十四名ハ全部法該当者ノミヲ収容スル
モノナリヤ

⑭救護施設ニ関スル件 山口県社会課長宛 宇部市社
会課長 昭9.11.16

本日電話ヲ以テ御照会相成候標記ノ件左記ノ通ニ
有之候條此段及回報候也

追テ本市ニ於テハ現ニ収容救護ヲ要スル者数名有
之因却罷在候条至急御認可相成候様御取計相煩度申
添候

記

- 一、救護所一ヶ年ノ経常費
 - 一、雑給 二一九円 小使日給60銭 365日分
 - 二、需用費 二五三円
 - 備品費 三〇円
 - 消耗品費 六〇円 月額 5円12ヶ月分
 - 電灯料 七二円 月額 6円12ヶ月分
 - 水道料 三六円 月額 3円12ヶ月分
 - 火災保険料 二五円 建物4970円ノ千分ノ五
 - 雑費 三〇円
- 三、修繕費 一〇〇円
- 計 五七二円

二、最近《現在》ノ救護状況* 十月末現在

救護ノ種類	被救護者種別	世帯数		救護額	
		同世帯	同人員	円	銭
生活扶助	(生活扶助ノ計)	74	112	411.18	
	65歳以上ノ老衰者	27	33	161.79	
	13歳以下ノ幼者	26	56	136.94	
	妊産婦	—	—	—	
	不具廃疾	5	5	26.35	
	疾病傷痍	12	14	67.50	
	精神耗弱又ハ身体ノ障碍ニ因ルモノ	3	3	13.95	
埋 葬 計	幼者哺育ノ母	1	1	4.65	
		1	1	5.00	
	収容救護ナン	75	113	416.18	

* 以下の⑭では、表題を《 》内に訂正

三、収容定員 十四人

救護法ニ依リ収容救護ヲ必要トスル者ニ限ル

⑮タイトルなし〔救護施設設備認可ノ協議ノ件、書簡〕
社会局保護課新妻属宛 井口山口県社会課長 昭
9.11.19

拝復時下愈々御清祥奉慶賀候

陳者本月十二日付御申越有之候県下宇部市救護所
ニ関スル御承認方ノ件種々御配意ノ段深謝仕リ候御
申越ノ事項左記ノ通ニ有之候尚同市ニ於テハ現ニ収
容救護ヲ必要トスルモノ数名有之之カ救護上甚々困
却致居ル状態ニ有之候間御了承ノ上至急御承認相成
候様格別ノ御配意相煩度先ハ御回答旁々御依頼申上
候

記

- 一、本施設ニ付県費補助引当予算トシテハナキモ施
設完成スレハ一般救護費予算ヲ充当シテ補助スル
見込ナリ

〔以下の二～四は、略（前掲⑬の記の一～三と同じ）〕

⑯救護施設ノ設備認可並創設費国庫補助ニ関スル件
社会局社会部長宛 山口県知事 社2362号 昭
9.12.11

本年五月五日社第八九五号ヲ以テ及協議置候管下
宇部市ニ於ケル救護施設設置ニ付之レカ設備認可並
ニ国庫補助方ノ件同市ニ於テハ現ニ収容救護ヲ要ス
ルモノ之レ数名有之之レカ救護上救護施設ヲ急速完
成スルノ要有之且ツ本月中ニ設備認可メザスニアラ
ザレハ年度内ニ完成セシメルコト至難ノ実情モ有之
候ニ就テハ国庫補助ハ本年六月十一日宇部市長ヨリ
申請ノ通昭和十年度以降ト相成候トモ設備認可ハ是
非共年内ニ之ヲ為スノ必要有之候ニ付至急御承認相
成候様致度及申請候也

⑰タイトルなし〔救護施設ノ設備認可ノ件〕 社会局保
護課新妻属宛 井口山口県社会課長 昭9.12.11

拝啓時下愈々御清穆ノ候奉賀候

陳者本年五月五日協議致シ候宇部市救護所ノ設備
認可並国庫補助ノ件御配意ノコト存シ候処同市ニ
於テハ現ニ数名ノ収容救護ヲ要スルモノ有之之カ取
扱上困却致シ居リ候状態ニ有之是非共本年度完成致
度希望ニ有之候処本月中ニハ設備認可ヲナサザレバ
年度内ニ完成困難ノ実情ニテ同市長ヨリ再三認可方
申出有之候トシテモ之レカ取扱困リ居リ候就テハ国
庫補助ハ本年度御困難トスレハ昭和十年度以降ニ於
テ御補助相成トモ設備ハ本年度完成スルヲ得ル様至
急御承認方格別ノ御配意相煩度重ネテ御依頼申上候
追テ乍御手数何分ノ御模様至急御内示被成下候ハ
幸甚ニ存シ候

⑱救護施設ノ設備ニ関スル認可申請ノ件 山口県務
部部長宛 宇部市長 昭10.1.16

客年四月十一日宇社発第三〇六号ヲ以テ及申請置

候標記ノ件ニ関シテハ本省ノ承認ナキ関係上未ダ御認可ノ運ニ至ラザル趣ニ有之候処爾来数次及具申候通本市ニ於テハ現ニ収容救護ヲ要スル者数名有之之ガ処置ニ因却罷在候ノミナラズ本年度予算ヲ以テ年度内ニ工事完成ノ計画ニ付頗ル急ヲ要シ候條此際至急御認可相成候様御取運相成度此段重テ及照会候也

⑬救護施設ノ設備認可並創設費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社91号 昭10.1.19

客年五月五日社第八九五号ヲ以テ及協議置候管下宇部市ニ於ケル救護施設設置ニ付之レカ設備認可並国庫補助方ノ件客年十一月社第二三六二号ヲ以テ重ネテ及申請候通同市ニ於テハ現ニ数名ノ収容救護ヲ要スルモノ有之年度内ニ設備完了致度希望ニ有之国庫補助ハ昭和十年度以降ト相成候トモ設備認可ハ急速之ヲナス必要ニ迫ラレ居リ候ニ就テハ認可ヲナン差支無之候ヤ否ヤ至急御回示相成候様致度重ネテ及御照会候也

⑭救護施設ノ設備認可並創設費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社91号 昭10.2.4

客年五月五日社第八九五号ヲ以テ及協議置候管下宇部市ニ於ケル救護施設設置ニ付之レカ設備認可並国庫補助方ノ件客年十二月十一日及本月十九日社第九一号ヲ以テ申出候通国庫補助ハ昭和十年度以降ト相成候トモ設備認可ハ急速之ヲナス必要ニ迫ラレ居リ候ニ就テハ認可ヲナン差支無之哉否ヤ至急御回示相成候様致度重ネテ及照会候也

⑮〔認可決定通知、電報〕 山口県知事宛 社会局社会局保護課 昭10.3.30

宇部市救護所創設認可ノ件本日承認 社会局社会局長

⑯救護施設設備認可並之カ国庫補助ニ関スル件通牒 山口県知事宛 社会局社会部長 取社243号 昭10.3.30

標記ノ件ニ関シ五月五日社第八九五号ヲ以テ御協議有之候処右ハ左記条件ヲ附シ認可相成可然ト存ジ候

追テ右国庫補助ハ当分交付難相成見込ニ付昭和七年三月発社第二三三三号通牒左記第三項ニ依ル国庫補助申請書提出ノ時期ニ付テハ更メテ通牒可致候條御含置相成度

記

- 一、建築費ハ坪当六十五円以下ニテ経理セシムルコト
- 二、建物ハ出来得レバ片廊下式トナン通風採光等衛

生上ニ留意セシムルコト

三、国庫補助率ハ二分ノ一ヲ低下スルヤモ難計コト

⑰タイトルなし〔宇部市救護所ノ件、電報〕 社会局社会局保護課長宛 山口県学務部長 昭10.4.1

宇部市救護所設備ハ九年度創設ノモノトシテ承認セラレタルモノナリヤ返〔乞フ〕

⑱タイトルなし〔宇部市救護所ノ件、書簡〕 井口山口県社会課長宛 社会局保護課新妻属 昭10.4.2

拝啓 時下愈々御清穆之段奉賀候

陳者貴県下宇部市救護所設備ノ件ニ関シ本日電報照会有之候処右ハ御見込ノ通九年度創設トシテ承認相成タルモノニ付可然御取計願上候

四月二日 社会局保護課 新妻属

⑲タイトルなし〔宇部市救護所ノ件、電報〕 社会局社会局保護課新妻属宛 山口県社会課長 昭10.4.4

宇部市救護所九年度創設トシテ承認ノ件公式ニ電信指示ヲ乞フ

⑳救護施設ノ設備認可ニ関スル件〔認可通知〕 宇部市長宛 山口県学務部長 社895号 昭10.4.23

昭和九年四月十二日宇社発第三〇六号ヲ以テ申請相成候標記ノ件別途認可相成候処左記事項御了知相成度及通牒候也

記

- 一、建築費ハ坪当り六十五円以下ニテ経理セラルルコト
- 二、建物ハ出来得レバ片廊下式トナン通風採光等衛生ニ留意セラルルコト
- 三、国庫補助率ハ二分ノ一ヲ低下スルヤモ計リ難キ趣ニ付了知ノコト
- 四、国庫補助金ハ当分交付難相成見込ノ趣ニ付国庫補助申請書提出ノ時期ニ付テハ更メテ通知可致ニ付了知ノコト

㉑〔認可書〕 宇部市長宛 山口県知事 指令社895号 昭10.4.23

指令社第八九五号

宇部市

昭和九年四月十二日宇社発第三〇六号申請救護施設ノ設備ニ関スル件認可ス

昭和十年四月二十三日

山口県知事 菊山嘉夫

㉒救護施設ノ設備認可ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社895号 昭10.4.23

管下宇部市ニ於テ宇部市救護所設置ニ付之レカ設備本日認可可致シ候ニ付此段及報告候也

資料4 救護施設設置設備費補助の申請手続関係文書（山口市・徳山町・宇部市救護所）

注1. 本資料4は以下の三つの救護施設の設置設備費補助の申請手続関係文書である。いずれも原資料は、山口県文書館所蔵の県庁社会課関係完結簿冊文書中のもので、すべて書写したものである。

4-1) 山口市救護所の設置設備費補助申請関係文書（1932.11.30～1933.5.19）

4-2) 徳山町救護所の設置設備費補助申請関係文書（1933.1.12～1933.11.24）

4-3) 宇部市救護所の設置設備費補助申請関係文書（1935.10.12*～1937.4.19）

* 宇部市の場合は、1934.4～1935.4の認可申請時に、補助申請も同時に行なっている関係で、その間の関係文書は、資料3-4)中に掲載しており、ここには許可時以降のものを掲載してある。

2. 掲載にあたっての注記・凡例などは、資料3の認可申請関係文書と同様なので、ここでは省略した。

資料4-1) 山口市救護所の設置設備費補助申請関係

①救護施設ノ設備費ニ要スル国庫補助申請書 内務大臣宛 山口市長 山社583号 昭7.11.30

曩ニ御認可相受候本市救護施設拡張費別紙予算書ノ通ニ候間相当額御補助被成下度此段及申請候也

記

〔別紙〕 〔略〕

②救護施設ノ設備費国庫補助申請ニ付副申ノ件 社会局社会部長宛 山口県知事 3310号 昭7.12.3

管下山口市長ヨリ標記補助申請候外右ハ本年七月九日収社第四四三号ノ内ヲ以テ御承認ノ次第モ有之救護施設ノ設備認可済ノモノニ有之候ニ付テハ相当御補助相成候様御取計相成度及副申候

③救護施設ノ設備費国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 昭8.3.22

客年十二月三日社第三一〇号ヲ以テ副申及進達置候管下山口市ニ於ケル救護施設ノ設備費国庫補助申請ノ件至急御補助相成候致度候也

④タイトルなし〔山口市救護所国庫補助ノ件ノ電報〕

山口県知事宛 社会局社会部長 昭8.3.25

山口市救護所国庫補助ノ件承認セラル国庫補助申請書至急提出センメラレタシ

⑤救護施設ノ設備ニ要スル国庫補助申請書 内務大臣宛 山口市長 昭8.3.27 山社 230号

曩ニ御認可相受候本市救護施設拡張費別紙予算書ノ通ニ候間相当額御補助被成下度此段及申請候也

⑥救護施設竣工ノ件 山口県知事宛 山口市長 山社 231号 昭8.3.27

曩ニ御認可相受候本市救護施設拡張工事昭和七年十二月二十五日竣工致候条此段及報告候也

〔付箋添付（以下の内容記載）〕

救護費予算額 三六〇、〇〇〇

同 決算額 三三七、〇〇〇

⑦救護施設ノ設備費国庫補助申請ニ付副申 内務大臣宛 山口県知事 昭8.3.29 1959号

管下山口市ニ於ケル救護施設ノ設備費補助ニ関シテハ御承認ノ次第モ有之候外別紙ノ通補助申請書提出致シ候ニ就テハ御補助相成候様致度及副申候也

追テ右設備ハ昭和七年十二月二十五日竣工済ノモノニ有之候条申添候

⑧タイトルなし〔救護施設国庫補助決定ノ件〕 山口市長宛 内務大臣 収社443号 昭8.3.30

昭和八年三月申請救護施設ノ拡張費国庫補助ノ件聴届ケ金壹百六拾八円ヲ補助ス但シ左ノ通心得ヘシ

記

一、補助基本額ハ山口市救護所ノ拡張費ヨリ寄付金其ノ他ノ収入ヲ控除シタル左ノ金額トス

一 経費総額 金参百参拾七円

二 控除額

三 利用ノ程度 二分ノ二

四 差引補助基本額 金参百参拾七円

二、補助ヲ受ケタルモノハ遅滞無ク工事ニ着手シ年度内ニ完了スヘシ年度内ニ完了スルコト能ハサル場合ニ於テハ毎年三月末日迄ニソノ旨地方長官ニ届出ツヘシ

三、補助ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル計画ニ相違ナク執行スヘシ其ノ計画ヲ変更セントスル場合ニ於テハ予メ地方長官ノ許可受クルコトヲ要ス

四～七 〔略、工事契約や工事完了時の手続、精算時や工事遅延時の取扱等〕

⑨救護施設ノ創設費、拡張費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ノ件通牒 山口県知事宛 社会局社会部長ノ内務大臣官房会計課長（連名） 社発48号 昭8.3.31

貴管下左記救護施設ニ対スル標記ノ件別途指令ト同時ニ予算令達相成候ニ付補助率ヲ二分ノ一トシ別記ニ依リ御取計相成度

記

徳山町救護所 山口市救護所

別記

- 一、客年三月七日発社第二三号通牒様式第五号ニ依リ国庫補助精算書ヲ徴シ補助ニ付承認アリタル計画ニ適合スルトキハ遅滞ナク補助金ヲ交付スルコト
- 二、前項ノ手續キヲ了シタルトキハ関係書類ヲ具シ本件ニ限り特ニ四月十日迄ニ当局ヘ報告スルコト

記

- 一、設備完了済ナレバ昭和七年四月一日社七九八号通牒左記八項ニ依ル精算書ヲ至急提出スルコト
 - 二、設備完了セザルモノナレバ昭和七年四月一日社七九八号通牒左記九項ニ依リ折返シ報告スルコト(予算繰越使用ノ上申必要アルニ付急速報告ヲ要ス)
- 〔別紙〕 〔略、前掲⑧に掲載〕

⑩救護施設ノ設備費国庫補助ノ件 山口市長宛 県学務部長 社968号 昭8.4.7

囊ニ補助申請相成候標記ノ件別紙ノ通指令相成候ニ就テハ左記ニ依リ至急御取計相成度候也

⑪救護施設ノ救護費国庫補助精算書提出ノ件 内務大臣宛 山口市長 山社288号 昭8.4.13

客月三十日附収社第四四三号ヲ以テ御指令相成候標記ノ件別紙ノ通り及提出候也

〔別紙〕 救護施設ノ設備費ニ対スル国庫補助精算書

山口市立救護所

種類	予 算 額			同上ニ対スル国庫補助指令額	決 算 額			同上ニ対スル国庫補助指令額	国庫補助ニ対スル指令額ノ過不足
	設備費 総 額	寄付金 其他ノ 収入	差引国 庫補助 基本額		設備費 総 額	寄付金 其他ノ 収入	差引国 庫補助 基本額		
創 設 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
拡 張 費	360	—	360	168	337	—	337	168	—
初度調弁費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	360	—	360	168	337	—	337	168	—

備考 昭和七、十二、二十五設備完了

〔添付〕 請負請書(昭7.4.1) 〔略〕

記

⑫救護施設ノ設備費国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社1022号 昭8.4.24

管下山口市救護所拡張費ニ対スル国庫補助ニ関シテハ客月三十日付収社第四四三号ヲ以テ御指令ノ次第モ有之別紙ノ通同市長ヨリ精算書差出シ候ニ付調査候処不都合無之モノト被認候ニ付本日補助金交付致シ候条此段及報告候也

〔別紙〕 〔略〕

⑬救護施設ノ設備費ニ対スル県費補助金請求ノ件 山口県知事宛 山口市長 山社379号 昭8.5.19

昭和七年度標記ノ件別紙ノ通清算及請求候也

〔別紙〕 〔略、以下の添付書類も同じ〕

〔添付〕 請負請書、設計仕様書、設計内訳書

一、名称 徳山町救護所

二、位置 都濃郡徳山町字東山第一九六番地

位置図ハ客年六月二十日社第一六三八号設備認可ニ関スル協議ニ添付ノ通

三、創設拡張ノ別及之カ設備利用ノ方法

(1) 創設拡張ノ別 創設

(2) 利用ノ方法 徳山町ハ人口貳万余ニシテ被救護者相当多ク且附近町村ニ収容救護施設ナキヲ以テ収容救護ヲ要スル者相当アルベク之等ノ収容救護ヲ要スルモノヲ救護セムトスルモノニシテ救護施設トシテ充分利用セラルヘキモノト認ム

四、工事設計書

設計図面、仕様書ハ何レモ客年六月二十日社第一六三八号設備認可ニ関スル協議ニ添付ノ通

五、創設費及之ニ伴フ初度調弁費内訳

救護所建築費	一、八五〇円
初度調弁費	一〇〇円
初度調弁費内訳	
台所道具	二〇円
寝具類	四〇円
日用雑具	一〇円
事務用具	二〇円

資料4-② 徳山町救護所の設置設備費補助申請関係

①救護施設ノ創設費国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 1638号 昭8.1.12

管下都濃郡徳山町ニ於テ救護施設設置ニ付テハ之カ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対シ国庫補助相成候様致度客年三月七日発社第二三号御通牒ニ基キ左記事項ヲ具シ及協議候也

其ノ他 一〇円
計 一〇〇円
六、前項ノ設備費ニ充ツヘキ寄付金其ノ他収入内訳
救護所営繕費指定寄付金 一、二七〇円
創設費国庫補助 三四〇円
同 県費補助 一七〇円

②救護施設ノ設備ニ対スル変更認可申請 山口県知事宛 徳山町長 社117号 昭8.1.13

客年五月四日付ヲ以テ救護施設ノ設備ニ対スル認可申請ニ対シ本月十日付指令社一六三八号ヲ以テ御認可相成候処左記ノ通位置変更致度候条御認可被成下度此段及申請候也

記

- 一、名称、種類及位置ノ内
 - 3 [位置] 徳山町字慶万第一八七九番地
現在認可地 徳山町字東山一九九六番地
- 三、事業経営ノ方法及び収支予算ノ内
 - 3 土地建物ノ所有者 土地 本町 河谷来助ノ所有
現在認可地所有者 土地 本町 藤井太郎吉ノ所有

変更の理由

現在認可ヲ得タル土地ハ国道ニ近接シ比較的喧騒ナルノミナラス将来本町ノ発展ニ伴ヒ商業地域タルノ感アルヲ以テ寧ろ静閑ナル新変更地ヲ選ヒ静養センムルノ適切ナルヲ認メタルニ依ル

[編者注] この申請は、昭8.1.26付で認可された。

③救護施設ノ設備費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関スル件通牒 山口県知事宛 社会局社会部長 収社208号ノ内 昭8.3.18

一月十二日社第一六三八号ヲ以テ貴管下徳山町救護所ニ係ル標記ノ件ニ関シ御協議有之候処右ハ電灯、給水、排水並門塀等ノ設備費ハ現在予算ノ範囲ニ於テ支出スルモノトシ承認相成候条御了知相成度

追而昭和七年三月七日発社第二三号通牒左記第三項ニ依ル国庫補助申請書貴庁經由至急提出センメラレ度

④タイトルなし〔徳山町救護所国庫補助ノ件、電報〕

山口県知事宛 社会局社会部長 昭8.3.20
徳山町救護所国庫補助ノ件承認セラレル国庫補助申請書至急提出センメラレタシ

⑤救護施設ノ設備費国庫補助申請ニ付副申 内務大臣宛 山口県知事 昭8.3.23

管下都濃郡徳山町ニ於ケル救護施設ノ設備費補助ニ関シテハ囊ニ御承認ノ次第モ有之候処別紙ノ通補助申請書提出致シ候ニ就テハ御補助相成候様致度此

段及副申候也 [別紙は、略]

⑥タイトルなし〔救護施設国庫補助決定通知〕 徳山町長宛 内務大臣 収社 258号 昭8.3.30
昭和八年三月申請救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費国庫補助ノ件聴届ケ金参百四拾円ヲ補助ス但シ左ノ通心得ヘシ

記

一、補助基本額ハ徳山町救護所ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ヨリ寄付金其ノ他ノ収入ヲ控除シタル左ノ金額トス

- 一 経費総額 金壹千九百五拾円
- 二 控除額 金壹千貳百七拾円
- 三 利用ノ程度 十二分ノ十二
- 四 差引補助基本額 金六百八拾円

二〜七 [略、前掲の4-1(1)-⑧と同じ]

[編者注] この⑥の後に、昭8.3.31の山口県知事宛の社会局社会部長ノ内務大臣官房会計課長連名通牒があるが、掲載済み(資料4-1(1)-⑨)なので、省略する。

⑦救護施設ノ設備費国庫補助ノ件 徳山町長宛 県学務部長 社968号 昭8.4.7

囊ニ補助申請相成候標記ノ件別紙ノ通指令相成候ニ就テハ左記ニ依リ至急御取計相成度候也

記

- 一、設備完了済ナレバ昭和七年四月一日社七九八号通牒左記八項ニ依ル精算書ヲ至急提出スルコト
- 二、設備完了セザルモノナレバ昭和七年四月一日社七九八号通牒左記九項ニ依リ折返シ報告スルコト(予算繰越使用ノ上申必要アルニ付急速報告ヲ要ス)

[別紙] [略、前掲⑥に掲載]

⑧救護施設ノ設置費国庫補助ノ件 山口県知事宛 徳山町長 社第 117号 昭8.4.8

客年四月一日附社第七九八号ニ基キ本月七日附社第九六八号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ御申越ノ次第モ有之候ニ付テハ左記ノ通調査及報告候也

記

- 一、昭和八年度ニ予算繰越ヲ要スル理由 昭和七年度内ニ於テ設備完了ニ至ラサルニ因ル
- 一、設備進捗状況

基礎	石工	木工	泥工	雑工	建具	総工事
98/100	終了	終了	40/100	95/100	-	85/100

一、支出済額及要繰越額

支出済額 九百八拾四円六拾弍銭
要繰越額 九百六拾五円参拾九銭

⑨救護施設ノ設備費国庫補助予算繰越ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 昭8.4.12

管下都濃郡徳山町救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初年度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関シテハ曩ニ参百四拾円御補助ノ旨御指令ノ次第モ有之候処右施設ハ年度内ニ設備完了ニ至ラズ從ッテ同施設ニ対スル国庫補助予算ハ昭和八年度ニ繰越使用スルコトヲ要シ候ニ就テハ昭和七年三月七日発社第二三号御通牒ニ依リ左記ノ通及報告候也

記

一、国庫補助予算繰越ヲ要スル救護施設名

都濃郡徳山町救護所

二、繰越ヲ要スル理由

年度内ニ設備完了ニ至ラサルニ因ル

三、設備進捗ノ状況

基礎	石工	木工	泥工	雑工	建具	総工事
98/100	終了	終了	40/100	95/100	-	85/100

四、救護施設ノ設備ニ対スル国庫補助ニ関スル調査

種類	予算額			同上ニ対スル補助額	決算額	国庫補助額	過不足
	設備総額	寄付金其ノ他収入	差引国庫補助基本額				
創設費	1850		680	340	決算	-	-
初年度調弁費	100	1270			未了		

五、国庫補助予算支出済額及要繰越額

支出済額 ナシ
要繰越額 三百四十円

⑩救護施設設置追加工事施工方ニ関スル件 県学務部長宛 徳山町長 社117号 昭8.5.16

客年五月四日付社第一一七号申請当町救護施設ノ設備ニ付テハ本年一月十四日附指令社第一六三八号ヲ以テ御認可相成候処左記ノ通井戸新設外ニ廉工事ノ必要有之候条右追加工事御認可被成下度此段及申請候也

記

一、工事の種類 井戸塀並ポンプ掘付工事 排水及石垣築工事 電灯配線工事

二、工事の規模構造

別紙図面設計書仕様書ノ通

三、工事予算 金貳百貳拾五円 町費支出

追テ曩ニ提出セル救護施設設置認可申請書ノ添付書類救護施設設備ニ要スル収支予算中第三款寄付金第二項救護所営繕費指定寄付第一目救護所営繕費寄

付金壹千貳百七拾円ノ内節其ノ他一般寄付金百拾五円ハ在満将士ニ対スル慰問金品ノ募集、軍需用基金寄付等ノ累積ニ願ミ止ムヲ得ス募集ヲ中止スルノ妥当ナルヲ認メ右費金ハ町費ニ於テ支出見込ニツキ併テ御了承アリタシ

〔添付〕 ・関係図面（2点）〔略〕

- ・救護所建物新築工事追加工事設計書 〔略〕
- ・救護所建物新築工事追加工事仕様書 〔略〕
- ・救護所建物新築工事追加工事収支予算

		本年度予算	前年度予算	差引増減
歳入	国庫補助	510	340	170
	県費補助	255	220	35
	寄付金	155	1270	△ 1115
歳出	建築費	1186	1950	764

989円11銭ハ前年度ニ支出済

⑪救護施設設置追加工事施工方ニ関スル件 徳山町長宛 県学務部長 1536号 昭8.5.20

標記ノ件本月十六日社第一一七号ヲ以テ認可申請相成候処国庫補助ハ電灯、給水、排水、門塀等ノ設備モ昭和七年度救護所営繕費予算一九五〇円ノ内ニ含ムモノトシテ曩ニ国庫補助ノ指令相成候モノニ付例ヘ追加工事トシテ新タル予算ヲ設ケ工事ヲ施行セラルルモ指令額ナル三四〇円以上国庫補助無之モノト御了知相成度候也

追テ国庫補助ナキモ認可ヲ受ケ工事ヲ施行相成ルモノナルヤ否ヤ至急御回答相成度申添候

⑫救護施設設置追加工事施工方ニ関スル件 県学務部長宛 徳山町長 社117号 昭8.5.23

本町施設ニ係ハル標記ノ件ニ関シ本月十六日付ヲ以テ認可申請致置候処一昨二十日付社一五三六号ヲ以テ曩ニ指令相成候国庫補助ハ電灯、給水、排水、門塀等ノ設備モ昭和七年度救護所営繕費予算中ニ含ムモノトシテ御措置相成候趣御回示ノ次第モ有之候処同年度予算中ニハ全然該当工事費ヲ含マサルハ添付セル設計書等ニ就キ明瞭ノ事ト存候然ルニ今回申請セル追加工事ハ右施工実施上避クヘカラサル必要ノモノナルニ拘ハラス之カ設計脱漏セルヲ以テ今回追加申請ヲ為シタル義ニテ随テ法第二十五条ニ依リ国庫及県費ノ補助シ得ラルヘキモノト確信セルモノニ有之既ニ歳入予算中ニモ之ヲ計上本町会ノ議決ヲ終次第ニ有之候就テハ右事情御諒察ノ上法ノ条文ニ随ヒ相当額ノ補助相成候様特ニ御取計相願度此段及懇願候也

追テ救護施設設置ニ対スル設備ニ関シテハ当然地方長官ノ認可ヲ受クヘキ規定ニ付之ヲ遵守スル次第ニ有之尚国庫補助無キモノトハ曾テ考慮シタルコト無之右工事ハ實際上ノ必要ニ迫ラレタルモノニ候条

是非共施工ノ希望ヲ有スルモノニ候条申添候

- ⑬タイトルなし〔救護施設国庫補助ニ関スル件、書簡〕
社会局保護課水野属宛 井口県社会課長書簡 昭8.5.27

拝啓時下益々御清穢ノ候奉慶賀候

陳者本県都濃郡徳山町救護所設置ニ就テハ予テ其ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ参百四十円国庫補助ノ御指令ノ次第モ有之同救護所ハ昭和七年度ニ於テハ工事完了ニ至ラス昭和八年度へ繰越目下設備中ニテ約九割完了致シ居リ候然ルニ当初ノ設計ニ電灯、給水、排水、石垣等ノ諸工事ヲ含マザリシモ工事ノ進捗ニ伴ヒ之等設備ノ必要ヲ痛感シ追加工事トシテ之等諸工事施工方認可申請来リ候此ノ工事ニ要スル費用ハ当初予算ノ範囲内ニテハ出来難キヲ以テ来年度ニ於テ予算追加(二百二十五円)ヲナシ工事ヲ施工セムトスルモノニ有之同町長ヨリ此ノ追加工事ニ対シテモ国庫補助相受ケ度希望申出候処創設費ニ対スル国庫補助ハ既ニ決定済ノモノニ付追加工事ニ対スル国庫補助追加ノ御詮議ハ相成難キモノトハ被存候へ共同町ヨリ申出ノ次第モ有之候ニ就テハ特ニ国庫補助相成ルベキ御取計願ハレ間敷候哉御手数ノ候乍恐縮何分ノ御内意至急御一報被下候へハ幸甚ニ存シ候

先ハ右御依頼申上度如斯御座候 敬具

- ⑭タイトルなし〔救護施設国庫補助ニ関スル件、書簡〕
井口県社会課長宛 社会局保護課水野属 昭8.6.15
謹啓時下益々御清穢ノ段奉賀候

陳者五月二十七日付御照会相成候貴管下徳山町救護所ニ関スル国庫補助ノ件右ハ既ニ指令済ノモノナルヲ以テ追加補助ノ詮議ハ困難ナリト思料セラレ候条左様御了知相成度此段及回答候也

- ⑮救護施設設備費国庫補助ニ関スル件 徳山町長宛
県社会課長 昭8.6.26

五月十六日社第一一七号ヲ以テ認可申請相成候救護施設設置追加工事施工方ノ件ニ関シ五月二十日社第一一七号ヲ以テ追加工事ヲ施工セラルルモ国庫補助ノ追加困難ノ旨及通牒置候処更ニ五月二十三日社第一一七号ヲ以テ国庫補助方御申出ノ次第モ有之候ニ付其ノ筋ヘ国庫補助方照会候処既ニ指令済ノモノニ付追加補助ノ詮議ハ困難ノ旨回答有之候条可然御了知相成度候也

- ⑯救護施設設備費国庫補助ニ関スル件 県社会課長宛
徳山町長 昭8.7.8

本年五月十六日付社第一一七号ヲ以テ当町救護施設設置追加工事認可申請ニ対シ其ノ後御来示ノ次第モ有之候ニ付テハ其ノ都度詳細及回報置候処客月二

十六日付社一五三六号ヲ以テ既ニ指令済ノモノニ付追加補助ノ詮議相成難キ旨御申越相成候処右ハ該施設ノ予定計画中其財源ニ至大ノ関係ヲ及ボスヘキモノアリテ当町トシテハ大ニ困惑罷在候元来当町ニ於テ該施設ヲ企画セルハ救護法ノ精神ヲ尊重シテ悲惨ノ境遇ニ在ル人々ヲ收容救護スルヲ目的トセルハ申スマテモ無キ儀ニ有之候得共一面救護法第二十五条ノ規定ニ基キ当然国庫並ニ県ニ於テ相当補助金下付可相成コトヲ予定シテ之ヲ企画シ随テ同法第七条ニ依リ本県知事ノ認可ヲ得ヘク申請セル次第ノ有之候而シテ右施設実施ニ伴ヒ欠クヘカラサル井戸ノ掘鑿排水電灯配線及土砂流失防止ノ為ニスル石垣築造等ハ原設計中ニ脱漏セルモノニアルニ依リ之ヲ本年度ノ追加予算ニ計上シ本町会ノ決議ヲ経タルヲ以テ直チニ其ノ認可申請ヲ為シタル訳合ニテ何等従前設計ト重複セルニモ非ス且不要工事ト認ムヘキ儀モ無之事ト存候

申ス迄モナク町村予算ノ計上ニ付テハ累年ニ亘ル経済界不振ノ後ヲ受ケテ相当窮迫ヲ告ケツムアルノ実情ニ在ルヲ以テ貴庁ニ於テモ屢次訓令通牒等ヲ発セラレテ御指示相成候次第モ有之候通町村民負担ノ軽減ヲ考慮シ最小限度ニ止メタルノ関係モ有之大シタル余裕金モナキ現情ニ有之候ニ付テハ万一予期セル補助金ノ交付ヲ得ル能ハサル場合ハ歳入予算ニ欠陥ヲ来シ本町財政運用上ノ支障モ少カラサルノミナラス一面救護法ニ於ケル規定ヲ無視スルヤノ嫌モ有之甚遺憾ニ堪ヘサル次第ニ存候就テハ右実情篤ト御諒察ノ上補助金御下付相成候様今一度特別ノ御配慮相願度此段再度及懇願候也

- ⑰救護施設設備費国庫補助ニ関スル件 徳山町長宛
県社会課長 昭8.7.18

曩ニ御申出有之候標記ノ件ニ関シテハ六月二十六日社第一一七号ヲ以テ其ノ筋ヘ照会セシモ国庫補助ノ詮議困難ニ有之候旨及通知置候処本月八日社第一一七号ヲ以テ更ニ御申出次第モ有之候へ共貴町救護施設ノ創設ニ対スル国庫補助トシテハ当初申請セラレタル予算ヲ以テ創設ニ要スル総テノ費用ヲ支弁シ得ラルベキモノトシテ補助額三百四十円ニ決定シ既ニ補助指令相成候モノニ付例ヘ追加ヲ要スル工事ノ為当初予算ヲ超過スルコトアルモ国庫補助ハ二分ノ一以内ニ付補助率ガ低下スル筋合イノモノニテ決定シタル補助額ハ変更セサルモノニ有之且ツ指令年度モ経過シ竣工ニ至ラサルヲ以テ貴町救護施設ニ対スル補助金トシテ本年ニ繰越サレタル予算ヲ変更スルコトハ出来難キ次第モ有之候条国庫補助ノ追加ハ出来難キモノト御了知相成度候也

- ⑱救護施設事務開始ノ件 山口県知事宛 徳山町長
社339号 昭8.9.2

予テ御認可ヲ得タル本町救護施設工事完了ニ付テハ本月一日ヨリ事務開始致候条此段及報告候也

成候也

追テ補助金ハ本文精算書提出ノ後交付可相成候ニ付申添候

⑨救護施設設備費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 徳山町長宛 県学務部長 昭8.9.11

本月二日社第三三九号ヲ以テ救護施設ノ工事完了ノ旨御報告有之候処昭和七年四月一日社第七九八号通牒(県報)ニ依リ設備完了シタルトキハ右通牒ノ様式第四号ニ依リ精算書ノ提出ヲ要シ候条至急提出相

⑩救護施設設備完了ニ付補助金下付申請 内務大臣宛

徳山町長 社117号 昭8.9.15

客年五月四日付社第一一七号ヲ以テ申請致候当町救護施設八月三十日設備完了致候条補助金御下付被成下度関係書類相添此段申請候也

[添付書類]

・救護施設ノ設備ニ対スル国庫補助精算書

種別	予 算 額			同上ニ対スル国庫補助指令額	決 算 額			同上ニ対スル国庫補助指令額	国庫補助額ニ対スル指令額ノ過不足
	設備費 総 額	寄付金 其他収 入	差引国 庫補助 基本額		設備費 総 額	寄付金 其他収 入	差引国 庫補助 基本額		
創設費	円 1850	円 1270	円 580	円 340	円 銭 2047 41	円 銭 1155 00	円 銭 892 41	円 銭 496 41	円 銭 156 20
初度調弁費	100	--	100	--	100 00	--	100 00		
計	1950	1270	680	340	2147 40	1155 00	992 41	496 41	156 20

備考 設備完了年月日 昭和八年八月三十日

本施設ノ設備ハ本年一月十日認可ヲ得タルモノナレドモ厳寒ニシテ工事ノ進捗意ニ任セズ、止ムヲ得ス昭和八年度ニ繰越施行スルニ至レルモノナリ、而シテ井戸、塀、ポンプ据付排水並ニ石垣築造電灯配線等ノ設備ヲ追加シ又寄付金中百五十円ノ収入ヲ得サルニ依リ町費ニテ補填セル昭和八年度ニ繰越追加セル金額左ノ如シ

一金 老千百八十六円(予算額)

施設設備に関する寄付金内訳

新見喜三指定寄付金 一、〇〇〇円
 徳山町方面助成会指定寄付金 一五五円
 計 一、一五五円

- ・請負契約証書(写) [略、以下も同じ]
- ・請負契約保証金納付書
- ・徳山町救護所新築工事精算書明細書
- ・請負契約証書(写) 追加工事分
- ・徳山町救護所新築工事追加工事精算書明細書
- ・救護施設工事ニ関スル支出明細書 徳山町救護所
- ・雑費支出増額ニ対スル理由書
- ・救護施設初度調弁費支出明細書 徳山町救護所

陳者客月五日社第二九六五号ヲ以テ貴管下徳山救護所ニ対スル国庫補助金交付ノ旨報告相成候処右救護所ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費支出精算書ノ内容ヲ調査スルニ左記ノ如キ不備ノ点有之候条御再調ノ上折返シ御回答相煩度願上候 敬具

記

- 一、式百円ノ追加工事ハ曩ニ当局ニ於テ承認シタル設計外ノ工事ナルモ右ハ県ニ於テ承認済ナルヤ及右工事ノ概要並関係書類送付ノコト
- 二、雑費支出四十七円四十一銭中農作物補償費及土地借入料ニヶ月分ノ内容詳細
- 三、支出証憑書類写提出ノコト

⑫救護施設設備費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 2965号 昭8.10.5

管下徳山町救護所創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関シテハ三月三十日収社第二八五号ヲ以テ御指令ノ次第モ有之別紙ノ通同町長ヨリ精算書差シ出シ候ニ付調査候処不都合無之モノト被認候ニ付補助金交付致シ候条此段及報告候也

⑬救護施設ノ設備費国庫補助清算ニ関スル件 徳山町長宛 県社会課長 1965号 昭8.11.14

貴町救護所創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ関スル国庫補助精算書ハ曩ニ提出ノ次第モ有之候処左記事項社会局保護課ヨリ照会ノ次第モ有之候条至急御回報相成度及照会候也

⑭タイトルなし [国庫補助金交付ニ関スル件、書簡] 県井口社会課長宛 社会局保護課新妻一郎属 昭8.11.10

拜啓時下愈々御清穆之段奉賀候

記

- 一、国庫補助承認外ノ追加工事(式百円ノ追加工事)ノ概要並ニ関係書類(設計書図面等)送付アリタシ
- 二、雑費支出四十七円四十一銭中農作物補償費及土地借入料ニヶ月分ノ内容詳細告知シタシ
- 三、支出証憑書類写送付ノコト

②救護施設ノ設備費国庫補助清算ニ関スル件 県社会課長宛 徳山町長(助役) 社453号 昭8.11.21

本月十四日付ヲ以テ標記ノ件ニ関シ追加工事ノ概要並ニ関係書類雑費中農作物補償費、土地借入料内容支出証憑書写等送付スヘキ旨御申越ニ付テハ別紙ノ通及進達候也

〔別紙〕

・国庫補助承認外追加工事概要

国庫補助ノ御承認ヲ得ル能ハサリシ追加工事ハ井戸堀並ポンプ据付工事排水及石垣工事電灯配線工事ニシテ当初予算ニ於テ設計漏レトナリタルモノナリ元来カムル施設ヲ当然必要欠クヘカラサルモノニ属スレドモ救護所管轄費指定寄付セラレタル関係上最初屋舎ノ建築ヲノミ企画シ予算ノ計上ヲ行ヒタリシガ事実問題トシテハ之ガ竣工ト共ニ直チニ事務開始ノ必要ヲ痛感スルニ至リシ為メニ止ムヲ得ス追加工事ノ施工ヲ企画セサルヘカラサルニ至リシモノナリ而シテ右工事概要ハ別紙図面並ニ設計書ニ依リ熟知シ得ラルムヲ以テ説明ヲ省略ス但工事費中井戸堀並ポンプ据付工事排水及石垣築造工事請負入札ノ結果金式百円ヲ以テ施工シ電灯配線工事ハ山口県徳山電気出張所ニ委嘱施工シ金七円七拾五銭ヲ要シタルモノナリ

・雑費中農作物補償費及土地借入料内容説明書

一、農作物補償費金式円四拾銭ノ支出ヲナセルハ本施設建設地内ハ元来畑地ニシテ小作人ハ前年秋季ヨリ空豆ヲ栽培シ施肥二三回ニ及ヒシガ一月二十六日付ヲ以テ位置変更ニ関スル認可ノ指令アリ為ニ右農作物三十坪ニ対シカ補償ヲ行ヒ工事ノ施工ヲナスニ至リタルモノナリ而シテ右補償価格ハ他ノ農村救済土木工事等ニ於ケルモノト比較対照シ一坪金八銭妥当ト信シ小作人ノ了解ヲ得テ之カ決定ヲナセルモノナリ

二、土地借入料ハ元来年額一坪金三十銭ヲ以テ一月末日ヲ以テ契約セリ元来右地代ハ借地料ニ依ルヲ妥当カト信スレドモ工事中ハ寧ろ建築費ニ属センメ竣工ノ後之ヲ経常費借地料ヨリ支出スルヲ取扱上便ナリト思惟シカク支出セルモノニシテ借入坪数九十坪ナルニ依リ年額ノ六分ノ一ヲ支払ヒタルモノナリ

③救護施設ノ設備費国庫補助清算ニ関スル件 社会局保護課新妻風宛 井口県社会課長 昭8.11.24

拝復愈々御清祥ノ段奉賀候

陳者本月十日付御来照有之候徳山町救護所ニ対スル国庫補助ノ件御手数相煩シ恐縮仕リ候御来照ノ事項左記ノ通ニ有之候間御了承様被下度御回答申上候

記

- 一、式百円ノ追加工事ノ概要及関係書類別紙ノ通 〔別紙は、略〕
- 二、右工事ハ国庫補助ノ承認ヲ受ケサルモノナルモ救護所設置上必要欠クベカラサル工事ニ付補助ノ有無ニ関セス町ニ於テ追加工事トシテ施工セルモノニ有之候
- 三、雑費支出中農作物補償費及土地借入料ノ内容ハ左記ノ通ニ有之候
〔略、前掲②の徳山町回答中の別紙記載と同じ〕
- 四、支出証憑書類写 別紙ノ通 〔別紙は、略〕

資料4-3) 宇部市救護所の設置設備費補助申請関係
〔編者注〕 宇部市の設備費補助申請は、設備認可申請と同時に進められた関係上、関係文書は、前掲の資料3中にも含まれている。
その主なものは、3-(4)-②、④~⑨、⑪、⑭~⑯、⑲、⑳、㉑などである。

①救護施設ノ設備終了並事業開始ノ件 県知事宛 宇部市長 宇社発645号 昭10.10.12

本年四月二十三日付指令社第八九五号ヲ以テ御認可相成候本市救護所ハ客月三十日竣工シ本日ヨリ事業ヲ開始致候条救護法施行規則第二条ニ依リ此段及報告候也

②救護施設ノ設備竣工並事業開始ノ報告ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 社1463号 昭10.10.18

本年三月三十日収社第二四三三号ヲ以テ救護施設ノ設備認可方御承認相成候管下宇部市救護所ハ九月三十日竣工シ十月十二日ヨリ事業ヲ開始致シ候条此段及報告候也

追テ宇部市救護所建設ニ対スル国庫補助申請ノ時期ニ就テハ更メテ御通牒可相成コトニ相成居リ候処可成本年度ニ於テ御補助相成候致度申添候

③救護施設ノ創設費、拡張費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関スル件通牒 山口県知事宛 社会局社会部長 社発57号 昭12.3.2

曩ニ創設(拡張)ヲ承認相成居候左記救護施設ノ創設費(拡張費)及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助金下付申請書ヲ左記ニ依リ提出センメ其ノ設備カ当局ノ承認アリタル設備ノ計画ニ適合スルヤ否ヤヲ調査シ其ノ意見ヲ附シ来ル三月十日迄ニ御進達相成度

記

- 一、申請書ニハ昭和七年三月七日発社第二三号通牒様式第五号ニ依ル精算書ヲ添付セシムルコト
- 二、国庫補助率ハ二分ノ一トスルコト
- 三、精算書ニハ竣工年月日ノ外工事着手年月日ヲ記載セシムルコト
- 四、支出明細書ニハ証憑書類ノ写ヲ添付セシムルコト
- 五、申請書ノ宛名ハ内務大臣トスルコト
救護施設 宇部市救護所

④救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 宇部市長宛 県学務部長 社685号 昭12.3.5

曩ニ認可相成候貴市救護所ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助金下付申請書至急提出方社会局社会部長ヨリ通牒有之候ニ付テハ左記ニ依リ折返シ御提出相成度

記

- 一、申請書ニハ昭和七年四月社第七九八号救護費国庫及県費補助取扱方ノ件通牒様式第四号ニ依ル精算書ヲ添付スルコト
- 二、国庫補助率ハ二分ノ一トスルコト
- 三、精算書ニハ竣工年月日ノ外工事着手年月日ヲ記載スルコト
- 四、支出明細書ニハ証憑書類ノ写ヲ添付スルコト
- 五、申請書ノ宛名ハ内務大臣トスルコト

⑤救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助申請ノ件 県学務部長宛 宇部市長 宇社発190号 昭12.3.9

本月五日付第六八五号ヲ以テ御通牒相成候標記ノ件別紙ノ通補助申請書及提出候条本年度内ニ交付相成様御取計相煩度此段及回報候也

⑥救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助申請ノ件〔申請書〕 内務大臣宛 宇部市長 宇社発190号 昭12.3.9

昭和十年四月二十三日付指令社第八九五号ヲ以テ山口県知事ヨリ御認可相成候救護施設ノ設備ニ要シタル費用ニ対シ国庫補助金ヲ御下附相願度別紙書類相添へ此段及申請候也

〔添付〕 ・請負契約書(昭10.5.25) 〔略〕

- ・宇部市救護所建築工事設計書、設計明細書〔略〕
- ・昭和十年度山口県宇部市歳入歳出追加予算〔略〕
- ・支出証憑書類(創設費、初度調弁費)〔略〕

⑦救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 宇社発190号 昭12.3.11

本月二日社発第五七号ヲ以テ御照会相成候標記ノ

件ニ関スル補助申請書別紙ノ通及提出候処右設備ハ御承認ノ通ニテ不都合無之様被認可条可然御取計相成度候也

〔別紙〕 内務大臣宛申請書 〔略〕

⑧救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関スル件通牒 山口県知事宛 社会局社会部長 収社224号 昭12.3.31

三月十一日社第六八五号ヲ以テ宇部市長ヨリ提出ニ係ル標記国庫補助申請書進達有之候処別紙ノ通指令相成候ニ付左記事項御了知ノ上可然御取計相成度

記

- 一、初度調弁費ハ社会局ニ於テ承認以外ノモノヲ購入セルハ不都合ナルモ事情已ムヲ得ザルモノト認メ国庫補助相成タル次第ニ付将来如スコト無之様留意セシムルコト
- 一、国庫補助予算ハ別途配付セラルルヲ以テ至急交付シ交付ヲ了シタルトキハ其ノ年月日及交付額ヲ直ニ報告スルコト

⑨タイトルなし〔宇部市国庫補助決定通知〕 宇部市長宛 内務大臣 収社224号 昭12.3.31

昭和十二年三月九日附申請救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費国庫補助ノ件聴届ケ金二千四百二十円ヲ補助ス

但シ左ノ通心得ヘシ

記

- 一、補助基本額ハ宇部市救護所創設費及之ニ伴フ初度調弁費精算額四千八百四十円六十二銭トス
- 二、救護法ニ依ル利用ノ程度ハ全部トス

⑩救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 宇部市長宛 県学務部長 685号 昭12.4.7

三月九日宇社発第一九〇号ヲ以テ提出ニ係ル標記国庫補助申請書ニ対シ社会局社会部長ヨリ別紙ノ通指令書送付有之候ニ付左記事項御了知ノ上救護施設ノ運用ニ関シテハ特ニ御留意相成度及通牒候也

記

- 一、初度調弁品ハ社会局ニ於テ承認以外ノモノヲ購入セルハ不都合ナルモ事情已ムヲ得ザルモノト認メ国庫補助相成タル次第ニ付将来如スコト無之様留意スルコト
- 一、国庫補助金ハ別途送付ス

⑪救護施設ノ創設費及之ニ伴フ初度調弁費ニ対スル国庫補助ニ関スル件 社会局社会部長宛 山口県知事 685号 昭12.4.19

三月三十一日収社第二二四号ヲ以テ御通牒有之候標記ノ件ニ関スル国庫補助金貳千四百貳拾円也 昭和十二年四月十六日交付ヲ了シ候条此段及報告候也

資料5 救護施設収容救護者の状況と救護費支出額（山口市・徳山町・宇部市救護所）

- 注1. 本資料5は、救護施設に収容救護された被救護者の状況および救護費支出額がどのように算定・支出され、それが救護施設での、主として食事など日常の賄い経費となっていたかを示すものである。
2. 原資料は、山口県文書館所蔵の旧山口県庁社会課の各種の救護法施行関係文書綴*に含まれる各市町村が提出した「救護費支出額内訳書」あるいは「救護費支出額明細書」中から、収容救護の該当分を抽出したデータにより作成した。
- * 文書館所蔵の県庁社会課の救護法施行関係文書綴（完結簿冊）は、19点におよぶ。
3. 市町村の提出文書の書式が必ずしも一定していないことなどのため「救護事由」などの内容に不祥部分があるが、それらは「・」とした。
4. 原資料がすべて手書きのものであることなどから、判読困難なものの判別は筆者（寺脇）の責任で行なった。なお、性別の判別は氏名から判断したものであるため、正確なものではない（判読困難なものは*印）が、参考のため示した。

①山口市救護所／1934、1935年度（定員10人、うち法該当分10人、医療設備あり）

	人 名	性 別	救護 事由	収容期間と日数		救護		備 考		
				月日～月日	日数	単価	支出額			
1934 年度	生 活 扶 助	a	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	6.25(埋葬費7円)	
		b	女	老衰	4.1-8.31	153	15	22 95		
		c	女	老衰	4.1-6.30	91	15	13 65		
		d	男	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75		
		e	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75		
		f	女	老衰	4.1-12.31	275	15	41 25		1.2死亡(埋葬費7円)
		g	女	老衰	4.1-9.30	183	15	27 45		9.9死亡(埋葬費7円)
		h	男	疾病	8.2-8.23	22	15	3 30		5.9死亡(埋葬費7円)
		i	男	疾病	7.1-7.31	31	15	4 65		8.2死亡(埋葬費7円)
		j	女	老衰	12.1-1.31	62	15	9 30		1.9死亡(埋葬費7円)
	助	k	男	幼弱	4.1-6.30	91	10	9 10	救護単価の変更 10銭→15銭 11.2死亡(埋葬費7円)	
		l	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75		
		m	男	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75		
		n	男	疾病	4.1-2.28	334	15	50 10		
		o	女	疾病	4.1-2.28	334	15	50 10		
		p	男	疾病	7.1-8.31	62	10	6 20		
		q	男	老衰	9.1-11.30	91	15	13 65		
	小計				3613		534 30			
	医 療	r	男	・	4.1-1.15	290		146 32	7.22死亡(埋葬費6円)	
s		男	・	7.18-7.23	6		8 88			
小計					296		155 20	埋葬費 合計52円		
1935 年度	生 活 扶 助	a	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	10.11死亡(埋葬費7円) 1.10死亡(埋葬費7円)	
		b	男	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75		
		c	女	老衰	4.1-10.31	214	15	32 10		
		d	女	老衰	4.1-12.31	275	15	41 25		
		e	女	老衰	4.1-3.31	365	20	73 00		
	助	f	男	老衰	7.1-11.30	153	15	22 95	12.4死亡(埋葬費7円)	
		g	男	疾病	4.1-12.31	275	15	41 25	12.2死亡(埋葬費7円)	
		h	男	老病	4.1-3.31	365	15	54 75		
	小計				2377		374 80			
	医 療	i	男	・	(8.21-)	35		42 23	埋葬費 合計28円	
j		男	・	(4.13-4.30)	6		4 37			
k		男	・	(6.18-8.30)	42		26 85			
l		女	・	(7.10-7.31)	10		6 66			
m		男	・	(9.3-10.5)	32		20 35			
小計				125		154 32				

①山口市救護所／1937年度（定員10人、うち法該当分10人、医療設備あり）

	人 名	性 別	救護 事由	収容期間と日数		救護 単価	救護費		備 考
				月日～月日	日数		単価	支出額	
1937 年度	生活 扶助	a	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	9.23死亡(埋葬費7円)
		b	男	老衰	4.1-9.30	183	15	27 45	
		c	男	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	
		d	女	・	4.1-3.31	365	15	54 75	1.12死亡(埋葬費7円)
		e	男	・	4.1-2.28	334	15	50 10	
		f	女	・	4.1-3.31	365	20	73 00	1.17死亡(埋葬費7円) 6.14死亡(埋葬費7円)
		g	女	・	4.1-3.31	365	15	54 75	
		h	女	・	4.1-3.31	365	10	36 50	
		i	女	・	4.1-1.31	306	20	61 20	
		j	男	・	4.1-6.30	91	15	13 65	
		k	男	・	4.1-9.30	51	15	7 65	9.24死亡(埋葬費7円)
	小計					3155		488 55	
	医	I	*	・	9.14-10.12	30	50	15 00	埋葬費合計 35円
m		*	・	7.29-8.7	10	50	5 00		
n		女	・	4.28-5.21	24	50	12 58		
小計					64		32 58		

②徳山町救護所／1934、1935、1937年度（定員12人、うち法該当分12人）

	人 名	性 別	救護 事由	収容期間と日数		救護 単価	救護費		備 考
				月日～月日	日数		単価	支出額	
1934 年度	生活 扶助	a	男	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	1.25死亡(埋葬費7円) 埋葬費 計 7円
		b	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	
		c	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	
		d	男	老衰	7.19-3.31	256	15	38 40	
		e	男	老衰	10.24-3.31	159	15	23 85	
		f	女	疾病	1.17-1.26	6	15	90	
		小計					1516		
1935 年度	生活 扶助	a	男	老衰	4.1-3.31	366	15	54 90	日数は、救護廃止後、再開した分との合計分 埋葬費 計 -円
		b	女	老衰	4.1-3.31	366	15	54 90	
		c	女	老衰	4.1-3.31	366	15	54 90	
		d	男	老衰	4.1-8.31	290	15	43 50	
		同	上	12.16-3.31					
		e	男	疾病	4.1-7.15	106	15	15 90	
		f	女	老衰	12.1-3.31	122	15	18 30	
j	男	老衰	4.1-3.31	366	15	54 90			
小計					1982		297 30		
1937 年度	生活 扶助	a	男	老衰	4.1-1.15	290	15	43 50	1.17死亡(埋葬費7円) 10.15死亡(埋葬費6円) 埋葬費 計13円
		b	女	老衰	4.1-7.31	122	15	18 30	
		c	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	
		d	女	老衰	4.1-3.31	365	15	54 75	
		e	女	老衰	4.1-3.31	365	18	65 70	
		f	女	老衰	4.1-3.31	365	18	65 70	
		小計					1872		

③宇部市救護所/1935、1937年度(定員14人、うち法該当分14人、医療設備あり)

	人 名	性 別	救護 事由	収容期間と日数		救護 単価	救護費 支出額	死亡日	埋葬 費	最初の収容 救護年月日	前年度との 継続の有 無	備考
				月日～月日	日数							
1935 年度	生 活 扶 助	a	男	・	10.12-3.31	172	20 34 40			1935.10.12	新規	
		b	女	・	10.12-3.31	172	20 34 40			1935.10.12	新規	
		c	男	・	10.14-3.31	170	20 34 00			1935.10.14	新規	
		d	女	・	10.14-3.31	170	20 34 00			1935.10.14	新規	
		e	男	・	10.14-3.31	170	20 34 00			1935.10.14	新規	
	f	男	・	10.14-3.31	170	20 34 00			1935.10.14	新規		
	g	男	・	10.16-3.31	168	20 33 60			1935.10.16	新規		
	h	男	・	11.11-12.13	33	20 6 60			1935.11.11	新規		
	i	女	・	10.18-3.31	166	20 33 24			1935.10.18	新規		
		(移送費)		(4人分の移送)		— 6 10						
		小計				1391	— 284 34		—			
注 《医療費》 上記の収容救護を受けている者のうち、下記のもの7人が、併せて医療を居宅救護扱いで受けている。 a 12円72銭 b 20円52銭 c 10円04銭 e 17円26銭 f 17円76銭 g 11円16銭 i 2円48銭 医療費計 91円94銭												
1937 年度	生 活 扶 助	a	女	・	4.1-10.3	186	22 40 92	10.2	1 30	1935.10.12	継続 b	
		b	女	・	4.1-3.31	365	22 80 32			1935.10.18	継続規 i	
		c	女	・	4.1-3.31	365	22 80 32			1935.10.14	継続 e	
		d	男	・	4.1-11.27	241	22 53 02	11.27	3 60	1935.10.14	継続 c	
		e	男	・	4.1-3.31	365	22 80 32			1936.10.8	継続	
	f	男	・	4.1-3.31	365	22 80 32			1936.10.9	継続		
	g	女	・	11.12-11.19	8	22 1 76			1937.11.12	新規		
	h	女	・	4.1-11.30	243				1936.10.9	継続		
	i	同上	・	1.1-3.31	91	22 73 48						一時中断 救護再開
	j	女	・	8.9-10.26	79	22 17 38			1937.8.9	新規		
	k	男	・	11.21-1.6	47	25 11 75			1937.11.21	新規		
	(移送費)			—	— 1 40							
	小計				2720	— 601 21		7 60				
注 《医療費》 上記の収容救護を受けている者のうち、下記のもの9人が、併せて医療を居宅救護扱いで受けている。 a 89銭 b 1円10銭 c 10銭 d 12円58銭 e 15円71銭 f 36銭 g 36銭 i 17円30銭 k 23円50銭 医療費計 81円78銭												
1938 年度	生 活 扶 助	a	女	・	4.1-3.31	365	25 91 25	11.30	4 00	1935.10.18	継続 b	
		b	女	・	4.1-11.30	244	25 61 00			1935.10.14	継続規 e	
		c	女	・	4.1-3.31	365	25 91 25			1936.4.4	継続 i	
		d	男	・	4.1-3.31	365	25 91 25			1936.10.8	継続 e	
		e	男	・	4.1-10.3	186	25 91 25			1936.10.9	継続 f	
	f	同上	・	11.14-1.14	97	25 71.00						一時中断 救護再開
	g	女	・	4.1-2.28	334				1936.10.9	継続 h		
	h	同上	・	3.14-3.31	18	25 88.00						一時中断 救護再開
	i	男	・	6.13-3.31	292	25 73 00			1938.6.13	新規		
	j	女	・	6.13-3.31	292	25 73 00			1938.6.13	新規		
	k	男	・	6.24-3.31	281	25 70 25			1938.6.24	新規		
l	男	・	7.1-3.31	274	25 68 50			1938.7.1	新規			
m	女	・	8.27-9.11	16	25 4 00			1938.8.27	新規			
n	男	・	9.7-9.21	15	25 3 75			1938.9.7	新規			
	小計				3144	786 00		12 00				
注 《医療費》 上記の収容救護を受けている者のうち、下記のもの9人が、併せて医療を居宅救護扱いで受けている。 a 6円06銭 b 1円30銭 c 4円02銭 e 58銭 h 5円 i 5円28銭 j 1円36銭 k 96銭 k 84銭 医療費計 25円78銭												

資料6 私立救護施設（大勸進養育院）の収支決算一覧（1931～1944年度）

- 注1. 本資料6は、『大勸進養育院年報』各年版に掲載の決算書中の数値を掲載したものである。
 2. 1939年度のみは、決算のほか追加決算があり、ここにはその合算値を計上した。
 3. 1934年度には増改築工事（3945円）があり、1939年度には三婦寮の増改築工事（5386円）があった。
 そのため、この両年度は収支とも変則的である。なお、三婦寮は育児部門の名称である。

	1931年度	1932年度	1933年度	1934年度	1935年度	1936年度	1937年度
	円	円	円	円	円	円	円
經常費歳入							
御下賜金	200	200	200	300	300	300	309
助成金	100	1,000	953	2,100	1,400	1,100	800
（国庫助成金）	100	100	100	400	400	400	400
（民間助成金）	-	900	853	1,700	1,000	700	400
寄付金	674	761	1,058	795	404	318	495
補助金	1,501	1,476	1,123	1,132	1,128	1,158	1,123
（国庫補助金）	-	-	-	-	-	-	-
（県補助金）	* 756	* 703	390	444	430	430	410
（市補助金）	400	400	378	378	378	378	378
（寺院関係補助）	345	372	355	310	320	350	335
救護受託金	-	885	1,311	1,487	1,718	1,619	1,655
（救護受託金）	-	885	1,290	1,482	1,673	1,571	1,599
（医療費）	-	-	7	5	17	14	3
（葬祭費）	-	-	14	-	28	35	53
財産収入	927	954	972	833	942	929	803
維持会費	2,722	1,364	1,387	1,312	445	268	1,329
売店繰入金	-	-	50	287	400	421	440
雑収入	264	231	141	241	97	85	59
繰越金	608	583	516	1,046	135	279	-
借入金	-	-	-	-	-	340	-
別途寄附金	-	-	-	1,591	-	-	-
繰入金	-	-	-	-	-	-	1,151
歳入合計	6,996	7,455	7,711	11,131	6,968	6,817	8,163
經常費歳出							
事務費	1,497	1,311	1,458	1,818	1,824	1,797	1,959
会議費	33	24	27	34	41	39	34
教育費	1,381	1,355	1,095	1,496	1,198	1,443	1,803
三婦寮経費	1,908	1,781	2,251	2,360	2,513	2,573	2,797
償却金	733	1,566	175	259	249	227	211
集金費	279	136	139	131	44	42	194
雑支出	181	140	205	157	168	259	421
修繕費	201	126	62	95	254	137	86
基本金繰入	200	500	900	700	400	300	400
予備費	-	-	-	-	-	-	-
別途会計へ支出	-	-	* 250	3,945	-	-	-
繰越金	583	516	1,046	135	279	-	257
歳出合計	6,996	7,455	7,711	11,131	6,968	6,817	8,163
附表/三婦寮経費内訳							
事務費	754	763	892	870	854	この年度の内訳不明	894
教育費	1,062	943	1,234	1,336	1,606		1,793
雑支出	23	48	71	66	31		32
修繕費	69	27	29	72	22		49
予備費	-	-	25	-	-		30
三婦寮経費合計	1,908	1,781	2,251	2,344	2,513	2,573	2,797

4. 歳入の（県費補助金）欄のうち、*印の1931、1932年度は、県恤救米金補助を含んでいる。
 5. 歳出の「別途会計へ支出」欄の1933年度分（*）は記念式典費である。
 6. 原資料の数値は、銭の単位まで計上されているが、ここでは四捨五入して円の単位までとした。

	1938年度	1939年度	1940年度	1941年度	1942年度	1943年度	1944年度
	円	* 円 追加決算 含む	円	円	円	円	円
歳入決算							
御下賜金	300	-	-	-	-	-	-
助成金	1,000	900	800	500	580	570	300
（国庫助成金）	500	-	-	-	-	-	-
（民間助成金）	500	900	800	500	580	570	300
寄付金	343	1,007	722	859	566	891	246
補助金	1,109	2,665	2,343	2,245	2,220	2,270	2,480
（国庫補助金）	-	1,950	1,070	1,020	970	970	1,000
（県補助金）	550	578	550	500	550	600	700
（市補助金）	189	567	378	380	380	380	380
（寺院関係補助）	370	370	345	345	320	320	400
救護受託金	1,833	3,676	4,029	4,413	4,487	4,987	4,747
（救護受託金）	1,748	3,279	3,649	4,353	4,358	4,829	4,604
（医療費）	60	326	277	10	-	-	-
（葬祭費）	25	71	103	51	129	158	143
財産収入	885	894	866	869	1,083	1,068	1,102
維持会費	1,823	1,880	1,214	1,270	906	402	4
売店繰入金	400	575	918	500	500	730	700
雑収入	143	255	236	223	215	606	1,128
繰越金	257	-	164	590	627	482	1,410
借入金	554	2,428	-	1,800	800	3,400	-
別途寄附金	-	-	-	-	-	-	-
繰入金	-	-	-	-	-	-	-
歳入合計	8,649	15,081	11,293	13,269	11,985	15,406	12,116
歳出決算							
事務費	1,886	2,200	2,161	2,346	2,360	2,505	2,163
会議費	32	42	40	34	39	46	21
教育費	1,803	2,731	2,604	2,230	2,697	2,334	2,249
三帰寮経費	3,870	5,220	4,452	4,895	5,011	5,220	4,357
償却金	200	3,580	397	1,800	397	2,800	1,000
集金費	270	279	181	189	136	60	-
雑支出	193	232	305	346	417	357	418
修繕費	94	35	125	403	232	173	-
基本金繰入	300	600	437	400	214	500	-
予備費	-	-	-	-	-	-	-
別途会計へ支出	-	-	-	-	-	-	-
繰越金	-	164	590	627	482	1,410	1,909
歳出合計	8,649	15,081	11,293	13,269	11,985	15,407	12,116
附表/三帰寮経費内訳							
事務費	1,318	1,353	981	1,325	1,245	1,557	1,359
教育費	2,377	3,673	3,092	3,456	3,443	3,432	2,845
雑支出	31	45	91	54	77	83	152
修繕費	143	149	288	59	242	148	-
予備費	-	-	-	-	-	-	-
三帰寮経費合計	3,870	5,220	4,452	4,894	5,011	5,220	4,357

資料7 公立救護施設事務費の内訳と財源（山口市・徳山町・宇部市救護所、1932～1938年度）

- 注1. 本資料7は、公立の救護施設の運営・維持管理に要する経費である「救護施設事務費」の実態とその財源がどのようなものであったかを示すものである。
2. 原資料は、山口県文書館所蔵の旧山口県庁社会課の各種の救護法施行関係文書綴に含まれる救護施設設置の市町村が県社会課宛に提出した救護施設の「事業執行状況等調」（1937年度から1936年度分まで）および、各市町村が提出した「救護費支出額内訳書」あるいは「救護費支出額明細書」「救護施設の事務費に対する国庫補助基本額算出調書」など（1932年度から1938年度分まで、ただし文書によりいくつかの年度の欠如あり）から、所要の数値を抽出・突合し、吟味したデータから作成したものである。
3. 原資料により、数値が若干異なるなどの問題がいくつかあったが、資料全体を通しての総合的な判断で、より適切で整合性があると思われる方の数値を採用したものである。
4. 事務費の費目名称、区分については、原資料によって、市町および年度で異なるものがあるが、資料の呼称・区分をできるだけ生かしつつ、統一的に比較出来るように配慮した。
5. 本表中の表記上の凡例は、以下の通りである。なお、金額については、円未満は四捨五入した。
金額欄 「 - 」 = ゼロを意味する。 「 . 」 = 該当の数値が原資料にないもの。
比率欄 「 0 」 = 小数点以下の値があるが、四捨五入のため 0 となるもの。

①山口市救護所（1932年9月1日事業開始）

	1932年度		1933年度		1934年度		1935年度		1936年度		1937年度		1938年度		
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
a 経費総額(事務費)	円 968	% 100	円 987	% 100	円 1123	% 100	円 1165	% 100	円 1753	% 100	円 913	% 100	円 1259	% 100	
内訳	事務員給料	350	36	371	38	396	35	396	34	396	23	434	48	488	39
	看護婦給料	-	-	-	-	-	-	-	-	432	25	-	-	-	-
	雑給・手当	322	33	338	34	421	37	293	25	317	18	315	35	350	28
	使丁給金	219	12	219	24	234	19
	手当賞与	95	5	93	10	114	9
	備人料	3	0	3	0	2	0
	嘱託医手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	10
	需要費	238	25	244	25	252	22	403	35	354	20	110	12	202	16
	消耗品	157	14	260	22	248	14	92	10	117	9
	備品費	42	4	35	3	106	6	18	2	85	7
修繕費	34	4	20	2	28	2	43	4	234	13	35	4	64	5	
雑費	24	2	13	1	26	2	31	3	20	1	18	2	35	3	
b 寄付金等の収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
c 補助基本額 a-b	968	100	987	100	1123	100	1165	100	1753	100	913	100	1259	100	
財源	国庫補助額	484	50	494	50	539	50	513	50	788	50	457	50	630	50
	県費補助額	242	25		25		25		25	788	25	228	25	315	25
	市費負担額	242	25		25		25		25	228	25	228	25	315	25
参考	職員備人の状況	事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1 看護婦 1		事務員 1 使丁 1		事務員 1 使丁 1	

②徳山町救護所 (1933年9月1日事業開始)

		1933年度		1934年度		1935年度		1936年度		1937年度		1938年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
a 経費総額(事務費)		円 130	% 100	円 176	% 100	円 176	% 100	円 232	% 100	円 239	% 100	円 267	% 100
内 訳	番人給 同賞与	47	36	72	41	75	43	72	31	105	44	108	40
	備人料	-	-	3	2	3	2	5	2	5	2	8	3
	消耗品費	14	11	25	14	20	11	36	16	31	13	56	21
	備品代	1	1	2	1	4	2	41	18	11	5	16	6
	電灯料	26	20	43	24	43	24	43	19	44	18	39	15
	火災保険料	4	3	4	2	4	2	4	2	4	2	4	1
	借地代	27	21	27	15	27	15	27	12	27	11	27	10
	修繕費 雑費	9 2	7 2	- -	- -	- -	- -	5 -	2 -	11 1	5 0	3 4	1 1
b 寄付等の収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
c 補助基本額 a-b		130	100	176	100	176	100	232	100	239	100	267	100
財 源	国庫補助額	65	50	88	50	88	50	116	50	120	50	134	50
	県費補助額	33	25	44	25	44	25	58	25	60	25	72	25
	市費負担額	33	25	44	25	44	25	58	25	60	25	72	25
参考	職員備人の状況	番人 1		番人 1		番人 1		番人 1		番人 1		番人 1	

③宇部市救護所 (1935年10月10日事業開始)

		1935年度		1936年度		1937年度		1938年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
a 経費総額(事務費)		円 239	% 100	円 511	% 100	円 519	% 100	円 597	% 100
内 訳	小使給 同賞与	109	46	292	57	292	56	329	55
	備人料	-	-	14	3	14	3	20	3
	消耗品費	37	15	64	12	65	13	83	14
	電灯費	41	17	79	15	70	13	71	12
	水道費	16	7	35	7	30	6	33	6
	備品費	7	3	2	0	-	-	17	3
	火災保険料	17	7	17	3	17	3	17	3
	修繕費 雑費	1 12	0 5	1 12	0 2	31 -	6 -	28 -	5 -
b 寄付金等の収入	-	-	-	-	-	-	-	-	
c 補助基本額 a-c		239	100	511	100	519	100	597	100
財 源	国庫補助額	106	50	245	50	210	50	294	50
	県費補助額	60	25	118	25	105	25	147	25
	市費負担額	74	25	138	25	105	25	147	25
参考	職員備人の状況	小使 1人		小使 1人		小使 1人		小使 1人	